矯正図書館

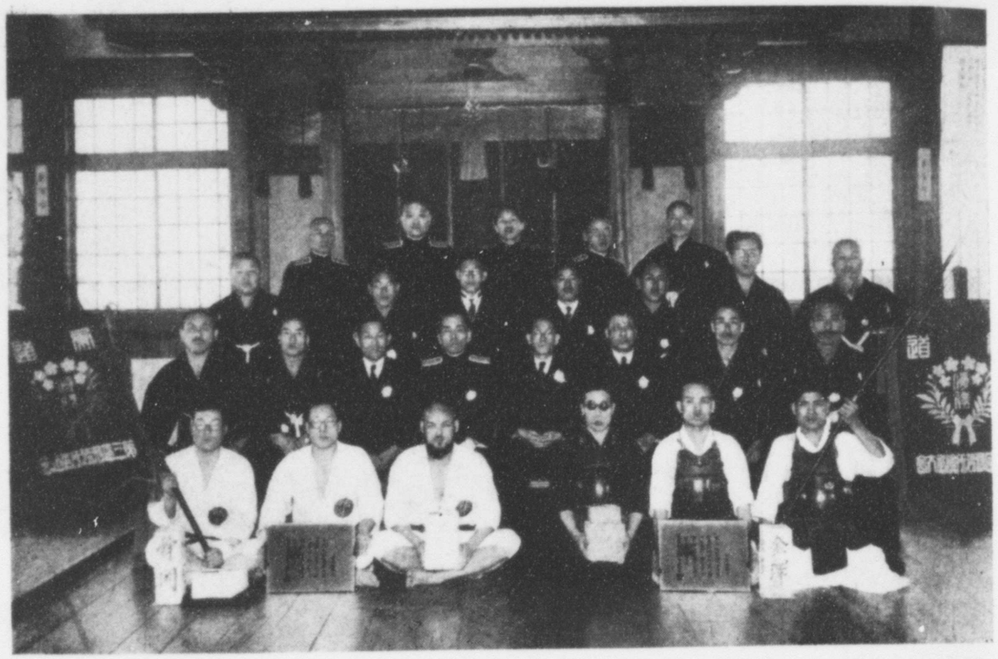
刑政

第五號　五月號　第二十五卷

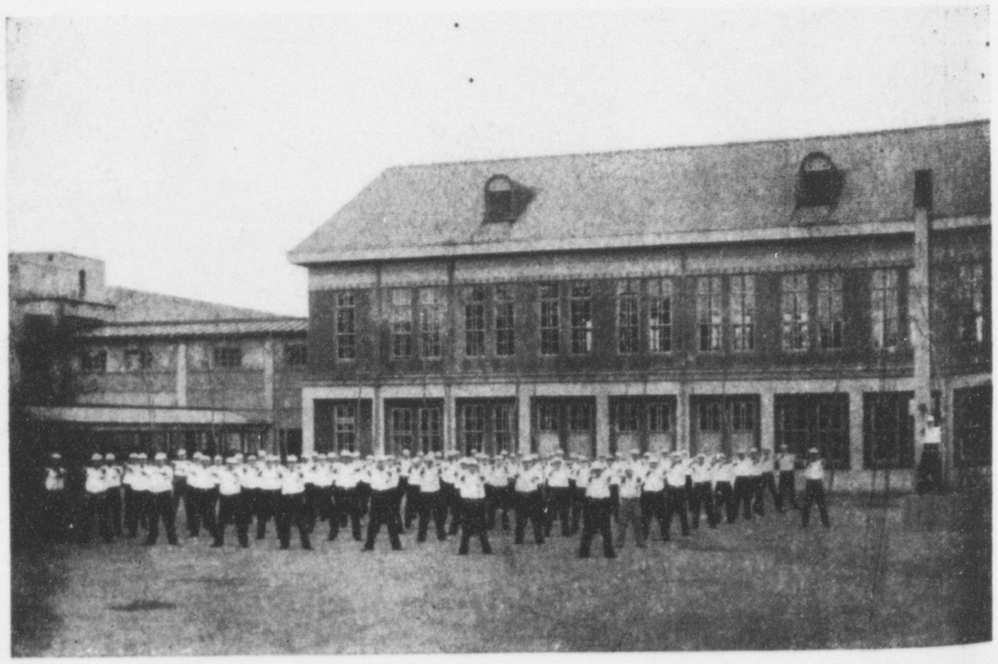
高級刑務官の養成（巻頭言）　日沖憲郎　二
刑務官の職務教育問題を中心として（一）　小野崎權七　四
行刑統計研究（其五・完）　公文彪　二四
明治前期の北海道集治監績考　細川龜市　四五
司獄官制度因革略（三）　辻敬助　六〇
イタリアの新戒護職員服務規則（一）　七三
海外時報　七六
アメリカ合衆國行刑管理（三・完）　八五
最近の支那事情（二）　山本實彦（談）　九五
第三十一回刑務官練習所開所式　一〇六
司法保護事業法　一〇八
○刑務所便り　○切抜帖　○海外異聞錄

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



第三區武道大會



橫濱刑務所建國體操

矯正図書館

刑政

五月號

第五十二卷
第五號

刑政第52巻第5号
矯正図書館

高級刑務官の養成

日沖憲郎

近着のドイツ監獄學雜誌は巻頭の主論文を擧げて高級刑務官の養成の問題に費してゐる。すなはち、プリシュケは高級刑務官の養成について論じ、シュトルーベはその養成に關する實際上の提案を掲げてゐるのである。繰り返しいはれてゐるやうに、あらゆる制度の效用はこれを運用する人の如何に俟つてゐる。行刑にあつても、もとよりその例に漏れるものではない。極言すれば、制度よりもむしろ人なのである。行刑においては他のいかなる部門にもまして、これに當る者の人格と能力がその制度の死命を制するも否、行刑においては他のいかなる部門にもましてこれに當る者の人格と能力がその制度の死命を制するものであることは、普く識認され來つてゐるところである。ドイツにおいても、或はドイツ刑務協會により、或は國際刑務會議により、或はまたドイツ法曹會により刑務官の養成の問題が取り上げられたのであつて、此の問題の重要性は一般的の承認を經てゐるわけである。それにも拘らず、彼の地にあつては刑務官の養成は甚だ不備な狀態に置かれてゐる。勿論、周知のやうに自由刑の執行に關するライヒの原則は、その第九條中に刑務官はその職務について理論上ならびに實際上の教養を受くべき旨を定めてはゐるが、各邦における實踐は頗る不完全の域を出でてゐない現狀である。唯、一九三七年一月の命令は少年行

刑に携はる刑務官に對し、少年行刑の特性に顧みその人格的資格に關する要求を掲げるに至つた。少年行刑官吏に關する章の劈頭には、その官吏は教化的能力があり且つその職務に對して高邁な見解をもつべき旨が宣言されてゐるのである。

前掲の論文でプリシュケはドイツのかうした現狀を嘆いて一つの提案をしてゐる。それは高級刑務官に對して何等かの中央教育機關を設けることである。その數は一箇とは限らない。全ドイツを通じて二箇もしくは三箇の施設をもつべきことを希望してゐる。そこで飜つて我が國の現狀を觀る。我々はすでにして我が行刑界における先達の努力により、古い沿革を荷つてゐる刑務官練習所をもつてゐる。此の一事はドイツの現狀に比して我々の大いに幸とし、且つ竊かに誇りとするところのものでなければならぬ。唯、憾むらくは刑務官練習所は未だに官制化されてゐないのであるが、將來これが十分の官制化を見ることは思ひを行刑に潜む者のことごとくが希望するところであらう。刑務官練習所は今春その内容の充實を期するため學科目の改訂を試みた。が、もとよりその完全を期することは猶ほ將來の努力に俟たなければぬ。しかしながら、これらの事業はひとり當路の人々のみの仕事ではない。行刑に携はる者のことごとくの關心事でなければならぬ。時たまたま刑務官練習所の開講中に當る。一言所懐を舒べて巻頭の言葉に代へる所以である。

昭和十四年四月

刑政第52巻第5号
矯正図書館

刑務官の職務教育問題を中心として（一）

小野崎權七

一、行刑の指導理念と行刑に於ける刑務官の職務教育の地位
二、行刑精神と刑務官の職業
三、刑務官の生活型式（以上本號）
四、刑務官練習所の發達
五、刑務官練習所に於ける教育組織について
六、結　び

一　行刑の指導理念と行刑に於ける刑務官の職務教育の地位

犯罪闘爭としての刑罰の執行に於て吾々は如何なる立場をとらねばならぬか。凡そ斯様な行刑理論の基本觀念は其の刑罰觀に基礎を有つことであるが、其の刑罰の本質問題については由來應報刑論と目的刑論乃至教育刑論との相對立する深刻な論爭が繰り展げられて未だにその點の解決は容易に期待することを許されない。さりながら吾々は刑事政策的に殊に行刑上の立場に於て問題を考察するならば刑罰の執行をして最早純然たる應報的害惡の意味を有たしむることを得ないのである。（一）　若しそれ刑罰の執行を純粹な應報的害惡によつて支配するならばその刑罰の執行が當然に犯罪の程度に相應せる分量的に計量された苦痛と損害を加ふることを要し、從つてその適用に於ては事實的に刑罰の衡平を維持することが頗る困難なるのみならず、その刑罰の執行に直接するところの刑務官をして他人に對し

不道德な害惡や苦痛の强要に專心せしむるために、それによつて彼等の道德性を鈍らせその人間性を粗野に導き、所詮刑務官吏の精神的墮落を醸して著しく其の心情を害するに至ることを一般とする。而も他面受刑者そのものに對してはその社會國家に對し感謝と自責の念を誘致せしむることゝは凡そ反對に寧ろ絕えざる憎惡と反抗の念を培ふに至る危險性をすら包藏するのである。蓋し應報思想は爲されたる惡に對して爲される惡を以て刑罰となすから、其の根本に於て不道德な原理の上に成立し人間の價値性を否定し去らんとするものであるからである。（二）

固より私はこゝに刑罰の本質を究明せんとするものではない。只今日の行刑がその立場に於てかくの如き應報刑論の立場を支持し固執し得ないといふことを主張すると共に寧ろ目的刑論乃至は教育刑論の立場にその基礎を有たなくてはそれ自らの存在意義を喪失しその文化的使命を果し得ないであらうことを强調しなければならないのである。されば吾々は刑罰の歷史をふりかへつて見ても古來刑罰理論に獨擅場の觀があつた報復と威嚇をその內容とする應報的害惡思想に對して勇敢に反旗を飜して其の反抗の功績を爲し遂げた者は所詮輿論でもなく、法律家でも司法官でもなく又科學者でもなくて、之をマコノキー、クロフトン、オーベルマイヤー、ブロックウエー、クローネ、オスボン等の刑務官に見出さねばならなかつた。（三）　そこに吾々は行刑の重點が「汝は刑罰のために來れるものにして日夜此處にその刑を受けざるべからず、汝は汝の責任を負ふところの惡として之を受くべし。」“Du bist hier zur Strafe und sollst hier diese Strafe Tag und Nacht empfinden, Du sollst sie als ein Übel empfinden, das Du verschuldet hast.”（四）　とする傳統的な應報觀念の桎梏を脫して、「犯罪人をして再び有用なる社會の一員たらしむ」“den Verbrecher wieder zu einem brauchbaren Glied der Gesellschaft zu machen.” とする積極的な改善思想へと移行し來つたことを看取し得るのである。かくして近代文化の著しい進展は刑罰觀念の進化の上にも大きな影響を與へずしては措かなかつたのであつて、其處に改善主義の思想が應報主義思想に對して絕えず目的論的反省

と社會的立場の考慮を與へつゝ其の理論と實際の上に勘なからぬ變化を及ぼすと共に現實的實踐的な地盤を開拓し確保し來つたことを注意しなければならない。

惟ふに一國の行刑がかくの如く改善思想若くは教育思想の上に展開せられなければならぬといふ主張が支持せらるるならば刑罰の執行によつて國家の犯罪人に對して負ふところの責務は決して小さなものではない。さればジョインソン・ヒックス（Joynson Hicks）が一九二五年のロンドン國際監獄會議に於てこのことを力説して「國家が人を逮捕してその自由を剝奪した場合には國家に對して重い責任が發生する。それは囚人に對しこれを適當に處遇し且つ教育するといふことである。……その囚人が釋放されたとき、市民として社會に於ける自己の義務を完うするに必要な精神上及び身體上の能力を缺くといふが如きことがあるならば國家は決してその責任を全うしたものといふことが出來ない。……囚人の矯正にして可能ならんか、これを精神的に且つ身體的に改善することが義務でなければならぬ。……さうしてこの方法によつてのみ國家のその責任が全うされるわけである。」（五）と說いたことであつたが、やがて先進諸國に於ても類例を見ざる革新であると絶讃せしめた一九二七年の獨逸行刑法草案は受刑者の處遇に關する規定の理由書中に於て國家の斯樣な責務を現實に高揚するに至り、行刑に於ける教育刑思想の展開はまことに注目すべきものであつたのである。（六）其後時勢の變遷推移は獨逸に於てナチス政權の確立を見ると共にその民族防衛といふ强烈な要求の下に獨逸に於ける刑法並に刑罰理論は一變して應報と贖罪の觀念を以て之に替ふるに至つたが、然しナチス行刑制度を更に探究吟味するならば從來の教育刑主義をば全面的に之を否定し去つたものと見ることは早計である。さればその受刑者處遇の基本原則たるべき一九三四年の『自由刑及び自由剝奪を伴へる保安矯正處分の執行に關する命令』第四十八條中に「受刑者は之を勞働と義務履行に馴致すると共に宗教的、道德的及び精神的に感化するやう企圖さるべきである。」（七）と規定し獨逸行刑の進むべき一つの基本綱領としてゐる點に鑑みれば、その行刑が贖罪と害惡と威嚇の觀念を第一義的なものとして導入したとは云へ、教育刑主義の理論を淸算し去らんとしたものとすることが出來ない。寧ろそれは動もせばその理論の昂揚に專らなる餘りその實踐に於て省察を缺き刑罰の嚴肅性の確保に兎角の弛緩を生じがちであつた從來の教育刑主義行刑に對して實際的に又理論的に大なる反省と試練とを加ふるに至つたものと解し得べく、吾々の立場よりせば寧ろそれは教育刑主義行刑のより高次なる段階への辨證法的發展に於ける一過程と解し得られないとはない。それ故にかゝるナチスの反動的な刑罰思想下に開かれた一九三五年のベルリン國際刑法並に刑務會議に於ても行刑の領域上に於て教育並に矯正の目的の根本的に正しいものであるといふ點に就ては一の議論の餘地はなく、何れの方面特に獨逸側からもこの點については爭はれなかつたと報告されてゐる。（八）殊に英國の派遣員ピータアソンの如きは「教育が不能である如く見受けられる犯罪人があるけれ共この種の者にあつても必ずしも全然矯正の見込みを捨てゝしまふ譯には行かない。行刑の目的とするところは囚人を社會に復歸せしめることによつて社會を擁護するに在る。從つて自由刑を執行するに當つて適用される方式も囚人を教育し之を矯正する目的を追求することを必要とする。」（九）といふ注目すべき提議を爲してゐるのである。而して世界行刑の實際を見るに刑の應報性を高調する獨逸がその累進制を棄てず其後少年行刑と保護事業とを整備して一度葬つた教育刑主義の思想と技術を採用し、（一〇）又從來その行刑に對して極めて消極的な態度を執りつゝあつた佛國に於てさへ最近その少年行刑を整備强化して所謂科學的行刑の確立を企圖し、更に英國に於ても同樣少年行刑としてのボースタル施設や特志共助委員（Voluntary Workers）制度の活動を擴充して教育刑論の主張を實地に適用しつゝある等（一一）現に峻嚴な反動的思想下にありながら教育刑主義行刑がその行刑組織の要點を把持して一方自己內省と自己批判に依る自己完成を期しつゝ他方それ自らの理念を現實的に實踐の上に展開して不斷の發展を遂げつゝあるのである。蓋しそれは犯罪對策として國家の緊急且つ切實な內敵防衛の問題に對する實際的要求に對して最も忠實に卽應す

刑政第52巻第5号
矯正図書館

るところの意義を有してゐるからである。

かくして行刑が教育刑論の下に基礎づけられるならば、前にも述べたやうに國家が最善を盡してその犯罪人を教化し改善するの義務を負擔する。從つて吾々刑務官吏が國家より負荷せられる最大任務は最早その受刑者に對して良心的に之を戒護檢束することだけに局限さるべきではなく、寧ろ積極的にその人格と行動とを通じて彼等に對して最善の教育的影響を與ふるといふ責務を包含することゝなつた。況して自由刑の執行と相並んで保安處分の制度を實現し、之によつて犯罪の豫防乃至鎭壓を一層徹底化せんことを所期しつゝある近代刑事思潮の下にありては國家がその抱擁する犯罪人に對してその自覺と責任とを喚起しつゝ正しき生活理想を植培すべく要請せらるゝところの改善的義務は愈々重要な問題として展開されつゝあるのである。殊にこのことは『刑は刑なきを期す』とする我が東洋思想に合致するのみならず畏くも

罪あらばわれを咎めよ天津神
民はわが身の產みし子なれば

との明治天皇の大御心にも拜察せらるゝ如く罪の子と雖も猶ほひとしく陛下の赤子として各々其の處を得せしめんことを所期せらるゝ我が皇道精神の要求するところである。されば行刑部門に於て國家に與へられた第一課題は凡そ國家がかゝる重要なその文化的任務の遂行をして所期の目的を達成するに足るところの刑務官吏を配し得るや否やの問題に在るものと言ふを得べく、從つて刑務官吏の問題はその進歩的な法規の確立乃至は近代行刑科學の要求に適合せる設備や建築にもまして遙かに重要な事項でなくてはならぬのである。所詮刑務官吏に於ける斯様な問題の滿足なる解決の成否はやがて行刑改良の全計畫遂行の能否を決定するところの基礎的條件でなければならない。

かくの如く國家の行刑に對する教育的任務を意義づけるところに於ては取りも直さず行刑の實踐に直接するところの刑務官吏の素養問題それ故に亦その職務教育問題が最も重視せらるべきものとして登場しなければならぬことは固より言ふを俟たざるところである。されば國際監獄會議に於ても一八七八年のストックホルム會議以來刑務官吏の職業的訓練乃至教育の問題は屢々論議せられ世界的に視聽を惹くやうになつたのである。殊に一九三〇年のプラーグ會議に於ては總ての刑務職員はその職務の遂行のために特別の教育練習が與へらるべく、別けても上級刑務官は特に專門的な科學的教養を有つべき旨の決議を採擇し世界的に刑務官吏の教養問題を昂揚するに至つたが、この年を前後して歐米諸國の間に於ける行刑界は活潑にその刑務官養成問題を採り上げて其の理論と實踐に努力を傾注しつゝあつたのである。（一二）かくして一九三五年のベルリン會議に於てはこの問題の研究を目的として一の委員會を設置し、その調査研究を進めつゝあつたのであるが、愈々その完了を俟つて一九三八年、覺書の形式を以て刑務官の職務教育問題に關する注目すべき大綱を公表するに至つてゐる。（一三）

我が行刑界に於ても教育刑思想の新しい主張が擡頭して漸次實踐の上にその地盤を獲得し、最近に至つて假釋放審査規程や行刑累進處遇令等の新立法を完成し行刑に於ける教育的組織の確立を見ると共に益々この問題は緊要且つ必至的な問題となりつゝあることは最近刑務所長會同に於て連年刑務官吏の教養乃至教育問題がやかましく論議せられてゐることに徵しても明白な事實である。（一四）而してこの點に於て朝鮮總督府が內地に先驅して昭和十二年七月、勅令第三二八號を以て刑務官練習所官制を定め、その刑務官養成機關を官營化したことは當局が刑務官の教養問題に對して積極的な關心と眞摯な考慮を實踐の上に表明したものとして吾々は多大の興味を覺ゆると共にその行刑に對する熱意に對し最高の敬意を表しなければならない。

固より我が國に於ても古い歷史と整備せる教科內容を有するところの刑務官練習所を有つとして嘗つてギリン教授をして讃歎措かざらしめた程であつたが、（一五）然しかゝる職務教育機關は必ずしも歷史の古きを以てのみ誇りと

刑政第52巻第5号
矯正図書館

することは出來ない。果してそれは現實に於て時代の要求に適應せる刑務官養成機關として妥當な教育內容を有つものなりや否やは更に批判的に考察檢討を要する問題であるのである。

（一）正木亮氏「刑事政策汎論」一〇九頁以下に依れば今日の應報刑論に於ては刑罰の本質が應報なりとする點に於ては歸一するも、刑罰の執行部面に於ては或は矯正を是認し或は執行の慘忍性を排斥し、其の應報刑は只理念としての應報刑たるに止まり刑事政策的に所謂應報刑なるものを見出し得なくなつたとし、エム・エ・マイヤーや小野博士の學說を引用して說明されてゐる。尙ほ同書、一二一頁參照。

（二）正木亮氏「監獄法概論」（昭和十二年）二頁及び木村龜治氏「行刑の上より見たる刑罰の本質」刑政第四二卷第三號七頁以下。

（三）木村氏、前揭論文、第一一頁及び H. Brandstätter; Ein Beitrag zur Strafvollzugsbeamtenfrage. (Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 22. Jahrgang. II.Heft. S. 666)

（四）この句は一九〇三年の Bützow 中央監獄則に見るところである。(Brandstätter, a .a. O. S. 664)

（五）牧野英一氏「刑法に於ける重點の變遷」三四〇頁以下。

（六）木村氏、前揭論文刑政第四二卷第二號一七頁及び森山武市郎氏譯「改正獨逸行刑法規」二〇七頁以下參照。

（七）司法資料第二一七號「ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度改正について」二三六頁以下、二八〇頁及び東邦彥氏「行刑制度論」刑政論集四六頁以下。

（八）司法資料第二二八號「第十一回國際刑法及び監獄會議關係論文集」二九三頁。

（九）同上　一九七頁以下。

（一〇）中尾文策氏「ナチス行刑の轉向」刑政第五〇卷第六號二頁以下及びルドルフ・ジーフエルツ「革新せられたるドイツ少年犯人の刑罰執行に就て」刑政第五一卷第四號四四頁以下並に第五號三八頁以下。

（一一）ノーマン・エス・ヘーナー「英國に於ける少年犯人の敎化施設」及び「特志共助委員規程並注意」刑政第五十卷第五號四三頁以下、七二頁以下參照、尙刑政第五一卷第六號以下所載のルドルフ・ジーフエルツ「英國のボースタル・システム」參照。

（一二）當時刑務官の職務敎育問題に關して C. S. Peterson, Thorsten Sellin, J. O. Stutsman, H. Brandstätter, H. H. Hart, J. L. Gillin 等の人々によつて次々に發表された文獻が多い。尙ほ我が國に於ては正木亮氏「監獄學の新思潮と我が行刑の基本精神」法學志林第三五卷第三號六五頁以下及び同氏「最近に於ける世界の行刑思潮及び現況」刑政第四五卷第八號一三頁以下參照。

（一三）この覺書に就ては刑政第五一卷第一一號四三頁以下に飜譯されて詳細を報じてゐる。尙、日沖憲郎氏「刑務官の敎育問題」同號二頁以下參照。

（一四）特に昭和十一年の刑務所長會同に於ける諸問事項「受刑者ニ對スル精神訓練上有效適切ナル方策如何」に對する答申事項の一つとして刑務官の養成機關を設置することを強調し左の如く述べてゐる。

イ、中央ニ刑務官專門學校及中央敎習所ヲ常設シ不斷ニ人材供給ノ用意ヲ爲シ有能ナル刑務官ヲ養成スルノ要アリ

ロ、看守採用制度ヲ改正シ各控訴院管內ニ看守敎習所ヲ常設シ當該管內刑務所看守ハ總テ其ノ終了者ヲ以テ之ヲ充ツヘシ

（一五）J. L. Gillin; The world's oldest training school for prison officials (Journal of Criminal law and Criminology. vol. 23, No. 1. P. 101. et seq)

二　行刑精神と刑務官の職業

前述の如く行刑の敎育的任務が其の指導精神として重點を占めなければならぬとすれば行刑に於ける實際活動は最早刑務官をして威嚇と害惡を生命とする應報刑主義によつて其の行刑を支配した時代のやうに所謂牢番たるの任務を以て決して甘んじせしめはしない。まさに刑務官こそは憐むべき世の蹉跌者に對する社會再生への敎導者であり從つて又精神的な社會事業家でなくてはならぬのである。されば其の行刑活動に於けるあらゆる方法の基礎を爲すものは

刑務官の職務敎育問題を中心として

刑務官吏によつて運載されるところの精神にある。戒護に於て作業に於て保健衛生に於て殊に又教誨教育に於て刑務官吏の其の收容者に接する常に此の精神が其の活動の根本動力とならなければならぬ。それ故に行刑活動の他のあらゆる技術活動と異る根本的特色は所詮その方法の最末端に至るまで精神の滲透して行く點に在る。まことに吾々はかゝる精神の力によつて受刑者の内奥に猶も眠つてゐる其の價値感情を搖り動かし目覺し助長するところに教化の祕訣を發見するのである。今かくの如き行刑活動の中心生命を爲すところの精神を名づけて吾々は假りに行刑精神と呼ぶことにする。然らばかゝる行刑精神の本質を爲すものは何か。それは畢竟自ら立ち難き者を救ひ助けて自全の境に進めて行かうとする宗教的態度に見出さなければならない。嘗つて一八七〇年、アメリカ刑務協會の宣揚した原則宣言（Declaration of Principles）に見られるところの『刑務官吏は須く犯罪人は之を改善し得るの信念を保持せざるべからずとす』In order to accomplish the reformation of criminals, there must be not only a sincere desire and intention to that end, but a serious conviction, in the minds of the prison officers, that they are capable of being reformed.）（一）とする崇高な態度も亦玆に所謂行刑精神の偉大な昂揚に外ならぬのであつて、まことにそれは行刑に關する國際的基準を定立したものといふことを得る。（二）

かやうに一般教育者の場合に於ける如く刑務官の場合に於ても精神の陶冶若くは改造の重要な力は其の人格換言せば刑務官吏の内に生動する行刑精神に在る。されば行刑に於ける一々の教化過程は刑務官吏の人格から直接迸出するところの創造的な流動狀態であり、從つて行刑活動の本質も亦刑務官吏の人格――行刑精神から發出するところの陶冶力に基く刑務官吏と受刑者との間に交流する價値結合と云つてよい。故にこの兩者間に成立するかゝる一種の社會的關係がやがて受刑者の人格に價値的に影響してその惡性乃至反社會性の撲滅に作用し、玆に人格の改善を見るに至るのである。吾々は行刑に於ける受刑者の斯様な人格の改善作用を目して教育乃至教化と稱する。かくの如く行刑は

受刑者處遇の原理を教育教化に置き、さうしてそれによつて豫防乃至社會防衛の任務を遂行しようとする立場に立つことになると、行刑問題は只單に受刑者をその宣告せられた刑期間無難に隔離して置けば事足るものとするザイン（sein）の世界から一轉して少くも彼等をして有用な社會の一員にまで陶冶し改善し直さなければならぬといふゾルレン（sollen）の世界に高められることになる。（三）さればこゝでは前にも述べたやうに刑務官吏の職務は所謂牢番たるの任務から一轉して教化官としての高い位置に引き上げられるのである。

かくして刑務官吏の職業は一般教育者の場合に於ける如く理念を追求するところの最も純な職業に高められ、從つて刑務官吏の目指す最後の標的は實利實益を眼目とするのでもなければ其の對者たる受刑者の幸福を目的とするとも見られない。幸福も實利實益も固より之を無視することを得ないが、然も主眼となることは人間にとつての一切の價値の根源となる對者の人格である。勿論如何なる職業に於ても理想に導かれつゝ價値の實現に與るのでなければ人間としての眞の職業にはならない。さりながら他の職業例へば科學者にありては專ら眞理の實現を、實業家にありては利用厚生を目的とするが如く、その理想が局部的であり又之を自己に實現しても必ずしも他人に對して實現させようとは考へない。然るに之に反して刑務官吏の職務は自己の人格を通じて對者の反社會的性格に矯正感化を加へ其の社會復歸性を涵養練成するに在るが故に所詮對者の人格の再陶冶といふことが目的である。即ち其の追求する終局の目的は之を自己に實現せんとするものでなくて他人殊に反社會的な惡性に根ざす世の受刑者に實現して再び社會人としての人格的適格性の回復を主眼とする點に於て他の職業に見られない特長を具へてゐるのである。而して刑務官に於ける斯様な職業的優位をして實際にその高き地位を確保せしむる原動力はとりも直さず刑務官に備へらるべき行刑精神を外にしては之を考へられない。

最近刑務所に於ける特殊作業の著しき氾濫と忙殺とに伴ひ之に對處する精神的基礎を當局は作業報國といふ受刑者

刑政第52巻第5号
矯正図書館

の國民的感激性と昂奮性とに求め、之を刺戟することによつて作業能率の増進をはかり、他面受刑者の國民的自覺の喚起に資して行刑の教化的使命を遂行しようとする所謂一石二鳥の效果を期待したかに思はれたが、(四) 然しそれは假りに作業そのものゝ教育的意義の上に構築せられたものでなくて單純に愛國といふ感情性を極度に刺戟鼓舞することのみに依據してその刑務作業を營まんとするものならば其の企圖が果して永續性を確保し得るものなりや否や吾吾は疑はざるを得ないのである。されば實際に於ても刑務作業が動もすれば作業のための作業と化し、作業の中に貫流する教育精神を忘却してひたむきに受刑者の作業生産にのみ傾き、犯罪對策としての行刑教化上識者の間に非難の聲をさへ聞くに至つた點もないではなかつたが、(五) 要するに刑務作業も亦刑務官吏の內に要請せらるべき行刑精神の稀薄化若くは喪失によつて作業する者の心情をすら害するに至るのである。されば行刑に於て如何なる作業を施行する場合に於てもそれは額に汗して自らの生活を確保しようとする自覺的な勞働意欲と勤勉力行の精神を刺戟し啓培せんとする教育的計慮と結合せられなくてはならない。而して又吾々は經濟的に自給自足を以て行刑經營の理念となす所以のものも畢竟それは國家經濟の立場に於て之を見ることもさることながら、更に自給自足の觀念は吾々の社會生活に於ける先行條件としてひとしく人間の道德的理念であり、この理念の自覺に於て生活に之を追及實踐せしめんとを意圖する所謂教育的目的に出發する點に大きな意義を見出さなければならぬ。總じて刑務官吏として行刑事務に携る者は敍上の如き理想性を具へた自己の職業に自覺を新たにし其の職分に畏敬の念を以て當ることを要するのみならず常にこの畏敬の念に發足して內に受刑者の指導と訓練に對處し外に一般社會の行刑に對する理解と協力を促進するの態度を把持しなければならない。それ故に刑務官吏の職務教育に於てもかくの如き精神的練成若くは人格的訓練を必要とすべきことは看過し得ない基礎的な問題であるのである。

(一) Frederick Howard Wines; Punishment and reformation, 1919. P. 205.

牧野英一氏「刑法研究」第六卷 四一六——四一七頁。

(二) 牧野英一氏「日本刑法」上卷 六一四頁。

(三) 正木亮氏「監獄學の新思潮と我行刑の基本精神」法學志林第三五卷第三號七五頁。

(四) 例へば雜誌「人」五六六、五七四、五九〇及び六一二各號所載行刑局長瀧川秀雄氏所說參照。尙行刑當局の刑務作業による之等の行刑教化對策に對して正木亮氏「昨今の犯罪對策運動」法律新聞第四二八三號三頁參照。

(五) 特に教化的立場に於て今日の刑務作業の實情を批判論難してゐる一例としては昭和十三年五月の「教務課長會同議事速記錄」二八、四六、五五—五六、六一、一〇七—一〇八各頁參照。

三 刑務官の生活型式

既に述べたやうに行刑の指標を受刑者の性格の陶冶若くは人格の改善教化といふ點に求むることになれば、當然行刑は物を對象とする生活關係ではなくて犯罪人といふ人を對象とするところの生活關係である。從つてこゝでは所謂人と人との相互關係換言せば社會的な生活關係を通じてのみ自らの使命を遂げ得るのである。されば行刑の實際活動に於ては人の社會性といふ點は極めて重要な意味を有たなければならぬのであつて、特に對者に影響し對者を感化せんとする地位に立つべき刑務官吏の人格的要素は頗る重要視せられなければならぬところである。從つて刑務官の職務教育の問題を考察する場合に於て刑務官吏に具備せられねばならぬ理想的の人格傾向、卽ち其の生活型式について研究吟味しなければならぬことは固より言ふを俟たないところである。

今吾々は行刑は所詮一つの社會的な生活關係に外ならぬことを述べたが、この意味に於て刑務官たるべき者に具備さるべきところの理想的特質として先づ第一に社會的な人格の形態卽ち社會的生活型式を擧げなければならない。而

してこの社會的生活型式は兒童教育に携る人々に於けるやうに愛をその生活の本質となすことに特に注目しなければならぬ。單に社會的生活型式といふ點から言へば宗教家は勿論醫師や看護婦や乃至社會改良家も凡てこの型式を備ふべきものと見られるが、然し之を對者の發達の上から言へば大人たると子供たるとを問はないのであり、又その對者の人格内容の如何を問題としないのである。之に反して刑務官の愛の對象となるものは反法行爲に依る反社會性を内に藏するところの社會人としての不適格者であり、而かも他方夫々獨特な個性を具へてゐるところの人間的存在である。刑務官は畢竟この個性に應じて人間的な再陶冶を施し、嚮てその危險性を芟除して社會的な人格を成さしめようと努力する點に刑務官の刑務官たる特長を有するのである。この點に於て刑務官の職務は一切の價値の芽生えを有つ未成の人格を對象とする兒童教育者の職務とは異るにしても、然しその人格を完成せしめんとして對者の上に注ぐ愛の精神に於ては異るところがない。刑務官吏は直接受刑者の身邊に接して彼等の精神的道德的經濟的な生活の破綻を探究しつつ彼等の内に猶も潜在する人間的な力を洞察し、そこに教化改善の可能を信じて斯様な人間的な力の觸發と喚起に努め、其の反社會性の矯正と改善とに依つて正善の生活への道を開拓助成せずには居られないといふ切實な仁愛の精神に出發しなければならない。吾々はかくの如く愛を中心とする社會的生活型式を通じて受刑者をより眞なるもの、より善なるもの、より美なるものに高むべく不斷に其の生活に影響感化を加へ、さうして彼等の社會復歸性を促進し涵養するの任務を負擔するのである。されば我が司法當局に於ても一般刑務官吏に對して「仁愛の心を以て事に當り、犯人を敎化して改過遷善の效果を收めんことを期すべき」ことを訓へ、（一）この種社會的生活型式の職務的に頗る重要なる所以を强調してゐるのである。

刑務官が受刑者の人格の改善を目的となす場合に於てもその材料の大きな範圍を占めるものは理論的價値である。故に刑務官吏が只その職權によつて受刑者を威嚇し抑壓してその場を過せば足つたやうな單なる應報觀念の上に立つて其の職務の執行を爲し得た時代は既に過去に屬してゐるとせば、刑務官吏は理論的價値の媒介によつて受刑者に對するに詢々理を說き事を敎ふると共に他方複雜多岐なる監獄經營をして最も合理的ならしめて行くだけの深い知識を備へてゐなければならないのみならず又更に其の思考を理論的に練習しなければならない。この點に於て刑務官の要求せらるべき人格が理論的生活型式に接觸するが、然し刑務官としての理想的な類型を考へる場合にはこの要求は刑務官吏に本質たるべき敍上の社會的生活型式のために制約を受けなければならない。蓋し理論的興味の故に敎育的實際的興味が壓倒されてその本分となす受刑者の人格の陶冶を爲すことが閑却せられ個性を無視して材料を材料のためのみに取扱ふことに陷るからであり、吾々は學者特に敎育學者でも必ずしも敎育の實際家たり得ない事例に接し得る所以でもあるのである。さはあれ元々人格を陶冶し改善するといふことは單に知識を修得させることだけのことでもなく、又知識の修得によつて思考を練磨せしむるだけのことでもない。收得させた價値がその人格の中に渾然同化されて受刑者の改悛を誘致促進するでなければその人間を陶冶し改善したことにはならないのである。而して人間は夫々個性を具へて居り、その生活の事情も相異するが故に客觀的には同一の價値でも之を受け容れる受刑者各個人の内面的生活と結びつく點に於ては必ずしも一樣ではあり得ない。この點に於て受刑者の個性處遇といふことが行刑活動の上に於てやかましい問題となつて來るのである。

刑務官にとつて理論的價値が重視されなければならぬのは固よりかくの如く實質的に直接受刑者の敎化改善のための管理經營上刑務官はその職務の執行に於て頗る複雜多岐なる國法上の制約を受けなければならない。されば刑務官の職に在るものは當然に諸多の行刑法規は勿論少くも行刑に關連する法令殊に刑罰法規に通曉して夫々適切妥當なる處置に出づることを要し、其の法規の實際的適用に於ては特に萬遺憾なきを期するの用意が肝要である。

許りではない。行刑は刑罰の執行といふ國家權力の實現を展開する一の行政作用であるから、受刑者の處遇上將又監獄

刑務官の理論的生活型式を述ぶるに當つて玆に注意しなければならぬことは刑務官はその職務の性質上全く特殊な別世界たる監獄の高い障壁内にその生活の大部分を過さねばならぬといふ職業的制約を受くるの故に動もすれば外部自由社會との正條な關聯若くは其の價値標準を看過して事を處理するの傾向が著しいといふことである。かゝる事情は刑務官をして社會の動向と實情から眼をおほはしむるに至り、從つて同時に著しく社會の進運から彼等を遠ざくるの結果を招來せずしては措かぬのである。かくては刑務官をして日々の職務の執行に於て自ら所謂獨善の悲境に追ひ込み、所詮受刑者をして良き市民に非ずして良き囚人に Nicht zur Lebenstüchtigkeit, sondern zur Anstaltstüchtigkeit 向はしめて、行刑終局の目標としての彼等の社會適格性の陶冶乃至は涵養の如きは得て望み得ないところであると云つてよからう。されば刑務官はその陷り易きかゝる職業的制約の桎梏から可及的に脫却せんことに不斷の注意と不撓の努力を傾け、努めて社會の實相の把握と理解に念慮し、豐かなる社會常識を涵養して行刑の實踐に臨むことは最も望ましきことでなければならない。(二)

刑務官の理想的性格として第三に考察を要することは其の政治的生活型式である。この生活類型の特長とするところは權力によつて他人の意志を自己の意志に服從せしむる點に存する。殊に刑務所は受刑者を隔離拘禁してその自由を剝奪し所謂刑罰の嚴肅性を充實しつゝ特に彼等の反社會性の矯正改善を主たる任務となすものなるが故に所內に於ける保安紀律の確保こそはかゝる任務の遂行上あらゆる行刑活動の基本的條件をなすものといふべく、之に對して、苟も服從を怠り若くは反抗を試む者ある場合には刑務所は所謂紀律の府として嚴に必要なる實力强制を加へて秩序の維持に當らなければならない。而してこの場合、刑務官吏は特に受刑者敎化の方法として先づ受刑者の意志を自己の意志を以て支配するといふことが重要なことである。卽ち行刑に於ける權力的支配の重要性は所內秩序の維持といふ多衆の統制管理の上に於ける基礎的な要素としてのみならず、犯罪人の一般通性としての責任觀念に乏しく意志の薄

弱な反社會的性格の矯正乃至敎化法として高く評價せらるべきであつて、所詮刑務所は紀律の府として受刑者の取締若くは處遇の上に於て權力支配の關係の適正に行使せらるべき點に一の特異性を有するわけである。然しながら敎育刑主義に則る行刑思潮の發展は刑務官吏の政治的生活型式に於ける權力の意味をして往時の如く對者の內面的生活を顧慮することなく只單に對者を盲目的に自己の意のまゝに左右せんとするところの權力に止まらしめないやうになつた。そこでは刑務官吏に於ける政治的生活型式に見らるゝ權力も愛の泉から流出するところの權力でなくてはならないのである。換言せばそれは支配せんがための權力ではなくて其の對者の惡性を除去せんがための性格の陶冶によつて彼の人格を成さしめたいといふ仁愛の精神から起るところの權力でなければならないのである。されば刑務官吏に於ける權力も畢竟之を理想的に云へばそれによつて受刑者を畏服せしむることを越えて更に信服せしむる點にまで及ばなければならない。然らざれば外的に支配し得ても內的に支配し得ても之によつて到達し得ないといふ結果を見るの虞れがある。

刑務官にとつて必要な第四の生活型式は經濟的價値である。人の敎化善導を任務とする刑務官とても自己の生計を營むためにその勞力に對する物質的の報酬を受けざるを得ないが、然しかゝる經濟的價値が刑務官の勤勞の目標たり得ないことは一般敎育者の場合と何等異ならない。この意味に於て經濟的生活型式は刑務官の生活にとつて最も緣遠いかに見えるけれども、今日に於ける行刑事業の遂行の上に於ては經濟的價値意識は刑務官に缺くことを得ない一面となつてゐる。惟ふに經濟原理は可及的に少い勞力と時間とを以て可及的に多くの結果を擧ぐるといふことに歸着する。故に今日の行刑に於て勞作が敎化法の中心となり刑務作業による自給自足主義が目標とせらるゝ限り、其の監獄經營上經濟原理の重要な地位を占めなければならぬことは特に說明を俟つまでもない。殊に今日のやうに刑務作業の異常な發展期に於てその經營上の合理化を急務と爲す時代に於ては刑務官にとつて經濟的な原理に基いて其の作業を

刑政第52巻第5号
矯正図書館

運營しなければ充分の效率を擧ぐることを得ない。固よりかゝる經濟原理は單に刑務作業に於ける生産乃至收益のみに限つて適用されることではなく、監獄に於ける用度・會計等の諸經理事務については勿論文書事務や人的戒護に於ける執務上についてもこの原理に聽從するところがなければならぬ。用度事務に於ける豫算の合理的施行、消費の節約、無駄排除等より又その他の行刑事務に於ても時代の推移と要求とは行刑機構の上に新しき組織と法規とを附加してその實際事務をして著しく錯雜輻輳せしめつゝあるため、自ら其の執務上事務の簡捷と刷新將又能率の增進等に關し不斷の研究と考慮とを拂ふことを緊要とするのみならず更に直接受刑者の戒護に當つても力の經濟的使用を必要とする等皆その一つの視點をなしてゐるのである。兎まれ角まれ監獄管理上或は經費を無計畫に支出し或はその職員や收容者をして無駄骨を折らせる刑務官はたとへ道德的には何等の不純な動機はないとしても經費と力と時間とを空費させる點に於てその不明を責められなければならない。

かくの如く刑務官の人格に於ける經濟的型式はやがて行刑に於ける受刑者の實際生活の上にも大きな敎化力として自ら反映して其の社會復歸性を助成することに影響するところ尠なからざるものと云ふを得べく、されば經濟的價値の傾向も亦刑務官の人格の重要な部面を占むることを要する所以である。

刑務官が受刑者の處遇に當り其の敎化技術上直接必要なことは審美的生活型式である。卽ち受刑者の個性を捉へ他方又其の行爲や動作を通じてその時その場合に表出せられたる受刑者各個の情意を汲み取り、之に適切な指導誘掖を加ふるがためには藝術家的性質が內に具へられてゐなければならない。受刑者といふ烙印を擔ふ社會の日蔭者に對する愛の精神だに備はれば行刑の實際家として申分なしとは斷じ得ない。かゝる受刑者をしてその人格を成さしめたいとの愛を實現するためには、その反社會的な人格の個的本質を捉へその言動や行爲の上から內面の生活を把握しなければならぬのである。この目的を到達せしむるものは靑年心理學、犯罪心理學乃至は敎育的心理學の敎ふる知識ではなくて直覺的非合理的な精神作用である。美學者間には之を感情移入と稱するものもあるが、畫家や彫刻家や文藝家をして對象の背後に突入してその本質を捉へその內面に生動するものを把握せしむるものは一種の直覺であり、而して又刑務官をして受刑者の動作、面相、言語等を介してその內面の生活を捉へしむるものも亦非合理性の作用である。この點で刑務官も藝術家と同樣生れるもので作られるものではないと云ひ得るであらうか。凡そ受刑者の實際處遇に於ては刑務官が直覺的にその個性を捉へてその內面に動く情意を汲み取つた上に更にそれに應じて適切に之に對處して行かなければならぬ。之に對して敎育學は個々の場合の基準となる法則を示してくれるが、然し法則に關する單なる知識は要をなさない。勿論法則に照して反省的にその處置の方法を考へることも必要であるが、然し一層重要なことは直覺的に湧き出て來る適切な處理法である。換言せば敎育的熟練は經驗のみによつて得らるゝものではなく寧ろ生得の天稟に屬するものであつて經驗は之をレファインせしむる用を爲すに過ぎない。然も刑務官にとつては藝術的性質としての審美的生活型式が具へらるべきものと見られるのである。(三)

理想の刑務官に具備さるべき今一つの重要な特質は宗敎的價値傾向卽ち宗敎的生活型式である。但しそれは必ずしも特定の或る宗敎に歸依してゐることを要するといふ意味ではなくて廣い意味に於て宗敎的情操が豐かに具へられてゐなければならぬといふ意味である。彼の敎育の慈父と仰がるゝペスタロッチ（H. Pestalozzi）は言つてゐる。「自己を超越して他人のために生き、此の世に暇（イトマ）を告ぐるとき朗かな心持と感謝の心とを以て去ることを得るならばその人は明らかに身に宗敎を具へてゐる人である」と。まことに刑務官が敬虔の心を持してその受刑者に對し衷心の愛を傾けてその人格を敎化することに努力するならば假令一定の宗敎を信仰することはなくとも既に宗敎を體したものと見られるのである。殊に行刑に於ては法律的に敎誨を施行すべきことを義務づけられてゐるから（監獄法第二十九條）、敎誨師を任命して特に宗敎敎誨のことに與らしめてゐるが、然し行刑活動の實質的任務を敎化に置く限りに於

矯正図書館

て一般刑務官吏は受刑者に接するに宗教的な感化影響は凡て教誨師に之を讓り自らは宗教的體認なしにその教化を爲し得るものと卽斷することは誤りである。近代行刑に於ては刑務職員は擧げて教化官たるの地位にあるのである。

（四）されば刑務官は教誨師の宗教教誨を理解し協力することを忘つてはならないのみならず進んでその接する受刑者に對して宗教的情操を啓培してその人格の改善に寄與するの積極的な態度を必要とする。この意味に於て刑務官にとつては豐かなる宗教的情操を內に保有するところの宗教的生活型式を具ふべきことが重視されなければならない所以である。（五）

以上吾々は社會的、理論的、政治的、經濟的、審美的及び宗教的の六つの生活型式を擧示して夫々刑務官として具備せらるべき理想的人格傾向を說述したのであるが 固より事實に於ては刑務官吏各自の生活型式に之等六型式の內何れか〻個性として判然具へられてゐるといふわけではない。寧ろその程度に強弱高低はあつても幾種かの混合した傾向が具有されてゐるのが一般である。而して既に述べたやうに刑務官は收容者の隔離作用の完璧を以てその職責を盡し得たやうに觀念されてゐた時代を脫却して、其の職務は積極的に彼等を改善し敎化しなければならぬといふ謂はば敎化官としての重要な任務を意義づけられるやうになつた近代行刑に於ては刑務官吏の人格に求められるべき理想の價値傾向は社會的生活型式を中心として綜合的に練成されたものでないであらうか。惟ふに吾々は少くとも受刑者敎化の立場に於て理性的にして公平無私な理解と同情の精神を把持すると共に抱擁的な價値態度をその全受刑者に對して執らなくてはならない。[1]所詮刑務官の行刑事務に對する凡ゆる生活行動は全收容者に對する人格的感化と結合するところに最も望ましき結果を見られるのである。かくして刑務官吏の生活型式はスプランガー（Eduard Spranger）の擧示した敍上の社會的、理論的、政治的、經濟的、審美的及び宗教的の各類型が綜合的に結合されたものを以て理想としなければならない。而して世に行刑に於ける感化乃至は敎化と稱するところのものも多くは所謂仁愛の精神の

自覺に於て精進する刑務官の內面的態度に觸發された受刑者の感應を基礎とする。この故に斯樣な綜合的な生活類型の中心を形成するものは之を社會的生活型式に見出さなければならないのである。

かくの如き人格型式の上より明日の刑務官を養成する職務敎育を考察するとき、その敎育內容の如きも只單に法律理論の速成的詰め込みと一片の人格第一主義の訓示のみを以てしては決して事足れりとして晏如たり得ないのは固より當然の事理であらう。されば吾々は刑務官練習所がその敎育期間に於て、敎育職員や敎科の組織構成に於て更に檢討考究を必要とする重要事項の尠なからぬことを特に記憶しておかねばならぬのである。

（一）仁愛の精神に基いて受刑者の處遇に當るべきことに就ては昭和十一年六月刑務所長會同に於ける林司法大臣訓示第五項參照。

（二）昭和十三年五月刑務所長會同に於ける鹽野司法大臣訓示並に同年同月敎務課長會同に於ける鹽野司法大臣訓示第四項參照。

（三）中尾文策氏は夙に行刑の藝術性を主張されて刑務官に於ける審美的價値傾向の重要性を論ぜられてゐる。同氏「行刑の藝術性」行刑思潮第九卷第一號一五頁以下及び第二號一九頁以下。

（四）昭和十二年十月刑務所長會同に於ける長島司法次官注意事項第四項參照。

（五）刑務官の生活型式については主として Eduard Spranger; Lebensformen, 1921 に論述されてゐる人間の理想上の個性基礎類型を基準として玆に六種に分類して考へて見たのである。尙刑務官の理想とすべき性格に就ては宮木誠四郎氏が Kerschensteiner 博士の說を引用しつゝ本誌上に詳論されてゐる。同氏「刑務官とその性格」刑政第四八卷第八號一二頁以下。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

行刑統計研究（其五・累犯の四）

公文彪

目次

まへがき
假釋放者の再犯　（以上九月號）
一、累犯現象概觀
A、累犯數字の統計的比重
B、最近の累犯增加傾向　（以上十月號）
二、累犯の速度
A、累犯期間の短縮傾向
B、入所度數の頻繁化　（以上一月號）
三、參考事項
A、刑期
B、年齡
C、職業
D、保護狀況　（以上二月號）
四、特殊犯罪と累犯性
五、再犯原因
あとがき　（以上本號完）

四、特殊犯罪の累犯性

さきに累犯者の增加傾向について觀察した際には、累犯者の罪質に關しては觸れなかつた。こゝでは罪質の別に依り累犯性の强弱と其消長を考へたいと思ふ。

こゝに累犯性と謂ふのは、便宜上用ひてゐるに過ぎない言葉で、累犯の發現度數の大小、換言すれば累犯の强度を意味する。然しながら同種犯罪を反復するといふ點より觀る場合ならば、寧ろ常習性と謂ふのが言葉としては適當であるかも知れない。何れにせよ、累犯發現の可能性の强弱を意味するものとしたい。

さて第一表に揭げた罪名は、累犯者實數常に百名を超ゆるものを選んだ。（但し「文書、印章僞造」に於ては常に

累犯者總計	竊盜
8,541	4,927
7,875	4,588
9,276	5,785
9,595	5,956
9,193	5,696
10,957	7,203
10,251	6,802
11,308	7,612
12,091	8,222
12,694	8,727
13,923	9,821
15,257	10,649
17,680	13,498
17,252	11,577
17,146	11,507
12,202	8,105
718	561
5.8 %	7%

刑政第52巻第5号
矯正図書館

第一表

特殊罪名累犯者比較

		強盗	賭博博奕	詐欺恐喝	横領	傷害	殺人	放火
大正	11	121	1,189	1,128	425	280	41	21
	12	119	927	1,092	359	301	52	30
	13	116	797	1,301	398	383	48	23
	14	142	801	1,369	377	337	52	34
	15	136	762	1,325	319	298	68	31
昭和	2	189	693	1,533	345	319	75	32
	3	238	553	1,402	326	311	51	31
	4	243	551	1,585	364	307	34	36
	5	215	513	1,734	375	341	55	21
	6	207	523	1,861	342	302	49	46
	7	248	423	1,992	328	329	52	45
	8	215	512	2,231	441	350	73	47
	9	276	589	2,543	507	367	68	54
	10	254	673	2,845	564	387	74	61
	11	280	712	2,734	588	365	68	70
平均		200	681	1,778	404	332	57	39
増減		12	−30	128	12	4	1.4	2.8
平均増減率		6%	−4.4%	7%	3%	1.2%	2.4%	7%

百名を超えてはゐるが、煩雑を避けて之を省き、殺人、放火は、共にはるかに百名以下ではあるが、罪質が重大であるといふ意味で特に参考として附加へた）大正十一年を起點としたのは、累犯者は、大正十年に於て、明治二十年代以後に於ける最減少を示し、翌十一年から急激に増加傾向を示してゐる事實を理由とする。（本誌昨年十月號拙稿累犯現象概観參照）

本表では、例へば強盗累犯者何名と云ふも、それは前罪が必ずしも總て強盗であつたものとは限らず、前罪は竊盗でも或は傷害でもあらうとそれは區別しないのであるから、この表から直ちに、これだけの數の者が強盗を即ち同種犯罪を繰返したといふふうに即斷してはならない。從て本表では、累犯者の罪名別分布狀態を知り得るだけであつて、各種犯罪の累犯性に對し直接には多くの意味をもたないのであるが、一つには、一般累犯現象の補足的な意味で必要であり、二つには、次に掲げるところの累犯者の前罪と後罪との關係につき、行刑統計年報は相對數を掲げてあるだけで、（註一）常習者と觀られる者の實數（註二）を示してないから、相對數として與へられた數値の比重を考へる場合必要である。

（註一）昭和八年以降は年報に實數が示されてゐる。統計書に相對數のみを掲げることが利用者にとつて不便であることに就ては、本誌二月號拙稿三六頁註に述べておいた。

（註二）後掲第二表に示す數を第一表に示す數に乘じて得たる積が、常習者即ち同種犯罪を反復したる者の實數に近い。

先づ第一表を一覽して特殊な傾向は、賭博に現れてゐる。即ち釋放者にして各種犯罪を再犯する者は、多かれ少かれ増加傾向を示すに反し、賭博を犯す者のみは減少傾向を示してゐる。長期的變動として觀れば、年々三〇名宛の減少であり、（註三）その割合は四・四%に相當する。然し刑事統計所載の第一審有罪人員を見ると、賭博前科者は稍増加傾向が認められ、決して減少傾向を示してはゐないから、科刑に當つて自由刑よりも罰金が科せられることが多

刑政第52巻第5号
矯正図書館

くなつたと考へらるべきである。

（**註三**）この計算方法に就ては、本誌昨年十月號拙稿二七頁乃至三〇頁を參照せられたし。

次に犯罪別に平均增加の割合を見ると、竊盜、詐欺、放火（**註四**）の各七%（實數では年平均竊盜五六一名、詐欺一二三名、放火二・八名）横領の三%（一二名）殺人の二・四%（一・四名）傷害の一・二%（四名）の順序となる。累犯者全體の平均增加率は五・八%（實數七一八名）であるから、竊盜、詐欺・恐喝、强盜の平均增加率によつて引上げられてゐる。殊に竊盜及詐欺・恐喝は實數に於ても、他の何れよりも遙かに大きい。從て一般累犯現象は、この兩者に於ける增加傾向を最も强く反映してゐると觀なければならない。

（**註四**）放火及殺人は極めて少數であるから、よつて得たる前記の相對數は、嚴密な統計數學的批判には耐えないものである。第二表に於ても然り。

第二表は、累犯者中直接前刑の罪名も同一であつたものゝ分節比率である。即ち累犯者中同種犯罪を繰返した者であるから、累犯性の最も純粹なものと謂ひ得る。（こゝでは寧ろ常習性と謂ふを適當とするであらう）よつてこの常習者數を累犯者數にて除したる數値を、便宜上常習率（**註五**）と名付け、その大小を犯罪別に示すと次の如くなる。

（最近十五年算術平均）

竊盜	八五・二%
賭博	七九・九%

		傷害	殺人	放火
大正	11	36.3	6.4	8.9
	12	38.0	6.3	20.9
	13	35.9	9.2	16.7
	14	40.5	9.5	13.0
	15	42.9	5.4	10.0
昭和	2	43.5	6.7	17.2
	3	42.0	7.0	12.5
	4	38.5	8.3	7.7
	5	41.4	6.9	16.7
	6	40.8	19.1	4.5
	7	41.0	10.3	10.8
	8	43.5	9.0	15.4
	9	39.3	5.4	13.9
	10	40.3	8.9	16.9
	11	34.7	12.9	28.3
平均		39.9	8.8	14.2
平均增加		0.07	0.28	0.32

第二表

常習率累年比較

（前罪名ト同一ナルモノ百分比）

		竊盜	强盜	賭博富籤	詐欺恐喝	横領
大正	11	83.7	12.3	86.0	43.3	20.9
	12	84.1	6.6	84.1	45.9	22.4
	13	83.0	9.4	81.4	46.9	22.0
	14	80.0	9.0	82.0	50.5	20.7
	15	83.0	3.2	80.9	51.5	18.8
昭和	2	83.1	7.8	80.1	50.4	20.3
	3	85.7	8.0	80.2	53.9	20.9
	4	86.0	11.0	79.1	53.1	22.2
	5	85.7	9.3	81.7	51.7	21.7
	6	86.4	10.5	78.7	52.3	21.7
	7	86.6	10.1	78.6	53.7	21.0
	8	87.3	9.5	78.9	55.0	23.3
	9	88.5	12.4	75.5	57.4	23.4
	10	88.0	14.4	75.3	52.7	22.6
	11	87.2	14.8	75.5	56.1	23.8
平均		85.2	9.9	79.9	51.6	21.7
平均增加		0.44	0.39	− 0.63	0.75	0.21

刑政第52巻第5号
矯正図書館

（常習率）
詐欺・恐喝　五一・六%
傷害　三九・九%
横領　二一・七%
放火　一四・二%（前掲註四參照）
強盗　九・九%
殺人　八・八%（前掲註四參照）

この常習率をたゞ大小の順に列べるだけならば、恐らく直觀的にも大體誤りなく出來ることであらうが、その各々の數値を計算してみると、それが案外大きいのには驚かざるを得ない。

更に、この常習率はもちろん可變的なものであり、特に刑の執行方法如何によつて、大いに低下せしむることを得べき性質の數値であることを信ずる。これを信じないでは、かうした數字を蒐めたり計算したりすることは全く徒勞に歸するのだから。然し猶未だ主觀に止る所以のものは、次の如き數字が物語る實際上の傾向を虛妄なりとして否定し得ないからである。

卽ち前揭第二表の數字を仔細に眺めると、何れも長期的變動としては、略直線的な增加傾向（賭博は減少）が認められる。よつて平均增加の値を計算すると（註三參照）左の如くである。値の大小の順に、

詐欺恐喝　(+)〇・七五%
竊盜　(+)〇・四四%
强盜　(+)〇・三九%

（常習率の增減）
放火　(+)〇・三二%
殺人　(+)〇・二八%
横領　(+)〇・二一%
傷害　(+)〇・〇七%
賭博　(−)〇・六三%

右に明らかな如く、賭博の常習率が低下しつゝあるの外、何れも多かれ少かれ增高しつゝあるのである。（但し傷害に於ては微細）特に詐欺・恐喝竝に竊盜及强盜に於ける增加は顯著であり、放火、殺人の如く比較的長期の刑に處せられること多きものまで傾向を同じくする。常習率の增高、換言すれば累犯性の强度の增大傾向は果して如何に解釋すべきものであらうか。

猶第一表及第二表を綜合して罪名別に統計的な說明を加へておきたい。

竊盜、累犯者十五年平均八、一〇五人に對し、年々平均五六一人の增加を示し、其割合は七%に當り、增加率の最も大なる組に屬する。而てその常習性の强度は八五・二%で第一位を占め、而もその强度は猶增大傾向を示してゐる。

賭博、平均六八一人に對し、年々平均三〇人宛の減少傾向を示す。常習性の强度から云へば七九・九%で、竊盜に亞いで極めて大きい。然し其强度は明らかに微弱となりつゝある。先に述べた如く、賭博の第一審有罪人員中の前科者は決して減少してはゐないから、罰金刑が選ばれる結果であり、この場合常習率の減少と云ふは不正確を免れない。

詐欺・恐喝、平均一、七七八人に對し、年々一二三人の增加であり、その割合は七%を示し、竊盜累犯者の增加率に

刑政第52巻第5号
矯正図書館

等しい。常習性の強度から云へば五一・六%で、竊盗、賭博に比すれば稍低いが、同じ財産犯罪中でも横領よりは、また遙かに高い。而もその常習率の増大傾向は、竊盗に於けるそれをはるかに凌ぎ、各犯罪中第一位である。傷害、平均三三二人に對し、僅かに四人宛の増加であり一・二%に過ぎない。然し常習率は三九・九%で猶相當高いが、十五年間の趨勢より觀れば、（數字は若干の増加を示すが）むしろ増減なしとすることが妥當であらう。横領、平均四〇四人に對し、一二人の増加、三%に當る。常習率は二一・七%で他の財産犯罪に比し最も低いが、なほ増大傾向を示す。

强盗、平均二〇〇人に對し、一二人宛の増加、六%に當り、之は相當大なる組に屬する。又常習率は九・九%で大きくはないが、その増大傾向は强い。

放火、殺人。累犯者實數、常習率共に小ではあるが、何れも増大傾向にあるは否み難い。

以上の如く各種犯罪の累犯性は、われ〳〵の期待に背むき、次第に强化せられ、特に竊盗及び詐欺・恐喝に於ては、一應行刑の改善的效果は極めて悲觀すべき狀態に追ひ詰められつゝあるものと謂ひ得よう。

（註五）行刑統計に用ふる「再犯歩合」、私の謂ふ「累犯率」又は「常習率」に就て一應說明する。自由刑の效果を窺ふ一つの手懸りとして、再犯者の釋放者に對する割合を求める、これが再犯歩合であり、累犯率である。而して釋放者總數に對する再犯者總數の割合を一般累犯率と稱するならば、特定犯罪に就ての釋放者に對する再犯者の割合を個別累犯率とでも云ふことが出來よう。更にその個別累犯率の中で、同種犯罪の再犯者の割合が考へられる。これを假に常習率と名付ける。算式で示せば

一般累犯率 ＝ 再犯者總數 / 釋放者總數

個別累犯率 ＝ 再犯者（不特定）釋放者（特定犯罪） / 再犯者（同種犯罪）釋放者（特定犯罪） …… 常習率

一般累犯率は既に拙稿でも用ひたし、行刑統計にも再犯歩合として揭げられてゐる。但し或る年度の釋放人員に對する、その年度內に於ける再入人員の割合を以て再犯歩合としてある場合もあるが、これは甚だ意味のない數値だと思ふ。分母たる釋放者の釋放年度と、再犯者の前刑釋放年度とは同一でなければ何等の意味を生ぜぬことは明らかであらう。

個別累犯率に就ては、行刑統計に於て、累犯者につき再犯の罪名と前刑の罪名を、その前刑の釋放年度別に組合せた調査がないので殘念乍ら斷念しなければならない。然し斯うした調査方法よりも、行刑統計の如く、再入者の前刑が同一罪名か否かを觀ることに依つて、常習性の强度を知ることは出來る。拙稿はもちろん是に據つた。統計調査の方法としては、釋放年度を一つの標識として調べるよりは確かに簡便でもあり、又釋放年度を標識に加へると釋放時より五年を經過するまで、分子となるべき累犯者數が確定せず、從つて累犯率も確定しないと云ふ不便がある。が年次的に比較する場合、例へば假釋放の成績を觀る場合などには、再入者の前刑釋放年度を標識として調査するを妥當と考へる。今俄かに兩者の優劣は斷じ難い。

五、再犯原因

一般犯罪原因と區別して、特に再犯の原因を考へるためには、累犯者の個性は勿論、科刑が適當であつたかどうか、刑は合目的的に執行されたかどうか、釋放者に對する社會の理解の深淺等を調査せねばならぬし、また經濟狀態

刑政第52巻第5号
矯正図書館

と關聯して釋放者の就職の難易をも無視することを得ないであらう。然し之等の何れを見るも、凡そ量的表示には困難なものばかりである。かりに、複雜・錯綜せる諸原因中より、重要だと思はれる調査特徴（Erhebungsmerkmale）を選び、多少の無理を冒してまでも、一應統計的形式を備へしめようとすればする程、出來上つた統計の信賴度はそれだけ低くなる。またかりに、調査特徴の定め方が極めて合理的、科學的なものであつたとするも、實際上統計事務に携はる者は、行刑事務の中樞に在る者ではないから、犯罪原因の分類や犯罪原因を判定するための、專門的知識をまで期待するのは無理である。さればとて、現在ではまだ、受刑者の犯罪原因を判定するがために、特に專門的な機關が各刑務所に存在するわけでもない。從つて統計の調査特徴の定め方が科學的であればある程、實際の統計蒐集に際して、正確を期待することが困難となるといふやうな事情も考へられる。然しかうした困難があるからとて全然顧みない譯にはゆかない。再犯原因の探求とその對策こそ、われ〳〵刑務官の永遠の課題である以上、あらゆる方法を驅使すると共に、如何に微細なる手懸りをも見遁してはならぬ筈である。

また飜つて考へると、行刑統計に於ては、調査對象の唯一人をも洩らすところなくあらゆる角度から而も自由に調査し得る。斯如く第一義的調査が可能であることは統計の正道であり、行刑統計の强みである。實務家の間に行刑統計への關心が深まり、統計方法の進歩的改良が企てられるならば、再犯原因の探究に就ても、統計は必ずや有力なる材料を提供し得る將來性のあることを信ずるものである。

さきに、累犯現象に關する調査こそ行刑統計の中心的なものであつてよいと述べたのは、現在のところ、累犯現象を解析するに足るべき統計が極めて貧しいのを心細く感じたためであつたが、然し行刑統計でも、昭和八年から再入受刑者に關する調査項目を飛躍的に增加してゐるのである。それも既に發表されたものとしては昭和十一年度までに過ぎず、今後猶多くの改良が企てられるであらうから、一應この機會に、それらの中主なるもの〻統計的價値を考へ

ておきたい。

「再入受刑者ノ前犯刑期・行刑成績・出監事由竝前犯罪名ト再犯期間別」この調査が目標とするところは、前刑に於ける刑期、行刑成績、出監事由、罪質等と、その再犯者とを對比し再犯歩合を知らうとするものゝ如くである。然しこゝで對比せられてゐる釋放者は或特定年度の釋放者であるに反し、再犯者はその年度の釋放者中よりの再犯者ではなく、その特定年度內に再入したるものと云ふに過ぎない。從てこの場合の釋放者と再犯者とは全體と部分との關係を全然もつてゐない。宛も出產率を求むる場合に、姙孕能力なき女子數と出產兒數とを對比するが如き亂暴さであるから、再犯歩合一〇〇・三％（昭和十一年、年報一六九頁）と云ふ不思議な歩合も生れるのである。更に、刑期の分類が粗大であること、罪名中詐欺、賭博、橫領等の數の非常に大きなものが省かれてゐること等の缺點をももつてゐる。殘念ながら利用することが出來ない。

「再入受刑者ノ前刑執行中習得シタル技能」は、業種別と再犯罪名別人員とを組合せた調査であるが、習得したる技能と云ふのは、實は、單に「就業シタル業種」とでも謙遜されるべきものであり、又若し習得したる技能であるとしてゐても、それが釋放後の生業に資するに足りたかどうかを觀ようとするならば、罪名別人員と組合すより、むしろ就業期間別に、前刑受刑迄の職業別等に對比調査すべきである。とにかく調査の意圖が不明瞭で、この統計は讀めば讀む程何事をも語つてはゐない。

「再入受刑者ノ保護關係竝作業賞與金」既述の如く現在の保護の分類は、調査特徵としては極めて等質性を缺いてゐるので、保護方法と再犯との相關々係などは殆ど判らないであらう。賞與金に就ては金額と再犯罪名別人員とが組合せてあるが、この統計からは、單に前犯刑期の長短が想像せられるに過ぎない。賞與金に就て寧ろ知りたいと思ふ點は、實際の使途如何であらう。

其他には本項で後に觀察する「再入受刑者ノ犯罪原因竝個性別」及び「再入受刑者ノ犯時生活方法」の二つの調査が、再犯原因に對し或程度の示唆を與へてゐるに過ぎない。斯う云ふ狀況のもとでは、特に再犯原因として、確かな結論を求めることは統計的には先づ不可能である。然らば再入受刑者に關して如何なる觀點から如何なる方法を以て統計を蒐集すべきかは、私としては猶はるか將來までの研究事項に屬するし、又調査の當局としても大いに考究すべき題目であらう。同時に、大規模な……またそれ故に却て形式的な、官廳統計としての方法に賴るばかりでなく、假令調査の規模は小さくとも、篤志家の天才的な觀點から蒐集された統計も、大いに待望される次第である。

第三表は昭和八年以降四年間の再入受刑者に就て、前犯と再犯との犯罪原因を組合せたものである。年報では、本

刑餘ノ不信用	出來心	以下（省略）	計	百分比
26	45		5,596	8%
56	89		12,635	18%
2	3		266	0.37%
145	133		28,819	21.2%
1	7		2,157	3.1%
—	2		326	0.46%
9	29		4,169	6.0%
11	6		2,807	4.0%
36	33		6,547	9.3%
—	5		691	0.98%
2	21		1,582	2.3%
2	5		1,021	1.5%
5	2		183	0.26%
15	3		470	0.67%
1	2		150	0.21%
332	425		70,024	
0.47%	0.6%			100%

第　三　表

再入受刑者ノ犯罪原因（再入受刑者　自昭和八年至同十一年）

食慾	酒慾	色慾	酒色	娯樂	憤怒	疾苦	誘惑
73	260	249	439	89	62	112	38
100	550	567	1,093	160	381	108	86
3	5	20	25	10	1	2	3
491	1,250	1,489	2,735	650	280	388	191
—	18	14	31	30	72	4	3
44	16	23	20	15	2	5	1
21	1,600	102	591	13	154	23	9
39	76	823	255	59	40	22	24
58	527	454	2,373	109	93	41	24
17	32	46	59	117	8	11	11
8	169	35	111	13	619	3	10
18	35	50	94	12	14	118	7
2	10	3	19	3	8	1	11
5	23	28	60	15	5	4	—
2	8	12	13	3	4	4	—
907	4,698	4,044	8,157	1,335	1,903	895	443
1.2%	6.7%	5.8%	11.6%	1.9%	2.7%	1.3%	0.63%

矯正図書館

再犯＼前犯	貧困	利慾	虚榮	懶惰	射倖
貧困	1,434	942	47	1,503	31
利慾	951	4,829	108	2,683	378
虚榮	28	44	46	63	2
懶惰	2,516	3,132	192	14,251	138
射倖	33	418	4	139	1,335
食慾	33	37	2	116	2
酒慾	218	386	14	863	22
色慾	198	288	23	819	11
酒色	373	642	41	1,555	19
娯樂	65	83	13	175	21
憤怒苦惑ノ用心	41	177	6	211	26
疾病	146	151	11	310	7
誘惑	21	28	—	49	5
刑餘不用意	73	65	4	144	3
出信以來（省略）	26	27	2	35	2
計	6,425	11,668	536	23,596	2,039
比百分	9.2%	16.7%	0.8%	33.7%	2.9%

表に掲げた犯罪原因の外に猶、怨恨・嫉妬・復讐・生育不良・家庭不和・親族不和・迷信・友誼・公益・模倣・不用意等を數へてあるが、何れも事例數が少いので、本表では省略する。勿論これ等の個々の原因が、たゞそれだけで作用した場合は寧ろ稀であらう。然し最も強い特徴を數へたものであることは疑ひない。從つてこゝでは、原因としては何が如何なる部分を占めるか、即ち靜止的に觀ることは暫く措き、最も強いと目される特徴が、前犯から再犯の間に如何に移動してゐるか、即ち經過的に觀ようとするのである。偖て本表の左上より右下に向ふ對角線上に在る數字、即ち前犯に於ても再犯に於ても、原因を同じくするものが最も多いだらうとは、容易に想像される。事實、利慾・懶惰・射倖・酒慾・憤怒に於ては、再犯の原因も亦同じである者が大部分を占めてはゐる。然し全體として最も特徴的な事實は、前犯原因何れであつても、再犯に於ては懶惰と目せられる者が顯著に增加してゐる點である。再犯にて懶惰と目せられた者（第三表第四行「懶惰」を横に見る）の前犯原因百に對する比率を計算すると、

前犯	再犯（懶惰）
貧困	三九・二%（二二・三%貧困）
利慾	二六・八%（四一・四%利慾）
虚榮	三五・八%（二〇・一%利慾）
酒慾	二六・六%（三四・一%酒慾）
色慾	三六・八%（二〇・四%色慾）
酒色	三三・五%（二九・一%酒色）
娯樂	四八・七%（一二・〇%利慾）

前犯	再犯（懶惰）
懶惰	六〇・四%（一一・四%利慾）
射倖	六・八%（六五・五%射倖 一八・五%利慾）
食慾	五四・一%（一一・〇%利慾）
生育不良	五二・二%（九・二%貧困）
家庭不和	五四・五%（一二・二%利慾）
誘惑	四三・一%（一九・四%利慾）
不用意	二五・五%（二七・二%利慾）

刑政第52巻第5号
矯正図書館

憤怒　一四・七%（三二・五%憤怒）（一〇・〇%利慾）

怨恨　一〇・一%（一一・二%利慾）

疾苦　四三・四%（一三・二%疾苦）

犯罪原因尠くともその主要な特徴が、再犯に於て「懶惰」へ集注移行する傾向に對しては、「一旦受刑すれば大部分は懶惰となる、」と謂ふことが出來る。懶惰的特徴を本來本質としてもつてゐるが故に、それが前面に浮び出してくるのだと考へても、前犯の受刑を契機とする以上同じことである。何故さうなるか。先づ思ひ付かれることは、勤勞精神涵養の不徹底であり、惹ては刑務作業強制の實際に對する懷疑となるであらう。ともかく働かしさへすれば懶惰的性向は消失するだらうとの期待の上に立つ懷疑である。然し個別的に見るも、累犯者が初犯者に比して、作業に懶惰であるとは謂ひ得まい。近年の作業成績の向上も、實は累犯者によつてもたらされた向上ではないか。にも不拘、累犯者は懶惰なるが故に累犯者である。もとより以下私見ではあるが、問題はもつと根本的なところに横はつてゐるのではあるまいか。一口に懶惰と云ふけれど、それは社會生活に對する放心狀態乃至は、正しい社會的意慾は有つても、それが行動と結付くだけの切實さを伴はない無氣力な狀態を捉へてゐると思ふ。別に個性心理學的な紛飾を衒ふ意は毛頭ないが、一旦くさいめしを喰つたといふその事だけで生ずる卑屈な感情が、彼等をして、も早其後の社會生活に對する勇氣、社會秩序の埒内で自己を貫徹しようとする勇氣を沮喪して了ふのだとも考へ得る。下世話に云ふ濡れぬうちこそ露をもいとへで、受刑そのことだけで、社會生活に於けるいきもはりも失はれる結果が、再犯に於ける懶惰的特徴の强化に現れてゐるのだとすれば、問題は單に、作業だけの技術的運營如何と云ふことよりもつと深いところに在る筈である。加之行刑が慈善事業の範疇に組入れられざる限り、それは恆に好惡を超へて、權力的な操作の裡に實現される。受刑者の卑屈な感情は不斷に施肥されて、無氣力へと成長する恰好な土壤である。それが何を結果するか。行刑が嚴肅であらうと或は慈善深いそれであらうと、監獄の存在それ自體が再犯の原因となるとは、運命的な悲劇に關係する。なるべく監獄へ投ずることのないやうに……。とは云へ社會生活に對する正しい勇氣の沮喪が、有力なる再犯原因の一つであると斷定するがためには、勿論猶多くの愼重な個別的觀察を必要とするであらうし、又餘りに統計からかけ離れた記述は、拙稿には許されぬことである。

刑餘ノ不信用　四三・七%（一六・九%利慾）

出來心　三一・三%（二一・〇%利慾）

（括弧内ハ懶惰ヨリ大ナルモノ又ハソレニ次デ大ナルモノ）

第四表　再入受刑者ノ犯時生活方法

	一定職業ニツク	一定商業ニツク	行商	農	日稼其他ノ勞働	店員其他ノ營業使用人	俸給生活		無職浮浪	計
昭和9	3,538	671	831	682	1,654	266	242	其他省略）	9,272	18,138
10	4,130	919	711	609	1,629	620	198		9,136	18,083
11	3,619	1,455	685	643	1,857	808	159		8,786	18,082
計	11,287	3,043	2,225	1,934	5,140	1,694	599		27,194	54,303
百分比	20.8%	（以下省略）							50.1%	100%

刑政第52巻第5号
矯正図書館

第四表、年報では出監時の豫定生活方法と再犯時の生活方法とが組合せられてゐるが、私の體驗からも、受刑者が申立てる豫定生活と云ふのは極めていゝ加減なものであるし、又事實統計に現れたところも、豫定生活と再犯時生活とが符合する事例は殆んど五〇%以下であるから（然しこのことからも、卽ち釋放時に當つても大部分は確かな目當がないと云ふ點からも、職業輔導の必要を結論することも可能であらう。）こゝでは單に再犯時の生活方法だけを觀ることゝする。

新受刑者の職業別人員に就て、さきに調べた際「無業者」は四〇%以上を占めてゐたが、再犯時に就ては、「無職浮浪」は平均五〇・一%を占める。云はゞ再犯者の半分は、犯罪との關係に於て外部から明かに認め得られる生活樣式を有つものである。斯る當然再犯を豫想せられる、年々萬に近い彼等に對する處遇は、彼等が好んで浮浪すると否とを問はず、常に刑罰の一步手前に於て考究されねばなるまい。私は、累犯增加傾向を觀察するに當つて、每度「行刑の改善的效果は悲觀すべき狀態に在る、」と述べた、と同時に「一應」肯定するに過ぎないと云ふ態度をも示すことを忘れなかつた積りである。私は餘り刑務官としての責任に拘つて、遠慮に過ぎたやうである。再犯者の實に半ばまで浮浪の徒であるからとて、それをどうかしようとする權限はわれ〳〵には委ねられてゐない。累犯防止の責任は半分まではわれ〳〵の責任であるとしても、他の半分はさうではない。累犯現象は行刑と犯罪人との關係に於てのみ考へられる場合、その結論はたか〴〵五〇%の信賴度しか有しないのである。刑務官が同時に廣く刑事政策の領域に於てもイニシアチーブを有つならば、彼等は早速、監獄とは別個のものを考案實施せねばなるまい。

最後に猶第五表によれば、刑務官が未だ改悛の情認め難きも、止むなく釋放してゐるものが五二・三%ある。殘餘の中の三一・二%は亦、改悛の情稍有の程度に過ぎないと云ふ事實は、再犯との關係に於て決して默殺出來ない點であらう。少く見積つてもこの五〇%の中には、刑の餘りに短かい者も含まれてゐようし、改善不能な病的な人格者もゐようし、確信的犯人も、職業的犯人も、或は純粹に醫學の對象とさるべきものも、亦夫夫含まれてゐよう。それ等に對してまでも、あるが儘の「監獄」が、果してどれだけの役割を演じ得るだらうか。

× × × ×

結局累犯現象は、單にわれ〳〵刑務官に對し高潔な人格と熱烈な愛を要求することのみによつて說明さるべきではない。現在の「監獄」は負擔すべからざるものをまで背負込んでゐるのではないか。

第五表

行刑成績（釋放時ニ於ケル）

	改悛ノ情有	稍有	認メ難シ	無	計
昭和 8	4,486	9,571	15,825	1,342	31,224
9	5,666	11,436	19,217	1,074	37,393
10	5,948	10,149	15,710	881	32,687
11	6,539	11,726	16,862	811	35,939
計	22,639	42,882	67,614	4,108	137,243
百分比	16.5%	31.2%	49.3%	3.0%	100%

に現れてゐる數字は「改悛の情有」に近づく程甘いと考へられる。斯うした親の欲目で觀ても猶、釋放してはならぬと考へられる者が五〇%以上を占めると云ふ事實は、再犯との關係に於て決して默殺出來ない點であらう。少く見積つてもこの五〇%の中には、刑の餘りに短かい者も含まれてゐようし、改善不能な病的な人格者もゐようし、確信的犯人も、職業的犯人も、或は純粹に醫學の對象とさるべきものも、亦夫夫含まれてゐよう。それ等に對してまでも、あるが儘の「監獄」が、果してどれだけの役割を演じ得るだらうか。

× × × ×

結局累犯現象は、單にわれ〳〵刑務官に對し高潔な人格と熱烈な愛を要求することのみによつて說明さるべきではない。現在の「監獄」は負擔すべからざるものをまで背負込んでゐるのではないか。

あとがき

樹を見る者は森を見ずとか、數字の統計的吟味にばかり追はれ、疲れ果てた醜い姿を、貴重な紙上に曝らさなければな

らなかつた未熟を恥入る。讀者に對して深くお詫びすると共に、私の力足らず、素材のまゝに放り出されたものは、讀者自ら料理して頂くやう御願ひする次第である。

云はずとも昭和十二年は事變の勃發した年である。我國の總ゆる統計に共通な攪亂的原因としてはこれより大なるものはないであらう。犯罪者統計ももとよりその影響を免れ得るものではない。加之、從來理論としての教育刑が、實踐としてのそれに示現されようとする轉換期に在る今日、それも亦、昭和十二年以降の行刑統計を滅茶々々に攪亂することであらう。今にして思へば、昭和十一年までの行刑統計を、曲りなりにも調べておいたことは私にとつて倖せであつたやうに思ふ。

民族が新しい發足をする。

行刑も亦新しい發足をするであらう。多少の感慨を以つて、私は計算器に革嚢を被せた。

三月十日

完、

明治前期の北海道集治監續考

細川龜市

はしがき

わたくしは、さきに第四十八卷（昭和十年）第七號誌上において『明治前期の北海道集治監』と題する一文を掲げ、これを總論的に敍述するに止めておいた。このたび幸ひにして若干の餘暇を得たので、ここに筆硯を新たにして同問題の各論的方面に論及して、以ていささか事の次第を明らかにして置きたいと考へる。これ卽ち本編に『續考』と題する所以である。なほ、本稿に使用する資料に就いては前記拙稿の第二六頁『はしがき』に述べて置いた通りであるから讀者の參照を願ふこととして、ここでは記述を省略して置きたいとおもふ。わたくしは、この機會において正木大審院檢事の御厚意に對し重ねて感謝の意を表するものである。

一　樺戸集治監

明治前期の北海道集治監續考

樺戸集治監は別に本監とも言ひ、北海道における全集治監の總元締の地位を占めた。さて明治十三年七月に刑法改正の布告があり、徒刑、流刑の囚は皆これを島地に發遣することとなつたので、島地に監獄を新設せねばならぬこととなつた。しかして、これより先、同年四月に內務省御用掛准奏任月形潔が監獄の位置を選定すべき命を受けて北海道に出張し、膽振・後志・石狩三國の山野を跋涉して遂に石狩樺戸郡須部都（後の月形村）の地を選擇し、本省に歸つてこれを復命した。茲においてか樺戸集治監を設置するの議がいよ〳〵定まり、同年の十一月に建築の費額がまた確定した。續いて建築の敷地を須部都川北岸の高燥の地に卜し、同年中に樹林を伐り材木を採り以て建築の準備に供し、翌十四年融雪の候を期して一擧に獄舍建築の事業を起し、數月にしてこれが落成を見たので、明治十四年九月三日に本監開廳の式を擧行し

た。これ卽ち樺戸集治監の起源である。北海道に集治監を設置するに至つた事情に就いては前記拙稿に詳論せるところに屬する。

本監の屬地は札幌縣石狩、樺戸の兩郡に跨り、樺戸の山脈を負ひ石狩の河流を抱いて居る。當初は西南字美貝を限り、東北字厚輕手內を境とし、總面積二千四百二十萬三千五百六十一坪餘であつたが、美貝方面に滋鹵の地が殊に多く、開墾に不適當と認められたので其の後札幌縣と土地交換の協議を遂げ、つひにその總面積は三千四百九十萬〇八百十五坪となつた。しかして、これら屬地の一面には鬱木繁生し、地味すこぶる膏腴であり、山林には伐採すべき薪材多く、沼澤には桑麻を植ゑることが出來るから、裕に二三千人の囚徒をして耕耘稼穡に就役せしむるに足るのである。

集治監には典獄のもとに各課を置いた。尤も、時により課の分合がなされたが、明治二十四年頃においては庶務・警守・農業・會計の四課に分れて居た。すなはち庶務課では履歷・文書・囚籍・往復・裁判（これは明治十六年太政官布告第十六號に基き在監人の法律を犯したる者を獄內にて裁判す）及び各課の管轄に屬せざる諸般の事務を掌り、警務所がこれに附屬して居た。警守課は囚徒の檢束や督役などを掌り、農業課は農工業に關する一切の事務を處理した。これ北海道集治監なるものが土地の開墾を重要な事業として居た結果である。最後に會計課は言ふまでもなく出納用度および營繕の事を擔任した。しかして各課に課長一人を置き、その擔任事務の責任を負はしめた。この外、別に知來乙派出所（本監を隔ること三十町）があり、警守・農業兩課員が常にここに派出し若干の囚徒を指揮して農業に就役せしめて居た。

收容したる受刑者の數を見るに、明治十四年九月三日に始めて囚徒三十九名を收容し、爾後同月中に三百名を、同年十一月には百六十名を容れ、翌十五年四月には五百名を、十六年三月には三百名を、同年八月百五十六名を、ついで十七年三月に至り百名を、その年九月に又百名を收容し、しかして十八年三月に更に百名を、同年十月にまた百五十名を收容した。右前後十回收容人員合計一千九百四名に達する。然るに、收容後疾病にかかつて死亡したる者や逃走、處刑の者などがあつて次第に在監人を減少し、明治十八年十月二十九日現在の在監人は一千五百四十一名である。この內で終身懲役のもの九百九十七名、懲役十年のもの三名（特典を以て減等せられたる者）無期徒

刑一百二十四名、有期徒刑四百十七名であつて、集治監がいかに多くの重刑者を收容して居たかが窺はれる。

在監人は勿論一定の作業に從事せしめたが、作業は農業・工業および土木工事に三大別される。以下これを分說しよう。

さて集治監を北海道に設置し囚徒を收集せしめられたのは專ら開墾農耕を目的としたものであり、『樺戸集治監沿革略記』にも『無賴ノ囚ヲ化シテ有土ノ民タラシメ兼テ富國ノ一端ヲ作爲スルニ至テハ、本監ノ固ヨリ其責ニ任セサルヲ得サル所ナリ、故ニ本監囚徒ノ役業ハ農事ヲ以テ第一トス』と言つて居る。

そこで、そのいはゆる農事の概要に就いてみるに、明治十四年中に石狩河畔において肥良の地を選びこれを開墾し、麻・豌豆および牛蒡・茄子などの蔬菜數種を凡そ一町歩ばかりの地に試作したところ皆よく發芽成長した。然るに、當時いまだ農圃の體裁をなさず、耕作が規律よく行はれて居らなかつたから蟲害を蒙つたのみならず、同年八月中旬より連日の降雨にて豆・麥の類は結實を妨げられたにも拘らず、收穫のときに至り一二の種類を除くの外は意外の收穫があつた。かくて當地が農事に適することに確信を抱いたので、同年十月十八日以降、筋骨

倔強の囚徒三四十名を選拔して約十町ばかりの林地を開墾した。次いで翌十五年一月下旬に至り伐木事業をなす好機であるから、囚徒六十餘名を以て林地の開墾に着手し、翌月には又囚徒五六十名を以て別の林地の開墾に着手した。前者を須部都農場・後者を知來乙農場といふ。かくて十五年中に開墾した段別は五十三町歩ほどであつたが、この內三十餘町歩はただ伐木荒起までに止めて播種しなかつた。しかし、當年は創業日なほ淺く且つ不慣であつた爲めに豫期の效果を擧げることは出來なかつたやうである。

然るに、翌くる明治十六年に至ると計畫も順調に進むだので、同年中に墾耕播種したる面積は八十四町餘にしてその成績も亦大いに見るべきものがあつたが、蟲害や旱害のために收穫は大打擊を受けた。次いで十七年には農事大いに進歩し、本年の全耕地面積は三百七十町歩に達した。

次に工業に就いてみよう。

本監創設當時は工業機械及び原料等が未だ完全でなかつたのと、工囚の未熟練であつた等の事情があつたのみならず、每年の半分は結氷・積雪・寒氣等が事業を妨げた爲めに、工業の進歩を害すること少くなかつた。しかし

刑政第52巻第5号
矯正図書館

て、本監の第一の目的とするところは專ら農業であつて、工業は單なる補助に過ぎなかつたから、工業の主眼とするところは常に農業を扶助しそれをして盛大ならしむるにあるを以て、初めに先づ鍛冶工を作つて農具の製造をさせた。爾來各種の工業を興したが、その主要なるものは木工・鍛冶工・柾板工・炭燒工および醬油味噌工であつた。

第一の木工は明治十四年九月に起した。當時日常必需の物品に缺乏を告げて居たので、粗造なる火鉢・桶・箱などを作らせることとした。從つて、當時にあつては未だ工業全體の利害得失および製品の精粗善惡を問ふに遑なかつたが、年を逐ふて次第に工人を增加し、機械を完備するに至つた。第二の鍛冶工は明治十四年十月に始業したものであるが、何分にも事業を盛大ならしめむとすれば巨額の資金を必要とするから、最初のうちは纔に日需の物品を製造するにとどめて居た。然るに、その後に至り原料の入手も容易になり諸事整頓するに至つたので先づ主として農具の製造に着手した。元來、農具は本監の最も必要とするものであるが、これを悉く他より購入すれば多額の資金を必要とするから、ここに農具を製造するに至つたのである。第三の柾板工は明治十四年十二月に創始したものであつて、始めのうちは良品を作り得なかつたけれども、工業の主眼とするところは常に農業を扶助しそれをして盛大ならしむるにあるを以て、初めに先づ鍛冶工を作つて農具の製造をさせた。爾來各種の工業を興したが、その主要なるものは木工・鍛冶工・柾板工・炭燒工および醬油味噌工であつた。

第一の木工は明治十四年九月に起した。當時日常必需の物品に缺乏を告げて居たので、粗造なる火鉢・桶・箱などを作らせることとした。從つて、當時にあつては未だ工業全體の利害得失および製品の精粗善惡を問ふに遑なかつたが、年を逐ふて次第に工人を增加し、機械を完備するに至つた。第二の鍛冶工は明治十四年十月に始業したものであるが、何分にも事業を盛大ならしめむとすれば巨額の資金を必要とするから、最初のうちは纔に日需の物品を製造するにとどめて居た。然るに、その後に至り原料の入手も容易になり諸事整頓するに至つたので先づ主として農具の製造に着手した。元來、農具は本監の最も必要とするものであるが、これを悉く他より購入すれば多額の資金を必要とするから、ここに農具を製造するに至つたのである。第三の柾板工は明治十四年十二月

向ふ一ケ年間繼續の件を認可した。この工場貸與に關する命令は次の如くである。

第一條　各工場及ヒ製作ニ要スル諸機械ハ本署ニ於テ之ヲ辨スヘシ

第二條　各工囚徒ノ科程ハ本署ニ於テ之ヲ定ム又工囚中事故アリテ休業若クハ轉役セシムルハ本署ノ隨意タルヘシ

第三條　大倉組ハ製作ニ關スル一切ノ事ヲ工場詰製造掛ヲ經テ囚徒ニ達スヘシ但シ囚徒ニ直接談合ヲ要スルトキハ製造掛若クハ擔當看守ノ立會ヲ請フヘシ

第四條　各工場ニ於テ製作スル物品ハ日常有益ノモノ及治獄上障碍ナキモノニ限ルヘシ

第五條　本署需用ノ物品ニシテ左ニ揭クルモノハ大倉組ニ命シ各工場ニ於テ製造セシム（但價格ノ不廉ナルモノ又ハ一口代金五百圓ヲ超ユルモノハ此限ニアラズ）

一　看守押丁給與ノ被服靴類

一　諸指物及桶類

第六條　囚徒ノ工錢ハ本署ノ定ムル處ニ從ヒ毎三ケ月（三月・九月）六月十一月ニ悉皆上納スヘシ

第七條　大倉組ハ雇役囚ノ工錢凡ソ三ケ月ニ當ルヘキ確實ノ抵當ヲ納メ置キ第六條ニ違背スルトキハ該抵當物品ヲ賣却シテ工錢ニ充テ尙ホ不足スルトキハ追徵スヘシ

次に會計に就いて一瞥したい。北海道集治監歲入累年表に據れば、本監および各分監の年度別決算は次の如くであつた。

北海道集治監歲入累年表

年度	樺戸本監	空知分監	釧路分監	網走分監	計
十五年度決算	一六・六一〇円	二三・六九七円	—	—	四〇・三〇七円
十六年度〃	五四・一六一	三七、四九五・四九五	—	—	三七、五四九・六五六

それから、明治十四年度より二十三年度に至る十ケ年間における樺戸集治監の經費決算額に對する一囚人年額調表なる珍らしいものがあるから次にこれを揭げて置きたい。

年度	經費總額ニ對シ一囚一ケ年ノ費用	一囚一日ノ費用	囚徒費ニ對シ一囚一ケ年ノ費用	一囚一日ノ費用
十四年度	三九一・六四五円	一・〇七三円	一六二・四二五円	〇・四四五円
十五年度	四四一・六五〇	一・二一〇	二〇五・八六〇	〇・五六四
十六年度	一六二・〇六〇	〇・四四四	五七・六七〇	〇・一五八
十七年度	一五八・〇四五	〇・四三三	五五・八四五	〇・一五三

年度	經費總額ニ對シ一囚一ケ年ノ費用	一囚一日ノ費用	囚徒費ニ對シ一囚一ケ年ノ費用	一囚一日ノ費用
十七年度	三七七・六五二	一・〇三四	四九、八六三・二六二	一三五・〇六三
十八年度	六一九・二〇三	一・六九五	三三、二九九・八九〇	九一・三三三
十九年度	四三、八四一・八七五	一二〇・六一三	五一、三七一・一八七	一四〇・六三〇
二十年度	三二、〇〇〇・八一四	八七・六〇八	三二、九七九・二〇三	九〇・四九七
廿一年度	四、八七三・八〇八	一三・三四四	二七、〇二六・一七四	七四・〇六一
廿二年度	一〇、〇〇二・八八九	二七・四〇六	二七、一八九・五六三	七四・五一九
廿三年度	九、三六六・八一九	二五・六三五	三〇、八二七・六三五	八四・四五九
廿四年度	五、七〇三・九三一	一五・六二九	三七、二八六・一四一	一〇二・三三三
廿五年度	一七、三四〇・三六六	四六・五八〇	不詳	不詳

年度	不詳	不詳	不詳	不詳
十八年度	不詳	不詳	不詳	不詳
十九年度	一一〇・九六〇	〇・三〇四	六四・二四〇	〇・一七六
二十年度	一〇一・一〇五	〇・二七七	五一・一〇〇	〇・一四〇
二十一年度	九一・五〇〇	〇・二五〇	五一・六〇六	〇・一四一
二十二年度	七五・五五五	〇・二〇七	四五・六二五	〇・一二五
二十三年度	五八・四〇〇	〇・一〇六	三〇・六六〇	〇・〇八四

〔備考〕本表決算額ノ内、十八年度以前ニ係ル分ハ明治十九年二月火災ノタメ囚徒人員明瞭ナラサルニ付、一囚ノ上ニ於ケル費額ハ詳ナラスト雖モ、今概略ヲ以テ調査スルニ本表ノ如キ結果ヲ現セリ

最後に在監人の犯罪に就いてみよう。すでに舊稿においても論及して置いた如く、當時の刑務官は明治十五年三月三日太政官布告第十六號にもとづいて、在監人の犯罪に對する裁判權を有して居た。ところで、同年五月以降十八年十月三十日までの犯罪人員は總計七十九人、そのうち經伺の上重罪の言渡をなしたる者四人、輕罪の言渡をなしたる者七十九人、違警罪の言渡をなしたる者二人、その犯罪の種類は逃走および竊盜が最も多數であつた。右の外、本監へ押送前に係る囚徒の犯罪、押送後に發覺し他裁判所の囑託に依り輕罪の言渡をなしたる者明治十七年中において十二三人あつた。

二　空知分監

樺戸本監に亞いで興されたものは空知集治監であつた。これは明治十五年六月十五日太政官達第三十六號を以て札幌縣管下石狩國空知郡市來知村へ已決監として設置されたのであつて、同年七月五日に開廳した。始めこれを空知集治監と言つたが、後ち空知分監とせられた。

先づ當監における作業の沿革を極く簡單に一瞥してみたい。さて明治十五年九月空知郡幌内炭山に外役所を設けて採炭業を創め、また同年中に木工・桶工・製炭等の諸工を起した。翌十六年には木挽・春米・鍛冶工・藥工お

刑政第52巻第5号
矯正図書館

よび獄衣裁縫の五工を起し、竝びに開墾耕作を創めた。同十七年には綿打・疊工・革工・笠工・麻工を起し、十八年には煉瓦工・味噌醤油醸造工を、十七年には掛紙業を、二十年には石工を、二十一年には燐寸製造工、製網工、染工を起し、煉瓦工を廢した。二十二年には工業の方針を一變し、耕地六十六萬坪、未墾地六萬坪を併せ民間會社へ拂下のため返納し、農業を止めてその囚人を專ら土木工事に從事せしめた。さうして、同年には製麻工・掛紙工・石工を廢止した。更に翌々二十四年には燐寸製造工を廢し、土木工事を止め、再び開墾耕耘を創めたのである。——かくの如く、作業は未だ幼稚なものであり、殊に土木工事とか開墾耕耘に力を入れて居るあたりは、恰も舊時代のものを聯想せしめられるものがあるのである。道路の開鑿は二十年十二月より二十三年八月までの間において約十六里半ほどに達し、また開墾坪數は十五年より二十四年までに七十五萬坪に及んでゐるのである。

次に、教誨は明治十六年から始まつた。すなはち、十五年中は未だ當監の創業に屬して居たから教誨師を置かなかつたのであるが、十六年に至り漸く教誨師を置き、當初は教誨堂の設備が無かつたから各監房に就いて教誨に從事せしめた。かくする內、明治十八年に始めて教誨堂を設け、眞宗僧侶一名を雇聘して教誨に從事せしめて居た。ところが二十三年に僧侶が辭職したので修身學を修めたる者に囑托して教誨に從事せしめたが、翌二十四年には同志社學院神學部卒業生一名および修身學を修めたる者一人を雇ひ教誨せしめた。それから教誨の方法はといふに、大祭日および日曜日の午後、全在監人を教誨堂に集めて教誨をなし、その他毎日休役時間は工場內において、また罷役後は監房に臨みて教誨した。しかして、教誨の趣旨は修身・道德を講ぜしめ、改過遷善を努めたけれども、決して宗門の說教を爲さしむるものではない。教誨の有樣はといふに、そも〳〵教誨の效力を見るのは一朝一夕のことではないのであるから、俄に彼を是とし此を非とするを得ざるは勿論であつて、たとへ僧侶・儒者・耶蘇教者であつても頑惡の徒に對しては、いはゆる馬耳東風、容易に說伏し得るものではないけれども、長く教誨を忘らず續けるといふことは現今大いに意を用ひて居るところであるから、囚徒の狀況は昔日に比して大いに豹變したるものあるを見る。蓋し、從來、作業の餘暇に讀書する者あれば他囚これを指笑したるも、今では監房內での讀書の風が大いに起り、從來讀書を嘲笑せし者は却て書を讀まざるを以て指笑さるるに至つた如きである。故に獄則の改正や典獄の更迭などがあつたけれども囚情平靜にして改過遷善の途に就く者の多きは、畢竟これ教誨の效力多大なるがためである。由之觀之、教誨の懇到なるは頗る將來に望を期すべきものがある。——かやうに當時の記錄に記されて居るのであるが、勿論、かくの如き程度では教誨と言つても極めて幼稚なものであつたこと多言を要しないであらう。

犯罪者處分一覽表

自明治十五年七月
至同　廿四年十月

空知分監輕罪裁判

刑名 / 罪名	重禁錮	同六月以下	同一年以下	同二年以下	罰金	附加罰金	科料	拘留	不論罪	免訴	無罪	計	備考
逃走	九三		一									九五	
逃走未遂	六												
逃走幇助	二												
逃走及竊盜	一〇	四	七	二									
竊盜	五一	四	四			三	四	三	三	一四	一一	七八	太書ハ附加刑ニシテ犯罪處分人員ノ數ニ算入セズ以下同之
得遺失物隱匿	九		九									二	
												一〇	

賭物ニ關スル罪	二〇
詐僞取財	一
賭博	一三
氏名詐稱	
過失創傷	
擅ニ人ヲ監禁スル者	
毆打創傷	四四
爭鬪ヲナス者	
刺文ヲナス者	
合計	二四八

| | | |

刑政第52巻第5号
矯正図書館

した。當時、本監は內務省の所管であつたが、明治十九年一月に北海道廳を置かれると共に同廳の所轄となり、また名稱は二十年一月に釧路監獄署と改稱、次いで二十三年七月に釧路集治監と舊に復し、更に二十四年八月に至り又もや北海道集治監釧路分監と變更せられた。

本監における事業の概要を摘記すると、前記の如く明治十八年九月、當地に已決監を設けられることとなつた。これより先、內務卿は內務省准奏任御用掛大上井輝前以下數名の吏員を派して置監の地を選定せしめ、續いて建築の事務を取扱はしめた。續いて同年十月に至り典獄以下の官吏が就任し專ら開廳の準備をなし、十一月に至り囚徒三百名を收容するに足るべき獄舍および之に屬する建築工事が終り、同月十五日に開廳した。

本監は全般の事務を分ちて三課となし、庶務課・警守課・農工課および病院を置いた。會計に屬する事務は內務省會計局出張員これを掌る。同月中、東京、宮城の兩假留監と空知集治監とより囚徒百九十四名を收監し、專ら後年に要する建築用材の伐採、或は角材運搬の事業に從事せしめた。十九年四月、宮城假留監・樺戶集治監より囚徒合せて百十名を收容し、更に服務規定を改正して庶務・警守・會計・醫務の四課となした。十月に看守百七十一名を募集し、また翌月には東京・宮城の兩假留監より囚徒五百名を集收した。それから、同月には字ウヌンゴイチヤルシベに外役所を置き、硫黃山外役所と稱し、十二月に囚徒二百五十名を分派拘禁し、日々百數十名は硫黃山借區人山田朔郎に貸渡し、硫黃採掘および運搬の事業に使役し、その他は雜業に從事せしめた。

この硫黃山外役所は前年十一月に設置して以來、著しき病者の增加を見なかつたのであるが、明治二十年に至り追々氣候の暄暖なるに隨ひ俄然病者の數を增し、六月に及んで死亡する者三十名、患者は全囚の半數以上に達し、また刑務官も續々該病を感ずるものあるに至り、その慘狀默過することができず、且つ硫黃山借區人安田善次郎は、硫黃製練所も鐵道敷設の後はこれを標茶に移すべき計畫であるから、これまで硫黃山に要したる人夫は標茶に移す必要ある旨を申出で、旁々以て右外役所廢止の儀を稟議し、七月三十日を以て認可せられた。かくて十一月に殘務全く整頓し、同月二十六日に該所を閉鎖し、吏員及び囚徒は悉く本署に引擧げた。

次いで明治二十一年には土木・建築工事を大いに進めた。先づ標茶＝厚岸間の道路開鑿であるが、これは同年四月に起工し十一月に竣工した。その副員二間・延長九

里二十六町四十間・架橋十三ケ所・暗渠二百七十ケ所、この經費三千五百圓であつた。それから標茶＝釧路間の道路は同年九月に起工し、延長凡そ十二里の豫定である。

この外、釧路川流水浚渫・釧路川堤防構築・標茶＝釧路間の電話架設・屯田兵屋建築工事等々の事業を營み、一種の拓殖的方面に活動して居る。尙、二十二年乃至二十四年においても諸種の事業を營むで居るが、ここでは省略して置きたい。しかして、本監にありても以上の外に大工・木挽・藁工・鍛冶工・舂米・炭燒・開墾・耕耘などを營むだのであつて、開墾坪數の如きも十九年より二十四年十月に至る六ケ年間に二十六萬四千貳百九十五坪を開墾して居り、これに使用したる延人員は實に百五十二萬四千二百四十二人の多きに達した。

每年末の在監人總數は次の如し。

十八年	十九年	二十年	廿一年	廿二年	廿三年	廿四年（十一月十五日）
一九二人	七七三人	七九一人	八四七人	一、二一七人	一、四〇九人	六六三人

〔備考〕 二十四年の人數少きは、網走分監の設置に依り、本監在監人を同分監へ分收したるによる。

この內で明治十八年以降の逃走囚は三十九人、內、就縛三十五人・未就縛四人（これは悉く逃走中死亡）であつた。また病者および死亡者は次表の如くである。

病囚及死亡囚表

年別	患者	同延人員	死亡	囚人百分患者比例	患者百分死亡比例
十八年	七五人	—	一	—	—
十九年	九五三	二、三九七	三	一〇・二四八	二・四二
二十年	一、九五四	三五、八三三	八二	一三・八七四	三・八三八
二十一年	八九二	一八、九七四	一三	六・五六六	一・三四六
二十二年	七九八	二六、七一八	二五	六・九五五	三・一三三
二十三年	七九四	一七、三九五	五八	四・〇六四	七・三〇四

〔備考〕 患者は每年概して消化器病に多し、外傷これに亞ぐ、死亡者も亦これに準ず。

一時著しき患者は、二十年に硫黃山外役中水腫病にかかりたるもの（同外役所在囚三百餘名の內六ケ月間に病囚百四十五名內死亡四十二名あり）、並に客年コレラ病にかかりたるもの（患者十八名死亡）等なり。

最後に、本監における歲入出の決算報告を揭げて置かう。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

	十九年度	二十年度	廿一年度	廿二年度	廿三年度
歳入	四、〇六三・九七八円	六、九一二・六一三円	四、〇六〇八・五一五円	四、九六二・一六七円	五、一三四・八七五円
歳出	一一九、八三三・〇一四	一〇〇、七四一・八五七	一一九、二三四・三一二	九八、四九三・〇六三	一四八、五一二・五四六

いはゆる刑罰經濟の原理から謂つて、かくの如き歳入出の狀態は未だ作業が頗る幼稚であることを物語つてゐるのであるし、殊にその作業が容易に收益を生まざる土木工事とか開墾事業などであるために、一層この感を深くせざるを得ないものがあるのである。

四　網走分監

明治二十三年五月三日、釧路集治監網走外役所事務所外三十四棟の新設工事に着手し、爾來、網走囚人宿泊所と唱へて居つたところ、二十四年六月二十七日に釧路集治監網走分監と改稱された。然るに同年七月三十日に至り、集治監の本監を樺戸に置き、分監を空知・釧路・網走に置かれた。故に同年八月十六日より北海道集治監網走分監と改稱した。しかして、十四年十二月四日、當分監長より樺戸本監の典獄へ宛たる報告書に依れば、網走集治監設置の目的に就き『當監設立ノ主旨ハ、一ニハ四人ヲ使役シ不毛ノ地ヲ開キテ國益ヲ增進スルト、一ニハ中央道路ノ衝ニ當ルヲ以テ之ヲ開鑿スルニ囚人ヲ使役スルトキハ、之ヲ通常人民ニ委ネテ開鑿スルヨリハ僅少ノ費用ヲ以テ堅牢ノ道路ヲ築造スルコトヲ得、以テ行客運搬等ニ便利ヲ與ヘ、將來ニ向テ當地方ノ繁盛ヲ企圖スルニ外ナラスト思慮ス』と言つて居る。

明治二十四年十一月十七日現在の吏員は、分監長一人・書記三人（内一人ハ看守長ヨリ兼務）・看守長七人・看守百六十五人・雇十一人（内醫務ニ從事スル者四人）・授業手七人・給仕一人・使丁五人・駄道馬取扱人十四人・合計二百十三人であり、また同日現在囚人は、無期徒刑三百十九人・有期徒刑八百七十九人・終身懲役六十六人・合計一千二百六十四人であつた。然るに、病者および死亡者の多いのは驚くべきであつて、前記の報告書に依れば、明治二十四年八月十六日より十一月三十日に至る病囚の總計は一千九百十六人（これは皆病監に入るべき患者）にして、十中八九は一種の風土病・水腫性脚氣であつて、上川＝網走間の道路開鑿出役地に最も多い。すなはち、全治者一千六百二十五人・水腫性脚氣にて死亡せる者一百五十六人・胃病にて死亡せる者二人・縊死一人・未治百三十三人となつて居る。いかに衞生狀態が悪く、且つ醫療機關が不完全であつたかを物語つて居るであらう。

次に作業は、二十四年八月元釧路集治監において着手せし土木工事を繼續し、その囚人を道路開鑿に使用した。その他各種の工作は他の本分監に倣ひこれを設くるも、創立日なほ淺きを以て多くは監獄用の業に過ぎない。

教誨師は二十四年末においても未だ任命されて居らなかつた。分監長の前記報告書によれば『目下網走郡北見町寄留猪飼爲正ナルモノ志願ニ付、日曜・大祭日等教誨ヲナサシム、教誨ノ旨趣ハ宗教ノ教誨ニアラズシテ、單ニ悔過遷善ノ道ヲ說クモノナリ、』と見えて居る。要するに、當監未だ何とはなしに荒削りの感を抱かしめられるのである。

滿洲國訓指令

司法部訓令第九二五號（行一七號四六—五）

監獄作業章程通制定ニ關スル件

監獄作業章程別紙ノ通制定シタルニ付之ヲ遵照スルト共ニ所屬一體ニ轉令シ遵照セシムベシ　（別紙略）

康德五年十二月二十六日

司法部訓令第九三九號（行一八號一—一）

工賃表ニ關スル件

監獄作業章程第三十二條ニヨル工賃表別紙ノ通定メタルニ付遵照スルト共ニ所屬一體ニ轉令シ遵照セシムベシ

右訓令ス　（別紙略）

康德五年十二月二十八日

刑政第52巻第5号
矯正図書館

司獄官制度因革略 (三)

辻 敬助

B第二期　明治五年監獄則時代

五年十一月監獄則及圖式を頒ち監獄官職名を定む。

政府は明治五年十一月新に監獄則及圖式を頒布し監獄制度に對し新らしき指標を與へ、之を以て監獄改良の礎石たらしめんことを期したが、國家財政上の關係よりして間もなく之が施行を中止するの已むなきに至つた。從て監獄則の豫定したる司獄官の名稱待遇(一)の如きも遂に一片の空文に歸し、各府縣に於ける司獄官職制は依然として區々たるを免れなかつた。(二)

(一) 明治五年監獄則立案當時豫算職員並其待遇

官名	人員	俸給	官名	人員	俸給
獄司	一	四〇円	守卒	五	七円
副司	一	三〇円	獄丁	一〇	五円
書記	一	二〇円	下男	二	三円

(二) 1. 德島縣、明治五年十二月監獄則に依る官職名を採用し邏卒總長十五等出仕村上某を獄司に任じ、外に等外四等三名、丁長二名、守卒六名、獄丁(上中下)十五名、女監長一名を置いた。而して獄司及等外吏、丁長を以て書記計算の事務を取扱はしめ、守卒六名中三名は囚獄所に、外三名は表監守所に勤務し內役の戒護を兼ねしめ、丁長は隨時內役場を巡回した。獄丁は專ら外役囚の戒護を擔任し、時として守卒の補助を爲さしめた。但し外役の多少、戒護の都合に依り臨時雇獄丁を置いた。(德島監獄沿革史)

2. 若松縣、明治六年徒刑場を懲役場と改稱す。徒刑世話役等を廢して丁長四名、獄長十二名を置いた。(明治二十一年、二十二年福島縣監獄統計)

3. 磐前縣、明治五年囚獄所職員として丁長一名、守卒一名、小使四名、炊者二名を置いた。會計事務等は同縣監獄係に於て取扱ひ、是等職員は專ら檢束に從事し、外に捕亡一名乃至二名日日交代看守した。明治七年四月職名を改稱し丁長三名、守卒一名、獄丁

丁長	二	一〇円			

備考　法規分類大全治罪門監獄の部に依る。

六名、守門二名、下男二名を置き、外に邏卒（捕亡を改稱）一名乃至二名看守所に勤務すること舊の如し。明治五年懲役場職員として丁長一名、懲役取締二名、同下締六名、小使二名を置いた。（明治十九年、二十年福岡縣監獄統計）

4. 和歌山縣、捕亡掛少屬（又は權少屬）をして囚獄掛を兼務せしめ囚獄番（人員不詳）を指揮し時々獄中罪徒を點檢し若し寃枉を愁訴する者ある時は仔細に聽取して典事に告げしめ、且病者への投藥加療に注意し囚獄中の入費の綱領を管督せしめた。徒場掛は少屬又は權少屬を專任し使役掛（人員不詳）を督し、徒刑人の苦役の方法に留意し常に官費の減却に力め倘時々徒場を檢査し製作品、使役賃、元受錢等錯雜不取締なからしむる事に留意せしめた。（大阪刑務所沿革）

5. 濱松縣、明治七年（月不詳）聽訟課中に監獄係を置き牢及懲役の事務を管掌せしむ。牢及懲役場には上下番人を置きて看守せしめ上番は一所一人、下番は囚員に從て增減す。（從て其實日傭に異らず故に之が進退の辭令は監獄係長之を達す）（靜岡縣治紀事）

六年二月監獄則囚獄官の拷訊の事務を掌る旨明定す。

六年二月斷獄則の發布と共に囚獄官は囚人の戒護と共に裁判所に於ける拷訊の事務を掌ることを明かにした。但し拷訊は訊杖及算板の二刑具(一)を用ゆること舊に異らなかつた。同年八月府縣官中の正權典事を廢し、正權大中少屬の官等を昇して八等より十四等とし、十月其職掌を定め、正權大中少屬は四課に分れ、各所管の事務を掌り瑣末の事と雖も知事、令、參事の裁決を經て施行すべき旨を定めた。

(一) 1. 訊杖を行ふは犯人の臀腿を打擊す、猶實を供せざる者は算板を酌用すべし。

2. 算板は堅實の檜を以て之を爲る、竪三尺四寸横二尺五寸厚さ一寸八分、三稜六十根を板面に布列し稍其稜角を削り甚鋭尖ならしめず、囚をして其上に座せしめ竪三尺横九寸重さ八十斤の石版を以膝上に措き、累加三板に至て止む。若し强頑不率の者は再び之を用ゆることを妨げずと雖も一日內疊用する事を許さず。

六年六月改定律例發布。在監人激增し職員配置亦增加す。

曩に五年四月懲役法の制定ありて自由刑の適用範圍は著しく擴張せられしが、六年六月更に改定律例の發布ありて懲役刑の一般的採用を見るや在監者は頓に增加し、(一)各地の懲役場の設備は漸次擴張整備せられ(二)監獄職員の配置亦從て增加するに至つた。(三)

(一) 監獄統計を缺くを以て、參考として明治八年刑事裁判統計及明治九年、十年全國既決監出入人員を掲ぐ。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

一、明治八年刑事裁判統計

刑名	人員
梟	一三
除族	四八三
斬	三七二
閏刑終身	二
絞	六七
同十年ヨリ五年	六
懲役終身	三三一
同三年ヨリ一年	二六
同十年ヨリ五年	一、四七八
同百日ヨリ十日	九一八
同三年ヨリ一年	一、四四九
鐫銅終身	八
同百日ヨリ十日	四二、九一七
	三四

二、全國既決監出入人員

人＼年	九年	十年
前年ヨリ越人員	一三、一八六	一二、九三四
入監人員	二三、八三五	三〇、九一九
計	三七、〇二一	四三、八五三
出監人員	二四、〇八七	二五、九七八
残留人員	一二、九三四	一七、八七五

（二）明治六年七月以來同七年に至る迄福岡縣、磐前縣、名東縣、宮崎縣、大阪府、岡山縣、靜岡縣等は相前後して懲役場若は囚獄所を新築す。（各刑務所沿革）

（三）1. 明治六年八月福岡懲役場に少屬一名史生一名等外二等及三等若干名（懲役人四十名に一名とし現員に應じ增減す）授業方若干名（懲役人十名に付一名とし現員に應じ增減す）を置いたが、同年十月新に捕亡手先二名宛交番勤務せしめた。（福岡監獄竊綱冊）

2. 監獄則制定直後の監獄官職名の部磐前縣の項參照。

3. 明治七年四月滋賀縣聽訟課に囚獄事務を置き、翌八年四月囚獄に始めて囚獄專務の判任官を置く。（滋賀縣史）

4. 明治八年五月和歌山縣始めて獄司を置き中屬（十四等出仕）を以て囚獄懲役場係となす。（大阪刑務所沿革）

六年八月傭醫の給額を定む。

當時に於ける監獄醫は多くは府縣立醫學校及病院の醫員をして之を兼ねしめ、（一）又は契約に依り開業醫若しくは私立病院醫員を囑託し（二）專任者を置く府縣は極めて稀であつた。六年八月大藏省は傭醫に給與すべき豫算年額を定め、神奈川二百圓、兵庫、長崎、新潟百五十圓、其他五十六縣は百圓としたが、各府縣共概ね不足を告げ之が增額を要求するものが少くなかつた。

（一）1. 埼玉縣は明治九年十月浦和囚獄懲役場監倉掛開業醫二名を免じ埼玉縣醫學校醫員に兼務せしむ。（浦和刑務支所舊記）

2. 京都府は明治六年十月京都療病院醫局員三名をして輪番宿直せしむ。（京都懲役場諸伺御指令留）

（二）1. 石川縣小松徒刑所は五年五月小松町開業醫三人を囑託し一人宛一ヶ月交替に勤務せしむ。（小松懲役署決議留）

2. 小菅監獄（東京集治監建築中）より私立病院との醫員條約（請負契約）締結の上申あり認可ありたるも間もなく解約す。（公文編年錄）

七年十一月未已決兩監を內務省の統轄に屬す。

明治六年十一月內務省設置（一）と共に帝都に於ける警察事務を管掌せしむる爲七年一月東京警視廳（銀治橋門の舊津山藩邸）を置き警視長以下警視、警部等の官等を定め同七年十一月司法省及裁判所の監倉を除くの外未已決の兩監を內務省の統轄に移した。（二）越て九年二月更に司法省內監倉及裁判所々屬の監倉をも內務省の總轄と爲し、東京は警視廳自餘は其所在地の使、府、縣廳に司管せしめた。（三）かくて監獄事務は擧て內務省の權內に歸屬し、監獄制度發達の端緒を啓くに至つた。

（一）中央官廳は五年二月兵部省を廢して陸、海軍省を置き、更に六年十一月內務省を置きたるを以て各省は十省を數ふるに至つた。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

（二）1. 監獄事務の内務省移管は裁判權の司法省移管の代償として行はれたるものにして、内務省の設置、警保寮の内務省移管、警視廳の設置と共に當時の警保助川路利良氏の建白に基いたものといはれてゐる。

2. 内務省庶務課に屬せしめ、後第二局第一課、第一局等をして司掌せしめ三轉して警保寮に屬せしめた。（法規分類大全）

（三）五年八月監倉制度の部參照。

八年五月大審院諸裁判所職務章程を定め、司法行政の分離成る。

明治八年四月立憲政體を立つるの詔あり、太政官三院制度を改正し左右兩院を廢し、太政官をして庶政を統理せしめ、從來立法審議機關たる左院に代りて元老院を設置し立法を審議せしめ、訟獄の事務は大審院に委し以て立法、行政、司法の三權並立の實を擧げんことを期した。仍て翌五月に至り大審院諸裁判所職務章程を發布し、大審院を以て最高裁判所と爲し、從來認められたる司法卿の裁判權を抹殺し、次で九年九月府縣裁判所を地方裁判所と改稱すると共に行政官の判事兼任を廢止し、玆に完全に司法行政の分離が實現せらるゝに至つた。

八年十一月府縣職制を定め地方の獄務は概ね第四課に屬す。

かくて司法警察事務の府縣委讓（一）並に各地方に於ける裁判事務の漸次獨立に趣くに伴ひ、地方の分課を改定するの必要を認められ、府縣職制（二）並に事務章程の制定を見るに至つたのである。府縣職制に於ける分課は第一課庶務、第二課勸業、第三課租稅、第四課警保、第五課學務、第六課出納の六課であつたが、囚獄、懲役の事務は概ね第四課に隷屬せしめた。（三）從て其事務取扱者は最初大屬以下の諸官之に當りたるも、翌九年九月太政官達を以て府縣職制中第四課の事務は警部を以て取扱はしむることに定められたる爲、監獄の事務も亦警部之に當るに至つた。（四）

（一）前項註（二）1 參照。

（二）府縣職制抄、屬、史生の職務を分つて六課となし其目左の如し。

第一課庶務、第二課勸業、第三課租稅、第四課警保、第五課學務、第六課出納。

（三）1. 東京府は七年一月警視廳の設置ありたる爲第四課（警保）の分課を置かず庶務、勸業、租稅、學務、出納の五課とし別に囚獄掛を置き囚獄掛をして懲役場を管せしめたが、後に述ぶるが如く此等の事務も間もなく警視廳に移管せられたる爲單純なる五課制となるに至つた。（東京府史）

2. 京都府、熊谷縣、千葉縣、滋賀縣等は從來庶務課に屬せし關係上差當り第一課に屬せしめたが、滋賀縣は九年三月、熊谷縣は九年四月第四課の分掌に移した。

（四）1. 明治十年一月群馬縣少屬近藤清同縣七等屬に任ぜられ同時に第四課囚獄兼懲役場掛專務第二課兼務申付らる。次で同月同人七等警部に兼任を命ぜられ同時に獄司專務申付らる。（前橋監獄沿革誌）

2. 明治十年十一月群馬縣九等屬宮城助七同縣九等警部兼九等屬に任ぜられ尙此月副獄司申付らる。同月群馬縣等外一等出仕二人、同縣一等巡査申付られ同時に監獄書記心得を命ぜらる。（同）

3. 明治九年九月栃木縣伺に對し囚獄懲役の事務も警部にて取扱ぜべき哉然る上は等外吏も又巡査を換用可然哉の伺に對し警部にて取扱候儀は伺の通聞置候事但等外吏は當分從前の通りの内務省指令あり。（内務省日誌）

一、市谷囚獄職員（明治九年末現員）

大警部	警部補	巡査	等外	雇		獄丁	小計	小使	埋葬地屍扱人	行刑人足	計
				醫師	調藥	取締					
一	三	四五	三	三	二	五	八	二二	二〇	五	一〇	一一八
						一等	二等	三等							

八年十二月市谷囚獄及石川島懲役場警視廳に屬す。

同じく八年十月に至り東京府は當時管内囚獄及懲役場の囚情頗る不穩にして、破獄脫監を企圖するもの尠からざるのみならず鬪毆殺傷等の事故頻出し、其都度警視廳に急報して警部巡査の派出を乞ひて之を捕拿鎭壓せしむるの狀況にして、到底之が管理を完うすること能はざるに至りたるを以て、其の事情を内務省に開陳し太政官の允許を得て同年十二月同府所管の囚獄及懲役場は擧げて警視廳に屬せしむることゝした。而して翌九年一月以降警視廳は獄内の刷新を圖るが爲管内司獄官の大更迭を行ひ、（一）幹部は總て警察官を以て之に當てた。當時の市谷囚獄職員及警視廳管内各監獄警察官配置狀況は左の如くであつた。

二、監獄署詰警察官（明治十一年三月調）

官名／署名	本署	第一支署	第二支署
大警部	一	—	—
三等中警部	一	—	—
三等少警部	四	—	—
一等警部補	四	一	一
二等警部補	七	四	一
計	一七	五	二

（一）1. 明治九年一月十五日三分廳四署（牛込警察）より警部補二名巡査三十名假に囚獄詰となり、従來の等外三名を殘して九十一名免職となる。（廳府縣警察沿革史）

2. 明治九年三月二十八日懲役署に獄丁二十五名を增置す。初め懲役署長囚徒を看守する巡査の勤務勞逸、一ならざるを以て監倉、囚獄二署長に商議し囚獄署の巡査十名を減ず。然るに懲役署は常務外に外役及工作を盛にするに隨ひ自ら增員せざるを得ざるも、費用に關係あるを以て今回囚獄署に減少せし巡査十名の費用を移し更に二十五名の獄丁を懲役署に置き以て監戸の開閉其他の雜役に供したり。（同上）

3. 明治九年三月二十九日懲役署中假懲治監警部補以下の定員を規制す。警部補一名、一等巡査以下巡査十名、獄丁若干小使二名と爲す。（同上）

4. 明治九年十月十二日懲役署等外吏醫員獄丁の人員を定む。等外吏は本署に十三名、第四局に二十名、醫員は取締一名、醫員四名、調藥生五名とし獄丁は八十名と爲す。（同上）

5. 明治十年一月二十五日囚獄署巡査十名獄丁二十名を減じ更に巡査四十名と爲す。一等巡査二名、二等巡査四名、三等巡査八名、四等巡査四十六名を以て之に充つ。（同上）

九年三月警視廳獄丁を置き其俸給を定む。

警視廳は監倉、懲役署及囚獄署の小使を獄丁と改稱し（一）其俸給は獄丁取締五圓五十錢一等獄丁五圓二等獄丁四圓五十錢三等獄丁四圓と定めた。當時未だ是等下級職員の名稱待遇の統一を見ず、各地方の便宜に從ひ之を定めたが、概ね左の如くであつた。

一、山梨縣懲役所職員俸給（明治八年一月山梨縣懲役所規則）

官職	番長	副番長	書記	醫員	一等守卒	二等守卒	三等守卒	一等獄丁	二等獄丁	三等獄丁	小者
俸給	十二圓	十圓	適宜	同	六圓	五圓五十錢	五圓	四圓五十錢	四圓	三圓五十錢	三圓

二、山梨縣監獄署職員調（明治十年八月）

官職	六等警部	九等警部	一等外一等	書記	醫師	教師	一等守卒	二等守卒	三等守卒	一等獄丁	二等獄丁	三等獄丁	小使	計
現員	一	一	一	二	一	一	二	二	六	六	一五	一三	五	五六

三、埼玉縣監獄署職員調（明治十年末）

官職	署長	監獄書記	書記傭	丁長	守卒	獄丁	計
現員	一	二	二二	六	二五	五七	一一三

（一）1. 明治九年一月十三日警視廳は中番及下番を小使と改め下人足を抱人足と改む。（廳府縣警察沿革史）

2. 明治九年三月二十二日同廳は監倉囚獄懲役三署をして適宜小使を使用せしむ。曩に小使を獄丁と改稱す。是に於て署中の便宜に依り更に小使を置き他廳の往復雜事の使役に供せしめ俸給五圓五十錢を給す。（同上）

九年三月警視廳獄丁の服制を定め各府縣漸次之に倣ふ。

使廳府縣の監獄は明治十四年監獄官の名稱統一に至る迄は未だ獨立官廳としての存在を認められず、概ね警察若しくは庶務課從屬の地位を脫する能はざるの狀態であつた。從て其幹部職員の多くは警部若しくは屬官之を兼ね之に下級職員として專任の守卒、獄丁、下男を附屬するを普通とした。されば兼任警察官は各れも本官の服制（一）に依つたが、（屬官等には素より服制の定めがなかつた）九年三月警視廳は獄丁の服制を定め、十年に入り茨城縣、和歌山縣、廣島縣等之に倣ひ其の他の府縣又漸次其服制を定め

刑政第52巻第5号
矯正図書館

貸與するに至つた。(二)

(一) 警察官の服制としては明治七年一月警視廳制服並圖附旗章提灯徽號を定め次で明治八年十一月警部巡査制服並提灯を全國的に統一するに至り其等級に應じ帽章、袖章及襟章たる金筋銀筋の多少を定め其服制に於て甚しき區別を設け又袴章としても銀筋金筋を用ひ制服を以て禮服相用とし當時頗る人目を惹いた。

(二) 1. 明治九年三月警視廳監倉及懲役署囚獄署使用の小使の着服を定め襟及袖に赤線を付す。(廳府縣警察沿革史)

2. 明治十年八月茨城縣守卒獄丁に洋服を給す。(公文編年錄)

3. 明治十年十一月和歌山縣丁長以下洋服を官給す。(同上)

4. 明治十年十二月廣島縣始めて獄丁に無章、地羅紗紺色の帽並に冬服地小倉(上衣)及雲齋(下衣)紺色、夏服地奥絽(上衣)雲齋(下衣)紺色の洋服を給與す。(同上)

十年十二月警視監署は監獄醫局を監獄病院と改稱し監獄病院職務心得を定む。

先に東京府に於て囚獄及懲役場を管理せし時は場中に醫局を設け醫員を置きしが、此等獄舍の警視廳移管となるや同廳は廳内第五病院の醫員を囚獄場及懲役場に派出し囚徒の診斷治療等に從事せしむることゝした。(一)翌十年十二月更に醫局の制を改め監獄病院と改稱し市谷監獄支署内に病院を置き警視監獄本署の直轄となし本署には病院出張所を設けた。(二)職員としては院長、副院長、取締、正副當直醫、正副調藥監、調藥掛等を置き監獄病院職務心得を定めた。(三)當時他の獄制の極めて不備なりしに拘らず、醫務衛生に付て如此多大の努力を拂ひ、之が整備を期したるは注目に値する。

(一) 1. 明治九年一月十四日警視廳は第五病院の醫員を囚獄場及懲役場に派出し囚徒の診斷治療等に從事せしむ。(廳府縣警察沿革史)

2. 明治十年五月三十日警視本署は監倉、囚獄、懲役三署の醫局及藥局に係る事務を第五課の管理に屬す。(同上)

(二) 1. 明治十年十二月二十四日警視監獄本署監獄醫局を監獄病院と改稱し市谷監獄支署に設置し院長、副院長、取締、正副當直醫、正副調藥監、調藥掛の職員を置き監獄病院職務心得を定む。(同上)

其院長副院長調藥監調藥副監調藥掛等の職務は總て警視病院職務心得に準依し取締は黴毒檢査を除くの外總て其職務心得に準依し且病囚危篤の狀あれば速に看守所に通知せしむ、當直醫は院長取締の指揮を受け病監囚徒を診治し病囚の監號姓名等を配劑錄に詳記し、處方箋は藥室に付與し且其出入を簿冊に記載し病囚責任者は其家に就て診察し事由を院長に申稟し變死人負傷者あるときは取締の指揮に從ひ診斷し其診按し難きものは取締に申告せしむ。

2. 明治十二年十月六日警視監獄本署に監獄病院を設立し其第一出張所を第一支署に其第二出張所を第二支署に分設す。(同上)

3. 明治十三年三月二十七日警視本署は監獄病院職務心得を改定し院長、副院長、幹事、正副當直醫、正副調藥監及調藥係を置く。(同上)

十一年七月府縣官職制發布、更に分課の改定行はる。

越て十一年七月府縣職制を廢し、新に府縣官職制を發布し府に知事、縣に令を置き、其下に大小の書記官、屬、警部を置き庶務、警察の事務を掌らしめた。(一)本職制に於ては府縣の分課は地方廳の任意に委せられしも各地共概ね舊に依り六課制を採用し、警保課を警察課と改め監獄は警察課監獄係の主管に屬せしめた。(二)當時に於ける各府縣司獄官は警部若しくは屬官を以て獄司若しくは署長(既に監獄署の名稱を用ゆるものあり)に當て外に數名の下級判任官、(警部、警部補)等外吏、巡査並に數十名の准等外吏、雇等之に附屬したが其稱呼の如きは依然として區々たるを免れなかつた。(三)翌十二年七月宮城縣は監吏の名稱を集治監の例に倣はんとして稟申したが許されなかつた。(四)尚當時に於ける守卒等下級職員の身分の取扱は素より府縣に依り區々たりしも、概ね准等外吏として夫々差等を設け待遇した。(五)

(一) 1. 明治十年一月府縣參事以下の官員を廢し大少書記官等を置く。

2. 太政官達第三十二號府縣官職制抄、第七、府知事縣令は屬官を判任進退し其分課を命ず。

(二) 滋賀縣の如く庶務、勸業、租稅、警察、學務、出納、衞生、銀行の八課の外警察署、監獄署及地租改正事務掛を置くものありて必ずしも同樣でなかつた。(滋賀縣史)

(三) 1. 滋賀縣監獄署職員(明治十三年一月現在)(同)

官職名	署長	判任	等外二等
人員	一	一	二
官職名	警察御用掛	等外三等	等外四等
人員	一	一	二
官職名	監獄雇	出納課吏員八等屬	—
人員	一	一	二
官職名	八等警部	九等警部	十等警部
人員	一	一	二
官職名	準教育專掌		
人員	一		

刑政第52巻第5号
矯正図書館

人員	一	二	四	一	一

2. 群馬縣監獄署職員（前橋監獄沿革誌）

年次 / 官職名	獄司	書記	等外及準等外	雇	計
明治十二年	一	四	一九	八五	一〇九
明治十三年	一（警部兼）	二	二三	九三	一一九

3. 明治十三年二月二十三日德島懲役場を高知縣監獄德島支署と改稱し八等屬小松原某八等警部に兼任し德島支署長を命ぜらる。其他十七等出仕一名、等外二等出仕一名、等外三等出仕二名等外四等出仕一名監獄署詰を命ぜらる。（德島監獄沿革史）

4. 明治十二年十月內務省指令（石川縣令伺）從來囚獄懲役の事務は警部並に用掛を以て從事せしめたるを將來便宜屬、史生及等外吏をして該務に從事せしめ不苦。（公文編年錄）

5. 福岡縣監獄署下級職員は丁長二〇名、守卒四六名、獄丁八五名、下丁五七名、合計二〇八名（明治十三年末調）

（四） 明治十二年八月內務省指令（宮城縣伺）獄司、書記、監守は特に集治監のみに置かれたるものなるを以て今宮城縣限り該名稱を設くるは不都合に付難聞屆、書面獄丁、小使は伺の通り。（公文編年錄）

（五） 1. 明治十一年十二月內務省指令（愛知縣伺）等外を以て書記に充つるは苦しからず。（同上）

2. 明治十二年八月內務省指令（鹿兒島縣伺）監獄署守卒は月給五圓より拾圓迄等級を分ち給與し身分取扱は其月給高に應じ等外に準ずる件伺の通りの指令あり。（同上）

3. 明治八年一月筑摩縣伺に當縣獄丁は只辭令を渡すのみにして準等外等の待遇は無之云々とあり。（司法省日誌）

4. 明治九年四月岡山縣伺丁長は縣限り等外吏に準じ處遇不苦哉に對し內務省は五月書面の趣當分伺の通り聞置候事。（同上）

十二年四月司獄職員の賞與は巡査邏卒賞與規則に依らしむ。

內務省は司獄職員（守卒獄丁）特別功勞者に對する賞與等は明治八年四月太政官達第六四號巡査邏卒賞與規則（一）及八年一月太政官達第三號巡査死傷者弔祭扶助療治料規則に依らしめた。（二）これは司獄官吏は警察官と同樣國家社會の治安維持の爲常に重大なる危險に曝され、一身一家を犧牲にして奉仕する重要なる職責を有するものなることを認められた結果に外ならぬのある。

（一） 明治七年七年太政官達第百號及同八年四月第六四號を以て明治六年十一月太政官達第三九二號邏卒番人賞與

規則を改正し巡査邏卒賞與規則となる。

邏卒番人賞與規則抄

強賊兇器を携帶し拒捕する者二等に分つ其等差は時の事實により、捕獲の難易を以て臨時之を定む、

一、一等拒捕の強賊を獲る者、金十圓、一名にて一賊を獲るの賞とす（但書略）

一、二等拒捕の強賊一名を獲る者、金七圓、（同上）

一、不軌を謀り或は謀らんとする者一名を獲る者、金五圓、（同上）

一、貨幣を贋造し或は贋造せんとする者一名を獲る者、一、放火の者或は放火せんとする者一名を獲る者、一、人を殺せし者一名を獲る者、一、不持兇器強盜一名を獲る者、金三圓（同上）

一、火災の起るを見附速かに消防せし者、金五十錢より二圓迄（同上）

（二） 明治十二年四月新潟縣伺に對する內務省指令（內務省日誌）

一、集治監獄司以下官等（十二年四月一日）

官等	七等官	八等官	九等官	十等官	十一等官
官名	一等獄司	二等獄司	三等獄司	一等書記 一等守長	二等書記 二等守長
官等	十五等官	十六等官	十七等官	等外一等	等外二等
官名	六等書記	七等書記	八等書記	一等監守	二等監守
官等	十二等官	十三等官	十四等官		
官名	三等書記	四等書記	五等書記		
官等	等外三等	等外四等	—		
官名	三等監守	四等監守	—		

十二年四月東京宮城兩集治監を開設し獄司以下を置く。

明治十二年四月國事犯の收容並監獄改良の目的を以て東京府下及宮城縣下に集治監の設置を見（一）獄司以下書記、守長、監守を置き獄司の官等は九等より七等に至り一等獄司は七等官（奏任官）の待遇を受け其他書記、守長に至る迄地方司獄官の待遇に比し遙に優越の地位を占むるに至つた。而して同年七月內務省內に監獄局を置きて集治監を直轄せしめた。集治監官吏官等並職務條例（官制ニ當ル）等は左の如くであつた。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

備考　同年四月十五日更ニ三等守長(十二等官)四等守長(十三等官)五等守長(十四等官)六等守長(十五等官)七等守長(十六等官)八等守長(十七等官)ヲ增置ス

二、集治監職務條例

獄司　(一)、內務卿の命を奉じ成規條例に準據し獄務一切の事を擔任す。(二)、署中屬員の勤怠を監督し及能否を甄別し守長以上の進退黜陟を具狀し其監守以下は之を專決す。

書記　獄司の指揮を受けて囚籍の調査及書記、會計、驅役等の事務を分掌す。

守長　獄司の指揮を受け監守を監督し監獄周圍內外の警衞を擔任す。

監守　獄司及守長の指揮を受け監獄の周圍內外を警邏し罪囚の脫逃を豫防し及監門に在つて諸人の出入を監査し其他拘執押解等の事に任ず。

三、傭人使用例

醫師　人員適宜、(一)獄司の指揮を受け獄舍を巡回し罪囚の飮食被服等に注意し健康に害あるものと認むるときは速に獄司に申告し防害の方法を協議す可し。(二)罪囚發病を告げれば治療を施し撄生を諭示し其他は罪囚と接話すべからず。(三)罪囚の中癈篤疾に罹る者あれば其診斷書を作り速に獄司に申告すべし。

獄丁　人員適宜、(一)月給、一等六圓。二等五圓五拾錢。三等五圓。四等四圓五拾錢。(二)獄司及書記の指揮を受け役場に派出して罪囚の工業を監責す。

使丁　(一)月給、一等五圓五拾錢。二等五圓。三等四圓五拾錢。四等四圓。(二)署中の雜事及文移並に製品遞送等の使用に供す。

(四)　拘繫監獄年譜十一年五月及十二年四月の部參照。

The new Italian Service Regulations for Custodial Officers

Dr. Wilhelm Dallinger

イタリアの新戒護職員服務規則

(一)

ドイツ司法省地方裁判所判事
法學博士　ウイルヘルム・ダリンガー

イタリア國王エマヌエル三世陛下は一九三七年十二月三十日の勅令を以て豫防行刑兩施設に於ける戒護職員組合服務規則(Dienstordnung für das Korps der Aufsichtsbeamten an den Vorbeugungs-und Strafanstalten—Regolmento per il Corps degli agenti di custodia degli instituti di prevenzione e di pena—Service Regulations for Custodial Officers in the penal and preventive institutions)を裁可し、右規則は一九三八年三月十七日實施せらるゝに至つたのである。この新服務規則には理由書が添へられてゐて、重要なる改正の諸點並びにその意義效力が說明されてゐるのである。司法省行刑局長ドクトル・ヂオヴアンニ・ノヴエリ氏の主宰する雜誌「行刑法評論」(“Rivista di diritto penitenziario” —Review of Penal Law)は一九三八年度の初號(一—二月號)をこの新しい戒護職員服務規則に捧げたのである。ノヴエリ氏はこの號の劈頭に戒護職員に捧げた序言を書いてゐる。其中に於て氏は次のやうに言ふてゐるのである。「この新しい規則はフアツシスト主義に基く行刑改良の實現途上に於ける一つの驛次である。多くの人々は恐らく今日に至つても猶ほ戒護職員を視るに單に機械的な任務を有つてゐた昔日の獄吏の觀を以てし甚しきは受刑者の生活を只だ々々苦し

いものにすることを務めとしてゐる舊式の典獄と全く同一視するものがあるかもしれない。しかし、ファッシズムはかういふ見解を斷乎として排棄してしまつたのである。峻嚴公正によつて支配せらるゝファシストの刑罰執行は戒護職員の職務の中に近代的刑法によつて刑罰執行に付與せられたる偉大なる任務の遂行に於ける意義深き一個の特異なる機關を發見するのである。日々の勤務に自己の犧牲的精神を證する戒護職員は犯罪防遏の戰ひに於ける理想主義者としてのファッシストの勇しき戰士である。」

イタリアの刑罰執行は、大部分刑法、刑事訴訟法及び一九三二年五月九日の監獄改良に關する法律中に包含さるゝ形式法上の規定と共に、主として一九三一年の豫防行刑兩施設の服務執行規則によつて定められてゐるのである。猶ほまた其上に、戒護職員服務規則の屬する行政法規の大部が適用さるゝのである。以下イタリアの新しい戒護職員服務規則の內容について報道するつもりであるが、この規則はかゝる命令の性質上細目に亙る純粹のイタリア獨特の專門的な規定を含んでゐるが、しかし、わがドイツの行刑部門に於ても、イタリアの如きドイツと深い精神上の共通點を有つた國の法規を研究するのは價値のないことではない、と自分には思はるゝのである。

（二）

イタリアの行刑施設の戒護職員の新しい服務規則はファッシスト以前の時代にできた從來の服務規則に取つて代るものである。而して、この規則は既にファシスト黨の政綱の中に包含されてゐる刑罰執行についてのファッシズム（註 Fashismus (Fascism Fascismo なる語は古ローマの執政官の官標たりしファシーズ—(Fasces)(束桿) より出た語で、この束桿は彈壓的な權力と國民的團結を標識したものであつた。この意味からして、世界大戰直後のイタリアに共產黨の跋扈跳梁するに及びて奮然起つて自ら共產黨剿滅の任に當りしムッソリーニ及び其一黨はこの語を取つて自らファッシステイ (Fascisti) と名乘つたのである」の根本的見解との調和を保つて刑罰執行の領域を規律せんとするものである。この根本的見解たる刑罰による强制力の賢明なる適用により法律違反者をして再び醇正なる社會の人たらしめんとするもので、これは、理由書にも述べられてゐるやうに、威嚇を本義とする刑罰自體に在つては第二義に屬する目的であつて、たゞ見込の豐かなと思はれる場合にのみその達成を追求せられるものであるが、しかし、保安處分の執行に在つては本質的な第一義的の目的として追求せらるゝものである。この目的は主として刑罰のインデイビデュアリジールン

グ（箇別的執行）によりて追求せらるゝもので、卽ち、犯人の人格に應じて刑罰執行の手段を適合せしめて行くやり方で、近代的刑罰執行の取つて以て根本原則として認める所のものである（理由書）。しかし、理由書の說くやうに、かゝる目的の追求は稱美すべきではあるが、たとへ良規定にせよ、只だ規定を設くるだけでは豫期の成果は收め得られないのである。この成果を得んがためには、良規定の企圖する效果の實現を、己等に負された任務の意義と目的とを理解し且つ受刑者に對する己等の態度をこの目的に副はしむるの用意を怠らない人々の手に委ねるといふことが極めて大切な問題なのである。然り而して、戒護職員の職務遂行の成果を保證するものは、公正と嚴肅、權力と同情との巧みなる調和の中に存すると云ふべきである。

（三）

二百五十六個條より成る新服務規則は七篇に分たれてゐる。

第一篇は七章に分たれ、戒護職務の組織に關する規定で、（一）戒護職員組合の組成、（二）任命、（三）職員の訓練、（四）昇級、（五）服務關係の終了、（六）結婚、（七）賜暇の七章に分たれてゐる。此等の規定は、戒護事務に對する行刑當局の管理に、でき得るだけ良好の效力を持せしめ、特に專門化に價値の置かれる戒護事務の能力を斷えず進步せしむるを以て目的としてゐるのである。

第二篇は職員の優待表彰に關するものである。これに次いで、第三篇は職員の懲戒に關する規定で、（一）一般規定、懲罰の種目、懲罰手續の機關、（二）各種懲罰の適用と效力、（三）手續規定、（四）刑事訴訟手續と懲罰手續との關係、（五）軍刑法の適用と軍法會議の管轄權、（六）報告と刑の加減斟酌の七章に分たれる。

第四篇は職員の共同食事、服制、武裝、宿舍並びに醫療に關する規定を包含する。

第五篇はもつとも重要なるもので、戒護職員の職務に關する規定である。十一章に分たれてゐて、組合の職員の一般義務、特殊事務を擔任せる職員の任務、騎馬の戒護職員、外役監視勤務、外役受刑者の戒護、行刑施設內に於ける武裝、出張及び轉任の各項を取扱つてゐる。

第六篇は各職員の積立金及び共同積立金の管理について規定せるものである。第七篇は經過規定と終結規定となつてゐる。

以上新服務規則の成立に關して一言注意しておいて、以下進んで重要なる規定の內容に入つて詳述するつもりである。

（つゞく）

Blätter für Gefängniskunde, September 1938.

刑政第52巻第5号
矯正図書館

海外時報

第一回刑事學國際會議詳報（二）

—— The Report on the International Congress for Criminology in detail ——

已に述べた通り、會議は六部に分たれ、六つのテーマ（議題）が提出されてゐたのであつて、前號に報道した三つのテーマは第一のグルツペを成すもので一々テーマについて決議が採られたのであるが、今號に報道せんとする第二のグルツペの三つのテーマについては討論には付せられず從つて決議は採られなかつたのである。

第四部會

議題「各國に於ける犯罪豫防組織」

このテーマについて多くの報告者は、一般豫防（Generalprophylaxe）は社會政策の領域に屬し、個々の國々の政治的、社會的、文化的並びに經濟的事情と密接の關係を有つてゐるもので、之に反して、特別豫防（Spezialprophylaxe）は、特に累犯の問題に留意し、從つて刑法の適用並びに行刑矯正兩施設の設立と交涉の存するものであるから、本來の刑事政策に屬するものである、といふことには意見を等しくしてゐたのである。で、玆處には只だ行刑施設に於ける特別豫防について詳細に亙つて研究されてゐるのである。

特別豫防については、多くの報告に於て、拘禁中先づ專ら肉體上並びに精神上受刑者の改善を促進する目的を以て近代的行刑施設に組織されてゐるすべての設備が詳細に述べられてゐるのである。猶ほ亦た、受刑者の鑑査改善を目的とし、犯人の社會的更生の實際の手段となるべき衞生上の諸設備についても同じく詳細の說明があつたのである。

更らに、多くの報告者は、種々異つた名稱——刑事生物學部、刑事人類學部、刑事精神病學部——を與へられてゐる施設について述ぶる所あつたが、犯罪の豫防と社會的更生とを目的とする現代の行刑制度が受刑者の人格の科學的研究を根本的に重要なる一個の機構として視るべきことについては、全く意見を同じうしてゐたのである。

更らに、各方面の報告者は、等しく社會的犯罪豫防に關聯して、作業の組織調整並びに受刑者の教育を促進すべき諸設備の重要性を說いてゐたのである。

なほ亦た、多くの報告者は、受刑者の人格の研究に重大なる意義の存し、從つて受刑者の履歷に關する記錄の編纂の必要缺くべからざることについて意見を等しうしてゐたのである。且つ、更らに進んで、受刑者が刑期滿了の後社會に復歸せんとする瞬間に於て遭遇する物質上並びに精神上の危機によつて再び犯罪生活に陷るの事實は幾度か吾人の親しく看る所であるから、釋放者の保護監視は一日も忽にすべからざるものである、といふことについても等しく意見の一致をみたのである。

第五部會

議題「民族學（エトノロギー）と犯罪學（クリミノロギー）」

このテーマ（議題）について會務委員の手で起草された說明書に於ては、刑法學者に對して、一般犯罪傾向の發達並びに特定の種族又は特定の異教民族の特質と認められ得る犯罪の形式に存する人種的要素の意義に關し、且つ、また別に、一般犯罪傾向の發達に於て各國の傳統、習慣及び特殊の文化的、經濟的及び社會的關係に歸すべき意義につき彼等の意見を開陳するやう豫め要望されてゐたのである。

報告書に開陳せられた意見を綜合すると概略次のやうなものである。

人類の民種には相互に區別さるべき本來の物質上の特徵の存するが如く、また本來の精神上の特徵が存してゐるのである。而して、比較的原始的な文化を有つてゐる國民又は人種を異にした國民が優秀な歐洲文化に觸れても民族其者を標識せしめる肉體上の特徵の變化により物質的に全く變形さるゝ能はざるが如く、同じくまた他の民族に特有な精神的素質を直ちに受け入れるといふことはできないのである。

文化の及ぼす惠澤は物質的產物を形成する技術上の進步に存するにあらずして、この進步を賦活する精神（ガイスト）に存するのである。このガイスト（精神）は權威や力で移し傳へられ得るものではなく、只だ太古以來殆んど不知不識の間に自働的に民族の心的態度となつた古い信條を驅逐して、幾世代を遡じて徐々に浸み込んだ長い感化と模倣とから生れて來る外はないのである。かくして、我々歐洲人はこれまで接觸した民族の文化的要素を吸收して來たのである。

第六部會

議題「各國に於ける保安處分の實驗」

この問題には、イタリア、ドイツ、ユウゴウスラビア及びベルヂツクから基礎的な報告が提出されたのである。

(a) イタリアに關する報告

イタリアについては行刑局長のヂオヴンニ・ノベリ氏によつて詳細の報告がなされたのである。

ノベリ氏は先づ舊派と新しい實證派の刑法學派との間に存する差異異同を說明した後、刑法の領域に於ける學理上並びに實際上の鑑査の結果の利益を一箇の統一あるシステムに要約した

首相ムッソリーニの次の語を引用したのである。「犯罪に對する豫防救治の處分（感化院、精神病院等）は著しく擴充せられてゐる。社會防衞の手段としての刑罰は威嚇並びに教化の二つの機能を秩序的に發揮しなければならない。刑罰の執行はこの第二の任務たる教化を考慮して衞生上改良が施され且つ受刑者の社會的更生に資すべく完成せられつゝある。」

このムッソリーニの語でこれまで兩刑法學派の互に論爭して相下らなかつた二つの根本問題が決定されたのである。即ち、(一)道德上の責任觀念に基く犯罪に對する法律上の制裁（Sanktion）としての刑罰を保存維持し又は犯人の危險性に基く行政法上の保安處分を以て刑罰に代らしむること、(二)刑罰を執行する場合に於てはその意義及び目的を贖罪に制限し又は罪あるものを再び社會生活に適應せしむるの目的を以て刑罰を賦活すること、是れである。

ファッシステイの黨のプログラム（綱領）に宣明せられてゐるデュウツエ（Il Duce）〔註――黨では夙くからムッソリーニを親しんでデュウツエと呼んでゐる。デュウツエは英語のリーダー（指導者）である。ヒットラーが自らドイツのライヒスフュウラー（Reichsführer）と名乘るのもムッソリーニのデュウツエと同じ意味である〕の明快にして深刻な思想に從へば、刑罰は社會の秩序的生活を防衞する古來傳つて來たその機能を固く維持せらるべきであるが、しかし、また近代的國家の任務より自ら生ずる要求に適應せしめられなければならないのである。國家は機械的に其權力を行使するばかりがその任務ではなく、國民の文化の向上發展を保護し促進しなければならないのである。かくして、國家は刑罰に賦與するに受刑者を矯正し教育して眞に人たらしむるの目的を以てしなければならないのである。

ノベリ氏はその報告に於て、進んで保安處分に說き及ぼし、刑罰の根本原則を說明してゐるのである。氏は曰ふ、

「保安處分は犯罪防遏に於ける刑罰とは別種の特殊な國家活動である。刑罰と保安處分に共通する原則は兩つながら刑法に實體法上の基礎を有つてゐるといふことである。或る一個の保安處分は或る一つの刑罰と同じく、その處分が法律に規定せられてゐるものに限つて命ぜられ得るもので、且つ、只だ法律によつて定められたるケース（Fall）にのみ科せられ得るのである。保安處分は財產法上の處分である場合もあり又はケースをなす本人の監保勾留である場合もあり得るのである。自由を剝奪する保安處分は刑罰に代る場合もあり又た刑罰と共に命ぜらるゝ場合もある。年齡の未だ成熟の期に滿たざるの故を以て責任能力を有せざる者又は他の原因のため認識能力又は意志能力を缺く者に在つては、刑罰に代ふるに保安處分を以てするのである。刑法上の意味で犯罪責任能力のないのは十四歲に滿たざる者である。此等のものに對しては矯正施設又はシュッアウフ

チヒト（プロベーション――保護觀察）が考慮せらるゝのである。十四歲以上のものにして精神疾患のため行爲の時認識又は意志の能力を缺く者に向つては刑罰に代ふるに保安處分を以てし、しかもまた行刑局所管の精神病院への收容が命ぜらるゝのである。刑罰に在つて第二義的のものであり且つ警察處分に在つては單に間接の意味しか有つてゐない社會生活への順應和協を目的とする機能は、この保安處分に在つては直接の主要な第一義的機能となるのである。

贖罪を主要なる目的とし、教化を第二義的の目的として、この兩者を調和せしめなければならない刑罰については、次の二箇條がイタリアの行刑政策の指導原理となつてゐるのである。

(一) 刑罰の執行が懲治として感ぜられ且つ懲治として受刑者並びに他の一般人に畏怖せらるゝために（贖罪、一般豫防及び特別豫防）、現代人の感覺に從つて判斷して必要以上と認めらるべき贖罪方法は自由剝奪の狀態から除かれなければならない。

(二) 矯正といふ重要な目的の達成のため適用せらるべき手段は、あらゆるケースに於て刑罰が一箇の苦痛たらざるべからざるの條件を考慮した後適用せられなければならない。

この二ヶ條がイタリアの行刑政策の基調をなすものである。之に反して保安處分にとつては、刑罰の本來の性質たる懲治に缺くべからざる峻嚴性と教化手段の遂行に伴ふ寬容性とを調和せしむることが問題ではなく、問題となるのは、たとへ輕微なるにもせよ幾度か法律に觸れたことのある社會的に危險な人間の感化に役立つべきあらゆる峻嚴な處遇設備に結びついてゐる束縛に手加減を加へて、而して、一方では、この手加減された束縛を移して保安處分の任務の根本を成す保護感化のプラン（方案）に綯へ交ぜるといふことで、是れが肝要なのである。」

更らに進んで、ノベリ氏は保安處分に關する四つの問題を揭げて詳論したのである。

四つの問題とは、

(一) 保安處分により監保勾留せらるゝものを收容する施設の設立の問題
(二) 規律維持の困難
(三) 感化手段組織の問題
(四) 犯人の危險性の有無の再驗査に於ける困難

で、ノベリ氏の說く所によれば、イタリアではこれ等の問題を解決するに成功したのである。保安施設の設立の目的とした所の效果も注目に値する程度に收め得られたのである。しかし、更らに改良が加へられる筈で、保安處分の執行さるゝ施設には被勾留者の人格を研究するために科學的研究所が設けらるゝことになつてゐる。猶ほまた、累犯の大部分は被勾留者が以前の忌まはしき環境に逆戻りし且つ屢々職業を見出す機會を有たないことに歸因してゐることが分明つたので、將來更らに釋放後の保護が一層擴充せらるゝことになつてゐるのである。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

(b) ドイツに關する報告

ドイツ側からは司法省行刑局長ローランド・フライスラー氏が說明を擔當したのである。以下は氏の陳述する所である。

「クリミナルビオロギー（刑事生物學）は個々の犯行と犯人の人格との關係を研究し、由て以て、若し裁判官にして只だ判決を下すべき個々の犯行のみを視て、犯人の全人格を評價し判定することを知らなければ公正な判決は得て下すべからず、といふ認識を刑法のために育て上げたのである。

然り而して、刑罰のみを以てしては刑法の目的を達成するに足らないといふことが經驗上分明になつたので、刑法學は進んで近代的刑事政策に影響を與へたクリミナルビオロギーの學說を採用するに至つたのである。特に累犯に關する統計上の數字は累犯者に對する刑罰の效果の不充分であつたことを雄辯に語つてゐるのである。他の諸外國に於けるが如くドイツに於ても、多くの前科を有つた犯人の數が斷えず增加して居り、執行された刑罰は何の效果も止めなかつたことが看取されたのである。かくして、刑罰の用をなさない犯人の場合に刑罰の助けとなり得る矯正保安の處分を以て刑罰の足らざる所を補はしめようといふ要求が重立つた刑法學者の間に起つて來たのである。

といふわけで、かゝる處分の採用された以上、此等の處分は刑罰とは異つて犯人の罪の輕重大小の度に從つて決定さるゝものではないのである。此等の處分を命ずる裁判官は刑の量定に於けるが如く過去をふり返つて行はれた犯罪を檢することなく且つ犯人の人格如何について何等の判斷をも下すことなく、先づ眼を將來に放つて犯人の社會に及ぼす危險の性質を考査して、而してこの危險の性質に應じて處分を定めるのである。刑罰とは異つて此等の處分は期間は不定であつて、豫防せんとする危險の止むまで效力を有するもので、場合によつては終身にも及ぶのである。しかし、刑罰とは異つてゐるとはいふものゝ、犯人が自分の行つた犯罪に責任を有つてゐる限り、此等の處分が刑罰とは別に且つ時々は刑罰以上にも犯人に蒙らされる苦痛を意味するものであることは、吾人は忘れてゐないのである。それでは何故に此等の處分を下すかといふに、國家が社會生活に順應することを欲しないものに對して正路の法に忠實な國民を保護せんと堅く決意して居り、且つ、社會のために危險に對して安全を維持する代償として犧牲が拂はれなければならないとすれば、この犧牲を正路の國民に負はせるといふのは不當であつて、危險の發生する源である不良な人格の所有者たる犯人に負はせるのが當然なりと信ずるが故である。」

フライスラー氏は進んでドイツに於て適用せらるゝ保安矯正の處分について一瞥を與へてゐる。

此等の處分とは、

一、療養所並びに養育院への收容

二、酒癖矯正院（Trinkerheilanstalt）及び感化院への收容

三、勞役場

四、保安勾留（Sicherungsverwahrung）

の四つである。

フライスラー氏は實驗期間の日尙は淺きの故を以て危險な性欲犯人の去勢（Entmannung）の結果については說明を避けてゐる。職業の禁止についても何の陳述もなく、彼の說明は自由の剝奪と結びついてゐる處分にのみ限られたのである。

しかし、玆處で自分の報道する所は、フライスラー氏の提供した材料の餘りに豐富なため、惜しいかな割愛しなければならないのであつて、自由の剝奪と結びついてゐる處分の中只だ保安勾留の一に限らるゝのである。

報告者たるフライスラー氏は二つの重要な問題を提起してゐるのである。卽ち、保安勾留の命令と勾留からの釋放とである。

裁判官の宣告による保安勾留は、

一九三四年	二千九百三十五件
一九三五年	一千三百十八件
一九三六年	九百〇七件
一九三七年	六百九十件

で、一九三四——三七年まで總計六千八百五十件の保安勾留が命令されたのである。件數の逐次に減少してゐるのは、處分の實施せられし當初には法律上の條件に宛てはまる服刑中のものも又は自由に民衆中に生活するものも一切の常習犯人、職業犯人及び性癖による犯人を悉く保安勾留に處したのであるが、それが年と共にかゝる分子の自然の發生を俟つて處分するに限らるることになつたからである。

玆處で斷つておかなければならないのは、裁判官の間には、犯罪の確定した後、その所爲に對して犯人に刑を量定する以外のことをするのを好まない一種の傾向の存することで、これは決して見誤り得ない明白な事實なのである。しかし、刑と保安勾留と二つながら並び科せらるゝ一元主義の思想に從へば、罪の輕重大小に適つた刑の量定を要求する正しい刑罰なるもの、觀念が裁判官に失はれることになりはしないだらうかとの危慮もあつて、是に於てか、ドイツの刑法に於ては觀念上刑と保安處分とをはつきり區別して、所謂二元主義を採用するに決定したのである。

保安勾留の期間の不定であることが被勾留者に及ぼす精神上の影響には重大なものが存するのである。一日一日と自分の刑期の消えて行くのを見て受刑者の感ずる重荷を卸したやうな安易な感じは被勾留者にはないのであつて、その結果は斷えず不安ないらゝした神經質的な氣分に惱まされることであるが、同時に、また、施設內には强い精神的緊張が見られるのである。この緊張があるために性格が練られて內部的の變化を來たすこともあるが、しかし、豫め欺かれないやうに注意しなけれ

刑政第52巻第5号
矯正図書館

ばならない。彼等が暴力を用ひてゞも自ら束縛を脫しようとするかなり強い衝動が呼び醒まされないとも限らないからである。しかし大體今までの處被勾留者には行狀を愼しんで釋放の期を速めようとする願望が強いのである。

最も困難な問題は釋放に關する誤りのない決定で、特に社會的豫後の判定がむづかしい。自由を拘束された生活に於ける態度行動からは自由な社會に於ける將來の態度行動は決して安心してしかと推定することのできないのが困るのである。しかし、被勾留者が已に危險でなくなつたから、保安勾留は爾後必要でないといふまでに見極めがつくまで試驗が行はれるといふのが常に釋放決定の原則となるのである。といふは、少しでも疑惑が存してゐれば、釋放反對の決定が與へられなければならないといふことになるのである。

(c) ユウゴースラビアに關する報告

ユウゴースラビアの側からはブルヤーナ大學教授マクレツオフ氏によつて報告されたのである。

ユウゴースラビアの刑法立法に在つては、刑法々典は次の三部に分たれてゐる。卽ち、

(一) 刑罰、(二) 保安處分、(三) 十七歲以下の未成年者の感化處分

是れである。刑罰と處分との原則上の區別は一九三〇年一月十三日付命令第三條の明文で次の如く言明されてゐる。「保安處分は刑罰ではない。かるが故に保安處分の執行に當りては處分の特質を考慮してその目的に應じて手續が施されなければならない。保安處分は次の九種である。(一) 保安勾留、(二) 勞働忌避者の强制勞役場への引渡、(三) 責任無能力者及び能力不足者の官設の病院及び勾留所への收容、(四) 酒癖常習者の酒癖矯正院への收容、(五) 飮食店經營の禁止、(六) プロベーション(保護監視)、(七) 一地方よりの追放及び國外追放、(八) 職業又は營業の禁止、(九) 危險物件の沒收」

自分の報道は玆處にも亦た保安處分の內保安勾留の一種に限られなければならないのは殘念である。三度懲役刑に處せられた者が最後の刑に服したる後五年の期間經過中更らに再び豫謀に出づる犯罪を行ひ且つその犯罪の性質並びに本來の行狀より社會的に危險性を帶ぶるものなるとを推定せしむる場合、保安勾留が執行せらるゝのである。保安勾留の最長期間は十年である。一九三六年に於て六十九人の犯罪者(男子四十九人及び女子十三人)が保安勾留に處せられたのである。

(d) ベルヂック(ベルギエン)に關する報告

ベルヂックの側からは同國行刑局中央刑事人類學部(Service Anthropologique Pénitentiaire)の部長醫學博士ヴエルヴエック氏によつて報告されたのである。

保安處分に關するベルヂックの法律は一九三〇年四月二日に公布せられ、一九三一年一月一日より施行せられたのである。

この法律によつて、(a) 累犯者、並びに、(b) 精神異常者に保安處分が適用さるゝことになつたのである。

(a) 累犯者及び常習犯人は法律によつて定められたる場合に於て五年より二十年までの期間保安勾留に處せらるゝのである。一九三二年一月十五日より一九三七年十二月三十一日までに二百九十五人の前記犯人にこの處分が適用されたのである。この內で初めの六年間に三十三人は完全に釋放せられ、二百三十七人は假釋放されたのである。この假釋放者の內四十六人卽ち約二〇パーセントは行狀善良で、三十八人卽ち一八パーセントは更らに新しい犯罪を行つたのである。然るに、百九十一人は再び施設へ收容されたのである。しかも、その內七十六人卽ち三二パーセントは自ら再收容を請ふたもので、一部は定まつた職業が見出せなかつたため、一部は自ら再び罪を犯さんことを怖れたがため、一部は自由ではあるが窮乏と失望とに苦しまなければならない生活よりもむしろ施設に於ける安定した規則正しい生活を擇んだがためだつたのである。

(b) 精神異常者の監置は行爲の輕重に從つて五年、十年又は十五年に迫ぶのである。一九三一年から一九三八年七月一日までに二千四百八十三人が監置され、內二百五十二人は女子であつた。これだけのケースの半數以上は假釋放を受けたが、一〇パーセントのケースでは精神狀態の依然として危險であるため全然釋放されなかつたのである。最初の七箇年半の期間中假釋放手續を受けたものの二三パーセント卽ち三百三十人は再收容されなければならなかつたのである。內百四十五人は新たなる犯罪のため、十六人は精神缺陷の更らに惡化したため、十二人は異常者自身の申請だつたために由るのであつた。此等の數字から、釋放された異常者の再犯の關係は普通の受刑者の場合に比して非常に少ないことが分明かるのである。普通の受刑者の場合に於ける再犯の關係はベルヂックに於ては四三パーセントより四五パーセントの間を往來してゐる。

ヴエルヴエック氏は、結論としてベルヂックに於ける保安處分の終局の結果を要約して、ベルヂックの社會防衞のための法律は固より完璧とは言ひ難いものではあるが、犯罪防遏の努力に於て注目に値する進展を示したものであると述べてゐる。氏は、この法律の精神異常者と累犯者との特に危險なる犯人の二つのグループに對して社會を防衞するの效果の確實なるものあるが故に、社會防衞の刑法を以て在來の鎭壓主義の刑法よりも效果の多いものと信じてゐるのである。(完)

Blätter für Gefängniskunde, Oktober-November 1938.

刑政第52巻第5号
矯正図書館

ローマに於ける行刑區の設置

——Penal Administration Centre in Rome ——

イタリアの行刑局では現在ローマに各種の行刑施設を一地區内に集合せしむる一種の行刑區（Strafvollzugsstadt）を設置することを計畫してゐる（但し少年の施設を除く）。各施設を一地區内に集めるといふもの丶、施設の特殊化の原則と刑罰執行の個別化の本義の傷つけらるゝことのないのは固より論を俟たない所で、猶ほまた、玆處には各種の類を異にした受刑者を科學的に研究する中央の研究所（Untersuchungszentrale）が設立さるる筈で、これは多くの專門の研究設備を集合統一することのできるためで、もつとも受刑者研究の目的に合宜つてゐると信ぜらるゝからである。

この行刑區の設置については、既に先般敷地買收の方法が講ぜられて、ムッソリーニ首相を議長とした一九三八年九月二日の内閣會議で第一次の工事に對する經費の支出が承認せられたのである。でこれに由つて、必要避くべからざる施設並びに新しい刑罰執行規則にとつて特に代表的と見るべき施設の工事に着手できることになつてゐる。

Blatter für Gefängniskunde, Oktober-November 1938.

全米パロール（假釋放）會議

全米パロール會議はプレシデント・ルーズベルトの要請で檢事總長マーフヒーにより今年四月十七八の兩日首府ワシントンに招集されたのである。全米各州のガヴアーナー（知事）、及び州知事の任命せる委員、並びに、合衆國政府及び各州の判事、合衆國政府及び各州檢事、合衆國政府及び各州の刑務所及びパロール部の長、警察官、有名なる辯護士、重立ちたるソーシアル・ワーカー、更らに、パロール・ワークに直接に關係ある州及び合衆國政府の官吏の代表者等に招待狀が發せられたのである。プレシデントは、「パロールに關する事實を提供し、パロールの執行に於ける標準及び手續に關して一致點を見出し、且つ、合衆國政府と各州政府との間に切實なる協力への方法を指示するの手段として」役立つことをこの會議に提言してゐるのである。

Survey, March, 1939.

資料

アメリカ合衆國行刑管理（三・完）

國際委員M・サンフォード・ベーツ報告

五、或るグループの特別處遇

(1) 未成年

『訓練學校』（training schools）、『勤勞學校』（industrial schools）、或は矯正學校（reform schools）の名稱で知られてゐる諸施設は、『感化監』へ送られる年齡に達しない未成年犯罪者のために設立された。此の施設へ收容される者の年齡の制限は色々であり、『感化監』收容の最少限年齡を超過しても差支へない。未成年用の諸施設は、主に一般教育、職業教育が與へられる學校として企劃されてゐる。それ等の施設は一般に田園地方に建設され、農業勞働は主なる企業の一つとなつてゐる。屢々點數制度が採用され、未成年犯罪者は彼等の善行、勞働に於ける精勤に依つてその釋放を贏ちとらねばならない。此の施設の中大多數は寮舍制度（le système des pavillons《cottage plan》）に依つて組織されてゐる。家族の父母が居て各建物で若干數の少年少女の面倒を見てゐる。これ等の施設は通常監獄とは違つて州政府の指揮を受けてゐない。

聯邦政府はウオシントンD・C・に未成年用の小施設を有し、而して各州は出來るだけ未成年犯罪者の裁判管轄區を準備するべく慫慂された。

マサチューセット州は未成年犯罪者用の州立施設を二つ有する。一つは十五歳以下の少年用であり、一つは十五歳から十八歳迄の青少年用である。一つの犯罪少女用特別施設がある。十六歳が收容の最大限年齡である。これ等の諸施設の收容者は、何時なりともパロール制に依つて釋放される。併し彼等は二十一歳まで該州の裁判管轄區内に居住する。その三施設は『コッテージ』型式であり、一般的、職業的教育を授ける。

『感化監』の大多數は最初復權に關して特別な理想主義的主張に基づいて建てられたが、今は寧ろ未成年監獄或は中間監獄と考へらるべきである。こゝで或る種の一般的、職業的教育が與へられるが、その處遇のプログラムは個人に對して

刑政第52巻第5号
矯正図書館

よりも、寧ろ集團に對するものとして考へられてゐる。女子『感化監』、最近の聯邦男子『感化監』、或はニュー・ジャーシー州のアナンデール（Annandale）在の州立『感化監』の如きは例外である。此の最後のものは全く刑務作業に依つて造設され、十六歳から二十六歳までの青少年犯罪者の中慎重に選ばれたグループを收容する。そこには壁はない、『寮舍制度』（cottage plan）に依つて設立されてゐる。社會的、心理學的、精神病學的見地に立つて、收容者の綿密な考査がなされ、處遇上の個人的プログラム立案の基礎となる。一般的、職業的教育のクラスはその施設の一端である。

(2) **病者、結核病患者**

上記第四節第二項分類參照

(3) **精神異常者**

上記第四節第二項分類參照

(4) **精神病者**

大部分の裁判管轄區内では、精神病者と推定される犯罪者には專門家の診察が指命される。その結果精神病者と認められゝば、刑の宣告を受けずして健康の家（Une maison de sante）に移送される。精神病決定の權限ある者は判事か、陪審員か、專門家の特別委員會かである。

マサチューセット州では、全裁判所は全部の被引致者の健康狀態考査を、『州の精神病部』（State Department for Mental Diseases）に要求することが出來る。重罪（un crime capital）――死刑の惧ある――（entraînant la peine de mort）で告發された場合、或は累犯、或は先に『重罪』（felony）を宣告された者が罪の追訴を受ける場合は、『精神病部』（Department of Mental Diseases）は此の者を診察する。陪審員が精神病の理由で釋放した殺人犯人（un individu condamné pour meurtre et homicide）を、裁判所は終生州立病院に收容を命ずる。知事はその委員會の勸告と同意を得て、これを釋放することが出來る――若し、その釋放が社會の安寧に對して危險をもたらさないことが明らかな場合には。

多くの行刑制度には、精神病者となつた者を、普通の精神病院か精神病犯罪者用特別病院かに移送を命令する規定がある。

マサチューセット州の『精神病部』は精神病と推定される收容者診察のため二人の專門家を指命する。若し專門家の意見が收容者を精神病と認める場合は、收容者は裁判所に引致され精神病犯罪者病院に移送される。若し女子收容者が精神病になつた場合は、同樣の方法で普通病院に移送される。斯の如き收容者が宣告の期間中再び健康になれば、殘刑執行のため監獄に再入される。

(5) **他のグループ**

收容者に關する報告に於て、危險性に基礎を置く監獄の分類に就いては既述した。施設の經濟、及び收容者處遇の十全を期するためには、より廣い裁判管轄區内に各種の施設を設立することが望ましかつた。最少限に戒護される施設は圍壁がなく、鐵柵もない。或は有つてもその數が少く、收容者はより廣汎な自由が與へられ、從つてその責任は一層重いのである。中庸度に、戒護される施設には、圍壁のあるものもあれば、無いものもあるが、相當廣汎な自由が與へられ、通常、最大限に戒護される施設に於けるよりも一段廣範圍の復權の方法が適用されてゐる。此の最後の施設は次の如き一部の收容者用に充てられてゐる。即ち危險な、或は惓怠を感じてゐる受刑者と、非分類施設では復權の方法の適用を困難ならしめる犯罪的に硬化した累犯者等の收容に充てられる。聯邦政府は各監獄からこれ等のグループを引き拔いて、東海岸の一島に在る監獄に移送した。

C 豫防拘禁

一 釋放者の保護

パロール制に依る釋放者の監督は――第二節に敍述される――これより合衆國に發展せんとする釋放者保護事業中最重要な方法である。收容者がパロール制に依つて釋放されるか或は刑期滿了後釋放されるかその何れに對しても、監獄及び『感化監』の大部分は衣類、五、六弗を超えざる金額、自己の住所までか、或は刑を宣告された場所までの切符を支給する。尙、各州には多數の私立釋放者保護會があつて、金錢上の補助を與へ、就職の世話をする。例へばマサチューセット州には、此の種の三團體がある。或る州に於ては、パロール制釋放者の監督は公的に組織されてゐないが、受刑者保護會がこれ等釋放者を監督してゐる。若干の組織は『ホーム』（homes）を持ち、釋放者は確實な職業を得、滿足な自己の家庭を持つ迄其處で生活することが出來る。

二 執行猶豫者又は條件付釋放者の監督

a 保護觀察（probation）

犯罪事件に關して採られる手段としての『保護觀察』の適用は、此の四分の一世紀の間に急速に增大した。全國民を包含する統計はまだないがマサチューセット州に於ける『保護觀察』に附された者の數は、千九百九年の六千八百七十九人から千九百三十四年の二萬六千九百四十八人に增加し、此の最後の年には『保護觀察』は全裁判確定者の中二十一%を包含したが、拘禁は十%に過ぎない事が擧げられる。聯邦政府は千九百二十五年に於ては一人の被保護觀察者も持たなかつたが、千九百三十四年六月三十日には二萬二千九百二十六人の『聯邦要保護觀察者』（federal probationers）があつた。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

『國民保護觀察協會』(National Probation Association) の報告に依れば、正規の『保護司』(probation officers) は千九百二十二年の二千六百五十六人から千九百三十四年の三千九百八十二人に增加した。併し全部の者が終日勤務する譯でもなく、又完全な資格者とも言へないことを附言せねばならない。

『保護觀察』に附された者の監督に關しては、その方法、組織は各種各樣である。嘗て有志の『保護司』が廣汎に採用されたとしても、それは急速に有給の吏員に依つて代位された。『保護司』は單に保護觀察に附された犯罪者を監督するに止まらず、裁判所に召喚される被告人の調査上重要な勤めをなし、判事に被告人の生活狀態を報告する。大きな裁判所では此等各種の職員が屢々調査監督をなすのである。

『保護觀察』の依つて立つ原則は、一般に『保護司』の積極的活動に依り、未成年犯罪者や常習犯人でない者を、拘禁するよりも一層有效に復權させるといふことにある。不幸にして『保護司』の數に比較して『要保護觀察者』の數が著しく大である時は、大部分の裁判管轄區內では望ましき緊密な監督をなすといふことは覺束ない。或る裁判所に於ては『要保護觀察者』、或は『保護司』の一員からする報告は、何れも『要保護觀察者』と『保護司』の關係に過ぎない。職員が一人で充分な或る『保護觀察所』では屢々詳細な個人調査 (Une histoire détaillée du (as) (それは往々精神鑑定、精神病學的報告を包含する) が裁判所に提出されて討議されるのみならず、各監督官の活動の範圍は五、六十人止りとされてゐる。かくて彼等は各受刑者に關し實際に個人的なプログラムを實踐することが出來る。

聯邦政府の一機關としての『保護觀察』の組織は尙急速に進行中といふ段階である。職員は千九百三十年の八人から千九百三十五年の百三十六人、九十五委員會と發展し、五區を除いて八十四の聯邦地方裁判管轄區は實際『保護司』を有する。聯邦機關 (le service fédéral) は中央監督の便益を有するが故に、その方法や彙報等は統一的基礎の上に發展してゐる。國民會議及び區會は開催され、活動水準の高上と整一の發展に役立つた。

マサチューセット州に於ては、各刑事裁判所は一人若くは多數の『保護司』を有する。總數百九十人の『保護司』は該州裁判所に勤務してゐる。『州立保護觀察局』(State Board of Probation) は組織の彙報統一に責任を負ふが、多くの場合『保護觀察所』は各個別々の組織をなしてゐる。從つて此の事業の性質を一般化することは只國全體にて行ふよりもやや容易であるといふに過ぎない。マサチューセット州に於て、此の制度の唯一の運用者 (un facteur unique) は『保護觀察局』(Board of Probation) の指揮を受ける犯罪人名簿中

央事務局 (un bureau central du casier judiciaire) である。各裁判所の『保護觀察所』は『保護觀察局』に隷屬して、個人識別上の或る資料と、各裁判事件で行はれた決定を支給される。その資料を基礎として指紋制度を完成する一局が發展した。この制度は通常最重罪 (les crimes les plus graves) にのみ適用される。

b 『パロール管理』(Parole Supervision)

『パロール』は條件付釋放の礎地に成立してゐるから、從つて該制度は『パロール』制監督を含んでゐる。或る州に於いて『パロール』を決定する當局は又監督權を行使してゐる。他の州では監督は中央部 (un département central) か、犯罪者を釋放したところの施設に依つて行はれてゐる。方法と條件は各州夫々大いに異つてゐる。その多くは單に、通例毎月定期的に釋放者の自筆か或は自身で手交する報告を要求するだけである。他州は保證人としての資格ある民間人 (laïques) か雇主がパロール釋放制の善行を證明することを要求してゐる。併し若干の州は監督を受けてゐる釋放者委員會 (un corps d'agents à la liberté surveillée) を發展せしめた。その委員會はパロール釋放者の家庭を再三訪問し、彼等を援助し、職業を確保し、共同生活上多くの點で滿足に身を處してゆくやうに彼等を補導する義務がある。一州がその被監督者の上に他州の監督權を認めるといふ契約が最近取交された。『保護觀察』と同樣に、パロール釋放者監督の理念は、各個人が提起する問題の改善を目指す深刻な研究である。

聯邦のパロール釋放者監督は行刑局 (le Bureau des Prisons) の官吏である『パロール執行官』に依つて指揮されてゐる。聯邦諸施設からのパロール釋放者は全合衆國內で生活してゐるから、『パロール』支部(les agents de《parole》)を設けることは聯邦政府としては不可能である。さりながらパロール釋放者は聯邦『保護司』の赴任するところ何處に於てもその監督下にある。『保護司』は彼等の取扱上、疑問の人間をその滯在地に於て緊密な監督をなす地方人を『パロール相談役』(parole advisors) として地方の各區に有するのである。聯邦『保護觀察』所がまだ設立されてゐない地方では、『パロール執行官』は、パロール釋放者監督のために、公的であれ、私的であれ、地方や州當局の協力を保證されてゐる。聯邦のパロール釋放者の監督は漸次聯邦當局や州當局に託されてはゐるが、『パロール相談役』である地方人の直接監督下にある釋放者はまだ若干數殘つてゐる。

マサチューセット州に於ては、パロール釋放者の監督は『矯正局長』の直接指揮下にあるが、實際は此の機能はその代理者の一人に託されてゐる。『パロール』職員は、男子十三人、女子三人より成る。各職員は、自己の關係する地方に

刑政第52巻第5号
矯正図書館

在る各種の施設の釋放者の中同性の者全部を監督する。多くの場合、『パロール』に附せられた者は彼の監督に任ずる『局長』（Commissioner）の代理者が滿足する職業を得、且家庭を作つた後に自由を得るのである。パロール釋放の候補者を補助して就職せしめ、必要な際には家庭を持たせることは職員の義務である。パロール釋放者の一般的條件は次の如きものである。一、彼は全部の法律を遵奉せねばならない、二、勞働に精勵し、善行を保つ、三、胡亂の人物やパロール釋放者とは相往來せず、いかがはしき場所を避ける、四、中毒性、痲醉性飲料を避ける、五、離職、移轉の前に『矯正局長』の許可を受ける、六、規定の型式で月一回『局長』に報告を提出する、七、『パロール局』の許可なしに居住州を去らない。他の特別條件は特殊な場合に課せられる。『パロール職員』は可能なる限り月一回若し事情がそれを要求する場合はもつと再々各保護者を訪問する義務がある。併し千九百三十四年男子職員受託件數の中平均百三十八は、事件に必要な緊密の監督を受けなかつた。（excluait la surveillance intensive）釋放者が『パロール』の條件に反した場合、監督員が起草し、『矯正局長』の代理者が認可した反則に關する報告は『パロール局』で再調され同局は犯罪人が依然パロール釋放者として留るか、それを取消されて監獄に再拘禁されるかを決定する。パロール釋放條件違反のため再拘禁された犯罪人は『パロール局』（**註一**）に依つて新たにパロール釋放に付すべきか否かを考慮される。

（**註一**）マサチューセット州に於ては、『矯正局長』（Commissioner for Correction）は『**矯正局**』（Department of Correction）の行政及び事務長官（le chef executif et administratif）であり、政府の指命に係る。『**局長**』は州立監獄及び矯正院（les institutions pénales et de réforme de l'Etat）を監督する義務がある。三人（——各々別個に政府が任命し、『矯正局』に附屬する——）から成る『パロール局』は受刑者の釋放時期、そのパロール取消、『パロール』からの社會復歸を決定する義務がある。『パロール局』は首府に在る州の行政官廳内に事務局を有し、局長は終日『パロール』の仕事に從ひ、他の二人は一日の三分の二をこれに從事し、行政官廳（State House）か同局で働く。

三　保護職員募集の方法

或る裁判管轄區内に於ては監督職員（パロール職員）は文官任用令（le service civil）に依つて選任されるが、一般には行刑局（Prison Board）の任命に係るか、或は正規の資格を持たない刑務職員——競爭試驗を通過せず職務に必要な資格を證明する經驗を表示しない職員候補者——である。文官任用令の條件の行はれてゐる處（La où les conditions du service civil existent）では、『保護觀察』、『パロール』、社會保護事業上の豫備知識や實踐は重大視されてゐる。

民間の『パロール相談役』が用ひられてゐるところに於ては、『パロール』職員は、監督を受けてゐる者が、現に官吏の監督下にある市民を推薦することを許可する場合が屢々ある。或は『パロール』職員は地方職員（des fonctionnaires ou agences locaux）に監督を行ふことを要求することもある。

D　少　年（**註一**）

聯邦の法律は、聯邦法律の罪を犯した少年に對して特別裁判所の規定を設けなかつた。又有罪少年に關して特別取扱規定をも包含しない。少年が郵便に關する罪、州間の商業に關する罪を犯した場合、該少年は聯邦裁判所に引渡される。併し最近は聯邦法律を犯して告訴された少年の中若干數は各州當局（les autorites compétents des Etats）に引致された。

少年審判所が法律に依つて各州に——メーン州とワイオミング州を除く——設立された。獨立裁判管轄區か他の裁判所の一分區として設立されてゐる。メーン州とワイオミング州とは少年審判所に關して或る立法規定を採用した。

少年審判所は能ふ限り他の裁判所とは分離した地方に設立された。

大多數の州に於ては、少年審判所の判事は極く短期間任命され、青少年問題に關する特別の素養も訓練もない。主に大都市内の少數の裁判所——例へばカリフォルニア州のサン・フランシスコやロサンゼルス、オハイオ州のシンシナチやクリーヴランド、ミシガン州のデトロイトでは、婦人が少女事件に關する陪審員（assesseurs）である。

少年審判所は保護觀察（probation）の仕事を職權を以て處理する。例へば社會的調査に必要なる方法の如きこれである。

保護觀察員（probation officers）は色々の方法で任命される。千九百二十八年ニューヨーク州で採用された法律に於ては、保護觀察員は人格、能力、素養に關する或る種の條件に基づいて選任されることが規定されてゐる。任命は文官に適用される制度に依つてゐる。保護觀察員は大部分の裁判所では不足してゐる。

二十一州は少年審判所や保護觀察員のなす活動の公的な指揮制度を有してゐる。これ等の州の大部分に於ては、此の指揮權は厚生省（le Département de l'assistance publique）に屬してゐる。

大多數の州に於て、少年審判所の權限は專門的ではない。審判所は又、或る種の家庭事件の取扱を負擔する。或る裁判所管轄區では私生兒の認知並びにその扶養に關する訴訟を審理し、稀には結婚の無效、離婚の訴訟を審理することがある。

刑政第52巻第5号
矯正図書館

罪を犯して審判所に召喚される少年の年齢は各州に依つて異る。ニューヨークの審判所は十六歳までの少年に對して權限を持つてゐる。他の州に於ては年齢の制限は十八歳或はそれ以上である。犯罪の重大性は往々にして此の權限を變更して、一般懲戒裁判所（les tribunaux répressifs ordinaires）がその事件を管掌することも往々にして行はれる。無期か死刑に該當する罪は、十二州に於て全然少年審判所の權限外に在る。六州とコロンビアの管轄地方（le district de Columbia）は少年審判所に或る種の重大犯罪の審理を免じてゐる。少年審判所は告訴を受付け、訴訟は裁判事實を認知する。或る裁判所に於ては、拘引の行はれる場合殆ど警察に依つて訊問が開始される。他の裁判管轄區内では、警察と裁判所間の調停によつて警察は訴追を適當とするや否やを決する臨時處分權を與へられてゐる。一定の形式の告示が子供の兩親かその監督者になされる。

少年の監獄拘禁は一般に禁止されてゐる。告發された少年に對して裁判所が採る主なる方法は二つある、卽ち保護收容（l'asile de détention）か家族收容（l'internat familial）これである。第一の方法は少くも若干の少年を一年中如何なる時期でも拘禁する必要の爲の集團收容に適當するものである。家族收容の方法は特に小都會か田舍の必要に適應するものであるが、それは又ボストン—その事實は高く評價されてゐる—の如き或る大都會でも行はれてゐる。

大部分の告訴は裁判上の追及を惹起せず又少年の狀態に關し公的證明を要しない。

偶々或る審判所が行ふ訊問（les enquêtes）は、家族及び少年保護の施設が採用せる規定に從ふものである。

接見は、大多數の場合相談所（chambre du consid）で行はれ、審判所職員は立會はない。或る接見には少年、兩親、證人、その他の人が參加する。

大多數の裁判所に於ては、犯罪を構成する事實を接見から訊きとることは最も關心を置かれない瑣事である。判事の最も重要なる機能は少年が保護を必要とするや、この必要に最も適當した待遇は何であるかを決定するにある。訴訟手續は殆ど公式になされない。（La procédure doit être le moins possible formelle.）それは懲罰を目的とせず、救濟を目的としてゐる。

少年犯罪者に對する施設は殆ど各州に創設されてはゐるが、現在まで尙その數は不充分である。十八歳以下の少年少女は、成年監獄か矯正院、拘留所（les maisons d'arrêts《jails》）勤勞の家（maisons de travail《workhouses》）に引續き收容されてゐる。青少年に對する施設は常に監獄としてよりも寧ろ學校としての、性質を持つてゐた。その職員は收容者の生活改善のため肉體的、道德的、職業的教育を與へ

ることに努めてゐる。

最も近代的な施設に於ては、收容少年の一部は家族の父母の監督下に共同生活をしてゐる。少年は年齢と、知的、肉體的、人格的發展に應じて區分され、集團生活をしてゐる。訓練グループ（groupes disciplinaires）、特權を享有するグループ、條件付釋放間際の少數グループがある。

該施設に移送されない少年は監督付釋放か保護者附託となつてゐる。

（註一）千九百三十五年ジュネーヴ出版『少年審判所の組織と今日迄の業績』六十六頁以下參照。該書は國際刑法及び刑務委員會と國民協會少年保護委員會の共著。

E 統計

全國のあらゆる施設は現在統計の報告を調査局に送付はしなかつた。

千九百三十三年一月一日の監獄人口に關し、次表第一標題は報告された受刑者總數であり、第二標題は各施設受刑者總數の見積りである。『報告數』（Nombre rapporté）は報告せる各施設の呈示せる受刑者數を示し、それは全施設の九十二%を代表する。『見積り總數』（Total estimé）は統計家が報告未濟施設收容數を補つたものである。

千九百三十年合衆國人口數（大陸）

一二二、七七五、〇四六

千九百三十三年一月一日監獄人口數

	報告數	見積り總數
聯邦（監獄、感化監キヤムプ）	一二、二七六	一二、二七六
州立（監獄	一二五、七二一	一三七、七二一
感化監	一三三、五七二	
内訳（男	四、四二七）	
女		
地方及都會監獄	四六、二九二	五一、四三六
少年施設	三〇、四九六	三二、一九八

F 一般問題

一、結論 二、將來の改革

合衆國に於ける行刑上の立法、行政施行方法に關する極めて大きい多樣性は今や讀者に明かになつた。此の多樣性は同時に便否の兩面を持つ。便益の方面は進歩が極めて必要である分野に於て、經驗を積み新しい方法を試みる自由が與へられてゐる事實から由來し、然らざる方面は、最も停滯的分子に依然として古代的にして效果の上らない、又往々非人道的な處遇制度を行はせることにある。

さりながら社會保護の目的に沿ふかなりの進歩が最近アメリカの行刑制度に依つて、實現されたことが明かになつた。處遇の個別化が漸次監獄管理や『保護觀察』及び『パロー

刑政第52巻第5号
矯正図書館

ル』制度中に採用されるやうになつた。毎年犯罪人の處遇、診察に對する便益が增して行く、精神病醫、心理學者、社會生活補導官（agents sociaux）、經驗に富む教育指導者が監獄内の仕事に從事し、その數は年々增しつゝある。最近設立された監獄は、嚴格な戒護のみならず、處遇が監獄第一の機能であり、收容者は各種各樣の要請を持つと云ふ事實を明かに認めてゐる。建物、職員、一日のプログラムは專門化され、受刑者の各種の要請に適應されてゐる、例へば最も戒護設備を異にせる（d'un degré varié de sécurité）施設の建設、分類の頻度を最も多からしむべき者に對する施設、病者、精神耗弱者、中毒患者に對する施設の建設によつて、この事實が明かにされてゐる。

個別的處遇の原則に平行して、各州は不定期刑を規定してゐる。確實な釋放日を決定する權限は特別委員會の手にあり、收容者の社會生活に對する態度に依つてきまる。收容者を拘禁後の矯正期間に（durant la période critique）社會生活に適應させる責任を州が負ひ、その州の數は增大しつゝある。その努力は非常に敎養あり、人格の高い職員に依つて遂行される。

施設内拘禁の方法に依るよりも少額の公衆負擔に於て、『保護觀察』に依る犯罪者の社會生活上の支持監督に基づいて受刑者の大多數はよりよく社會に再適應されるといふことが漸次に認められて來た、斯の如き事業は高潔なる人格と高き敎養を有する職員を要求し、事業の成果を擧げることは各『保護司』の監督する人數が五十から七十五を超えない場合にのみ可能であるといふことを各州は思念し初めた。業績の水準は施設内部の努力と、時々召集される集會の援助、私設團體たる『國民保護觀察協會』（National Probation Association）の研究の結果高上した。

感化監職員はすべて、犯罪者の改過遷善は、處遇方法から由來する結果の認識を俟つて初めて可能であるといふ事實を社會に周知せしめ、社會的廣汎なる基礎の上に保護事業を實現せしめんと努力してゐる。近年に於ては若干の研究部が矯正組織内に設立された。該部の仕事は多數の大學の援助及び個人的な寄附金と人員の助を受けて（fondations et agence privées）刑罰學の研究に多忙となつた。

行刑事業發展に關し將來の改革を豫言することは困難である。さりながら上述せる傾向は繼續的に行はれることは確實だらう。少からぬ進步が近年の經濟的不況の中に行はれたことは極めて注目さるべきである。經濟狀態恢復の曉には、行刑施設（les mesures correctionnlles）——その業績の昂揚せる——の經濟的條件改善のために、大なる財政的支柱が與へられることが期待される。

最近の支那事情（二）

改造社長　山本實彥

本文は山本氏が刑務協會茶話會席上述べられた講演の大要速記である。

確か香港に着きましたのは十二月廿三日でありましたが、三四日經つて二十七日の日であつたかと思ひます。私は松原旅館に泊つて居りまして、そこの宿屋の番頭と或る獨逸船に乘らうと致しまして切符を買ひに行つて歸へる時でありました。其の番頭をば往來でつかまへて話をする者がゐました。で、今のは誰かと申しましたら、あれは大公報の記者だと云ふ、いつたい何を聞いたのかと云ふと、日本の×××將軍が今朝香港に來たと云ふが、お前の家に泊つて居るのではないかと云ふことを聞いたのだと云ふので

す。それは汪兆銘と日本との間に何等かの策動でもあつたやうに彼等は思つて、さう云ふことをば宿屋の番頭に聞いたのであります。勿論、私は×××將軍が香港に來て居つたかどうかといふことについては何も知らなかつたのですが。

廣東精神と革命

さて、これから廣東の現狀と珠江の周圍の現狀を少し申上げまして、結論の方に這入つて行きたいと思ふのであります。

私が參りました時は廣東は戰爭直後で、或る新聞社の一室をば借りてゐましたが、丁度そこは胡漢民が泊つてをつた部屋だつたさうであります。その家は陳融と云ふ胡漢民の細君の兄さんの家であつて、その家には非常に澤山の書物がありました。胡漢民は御承知の通り左翼側に對しては可成り同情をもつてをつた人でありまして、エンゲルス、マルクスと云ふやうな人の學說についても相當に理解のあつた人であります。其の人の書齋を先づ一覽しようと思ひまして、案内して貰つて丁度二日許り見たのでありますが、どうもさう云ふやうな本がない、支那のクラシックの本が一詰詰つてゐたのであります。その間に胡漢民に關する一二冊の本をば見出したので、それをば非常に貪り讀んだのでありますが、胡漢民が革命家になつてからのことをば、色々書いてあつたのを見ました。さうして彼が兎に角あゝ云ふやうな不遇の死に方をする迄、どう云ふやうな經驗、體驗をして來たか、そのことを知りたいと思ひ、殊に汪兆銘があゝ云ふやうな狀態で脫出して來たので、その當時の相棒である胡漢民を知ると云ふことは、殊に興味の深いものがあつた譯でも

刑政第52巻第5号
矯正図書館

あります。此の人は皆さん御承知の通り非常に廣東でも大事にされて、さうして死んだ時も殆ど悶死と云つてもよい位。南京でも蔣介石の爲に監禁され、それかと云つて共産黨のソヴイエトの方に持てたのでもなく、北方派の人々には尚もてない。殆ど孤立の狀態にあつた。此の人の頭が冷たかつた爲にさう云ふやうになつたのかも知れませぬが、結局孤立したのは彼の性格の爲にあゝ云ふやうになつたと云ふことを皆が結論してをつたやうであります。併し何としても蔣介石の爲に一敵國であり、さうして廣東を率ゐて居つた人でありますからして、胡漢民を研究することは廣東を研究することであり、南方支那を研究することであると思ひます。彼の日常使用品の澤山ある所、さうして彼の始終をつた室のベットに自分も寢ると云ふことは、まあ色々の意味から言つて考へさせられるものが多かつたのであります。尤も胡漢民は何としても日本に學んで日本に惡感を持つて死んだ人でありますから、私は好意をもつて彼を研究したのではありませんが、併しク〳〵する白い砂が綺麗であります。そこに軍官學校を建てたのであります。學校としてはお粗末なものでありますが、彼はそこを中心にして革命の根據としたのであります。即ちそこに廣東精神を以て即ち抗日精神を以て其の士官學校をば作つて行つて、さうして其の時何應欽が教務長と云ふ地位で蔣介石の下にあつたのであります。それから廣東の現在の第一の大立者である李濟琛と云ふ者が副校長をしてをつたのであります。その脇には水雷學校があります。水雷學校と軍官學校の間に一軒の立派な英人の家があります。なせ黃埔と云ふ川の中にさう云ふ港を作らうとしたかと云ふのに、是は孫逸仙の「建國方略」にも書いてあります通り、支那で大きな港を三つ作らなければならぬと考へたのであります。即ち大沽、大連、上海、香港等の外國勢力を中心とするものに對抗して作らんとし云ふ所は非常に景色の好い所でありまして、大きな松、大きな岩、河濱にはザ

たものでありますが、まづ黃埔と云ふ港の經營に最初着手したのであります。此の黃埔と云ふ港は珠江と云ふ川の中に、廣東を下ること四里の所にありますが、其の一帶を稱して黃埔と云つてゐるやうです。そこに大きな港を作つて、さうしてそこに飛行機の根據地、水雷の根據地を置くと云ふのが彼等の理想だつたのです。そしてまた貿易港としても香港の繁盛をば奪ふ計畫をば立てたのであります。さうしてその實行の第一着手としてまづそこに軍官學校を立てた、さうして一面に於ては其の川岸をば船着場に致しまして、現在では四五千噸の汽船三艘が川の波止場に横付けになるやうになつて居る。さて、そこにゐた我が軍の部隊長は私と同じ小學校を出た年下の者でありますが、其の者が申しますには此の黃埔をこれだけ作つてあつた爲めに、我々は廣東を容易く取ることが出來たと云つてをりました。即ち三艘ずつと横付けにすることが出來るからであります。バイヤス灣から日本軍が進擊して行つて、增城に至る線を確得致しましたが、現在では進擊の道が變つてをりまして、廣東水道を通つて行つて、さうして廣東の蔣介石の根據をば日本の根據に現在はして居るのでありまして、之を詳細に申したいのですが、今日はまだ憚る所がありますからして申しませぬが、何しろさう云ふやうな港を廣東政府が作つて居つた爲に廣東にどん〳〵日本の船が着くことが出來た。若し是が日本里四里上つて行つて廣東の川岸に行くと云ふことになりますれば、各國の軍艦、即ち英國の軍艦も居りますするし、米國の軍艦も居るから厄介であります。ところがその四里手前の所を根據にしてどん〳〵行つた譯であります。蔣介石は即ちそこの港をば中心にして貿易港を完成すれば、即ち廣西、廣東はじめ、所謂西南支那數省に跨がる物資を集めて、一億人の背景と云ふものを以て臨むことが出來るからして、香港の繁盛を奪ふことは容易であると云ふやうな考でやつたのであります。

廣東の黃埔港と香港

ところが香港は御承知の通り幾百隻の軍艦でも這入ることの出來る港であります。黃埔と比較にならぬのであります。併し乍ら黃埔の港の修築と云ふことは將來非常に大きな問題になつて來るだらうと私は思ふのです。日本がかうして南支及南洋に發展するに際して、黃埔位をば取つて、果して香港に對抗することが出來るかと云ふことは、それは中々むづかしいことでありませうが、現在香港には倉庫の設備も大きなものがありますが、黃埔にはそれがない。この設備をするにしても十年乃至十五年かゝるさうであります。さう云ふ設備が出來なければ背後にゐる一億の人間の生産する物品を貯藏したりすることは出來ぬのです。それを作るのでも非常に大きな仕事でありまして、直ぐさま香港を覆へし得ないと云ふ

刑政第52巻第5号
矯正図書館

ことは皆さんも御納得が行くだらうと思ひます。香港の英國勢力を驅逐致しますには一朝一夕では出來ないと思ひます。殊に支那としても、海南島の楡林港は南方支那において一番の良い港で、此の楡林港を日本が占據したと致しましても、廣東の物資を楡林から運ぶ譯にも行きますまいから。

港が生產地と離れてをつては仕方がないから、珠江の流域を中心とした適當の地を得て香港と對抗することをせねばならぬだらうと思ひます。さう云ふ方面についても、日本が英國に對しますには、相當の設備を以てかゝらなければならぬのであります。廣東の繁榮を昔通りにする、さうして支那人の百三四十萬人を廣東市に歸へす、さうして香港にたよらないでするには果してどう云ふ風にして廣東をばやつて行くかと云ふことを考へなければならぬと思ひます。

偖て一つの廣東を維持するに致しましても、國際的の色々な勢力のバランスと、云ふやうなことから考へなければならぬし、背後のことからも考へなければならぬし、他所との關係からも考を練らなければならぬし、非常に多方面から判斷して行かなければならぬのであります。

臺北と廣東

此の廣東、澳門の方面へ日本から一番早く行きますには、いまでは先づ臺北迄飛んで、それから廣東に行くのでありますが、臺北から廣東迄は飛行機で三時間乃至三時間半かゝれば行くのです。それを船で行くとすれば三日位はかゝりまず。いや、三日位では臺灣から廣東まではなかなか行けないのであります。しかしさう云ふやうに飛行機で行く人と云ふものは結局は限られた人です。商賣をしようとする人などは飛行機でどうすると云ふやうなことは出來ない、例へば改造船で持つて參りまして、廣東に持つて行く道が開かれた譯であります。

これは貴重の輸送品だけについて言つたのでありますが、生活必需品を送ると云ふことになつたらまた大變です。香港について言つても現在ではまだ鐵道を利用することが出來ない。結局基隆高雄から香港か澳門かに行き、そこから汽船にたよつて廣東にやつて行かなければならぬ。それに運賃を拂ひ軍の了解を求めて行かなければならぬと云ふわけでありますから、廣東に向かつての商取引と云ふ錢のものを送るに致しましても、飛行機で送るには臺北までで一遍拂ひ、廣東までで又拂はなければならぬ。從つて鮭一疋でも七八圓の金を拂はなければならないのでありますから、さう云ふやうな風にして商品を持つて行つても買ふ者はありませぬ。でありますからして、船によることが目下は一番便利なわけであります。さうして澳門との通商が開かれたのでありますから、香港に日本の郵船なり商船で持つて參りまして、廣東に持つて行く道が開かれた譯であります。

ものは現在の所まだまだ大變困難であります。そして先月の十八日頃まではまだ水道も通じてゐないし、電氣もありませぬし、蠟燭で本を讀み、臭い水で飯を炊かなければならなかつたのであります。十二月の十九日か二十日頃から電燈もつくやうになりました。ホテルも現在では立派なものが出來ましたから、出かけて行つて滯在する人にとつては先月の下旬あたりからもうそれほど困るやうなことはないのです。それから物資など大ていは臺灣から持つて參りますが、野菜は廣東の郊外で出來たものが市中に販賣されてをりまして、米とか肉とかまづいけれども現在では手に入るやうになつてをります。これは併しながら廣東だけの話で、廣東を一歩出ましては、三水と云ふ所まで鐵道が行つて居りますが、さう云ふやうな田舍の地域に行きますると日用品にも困ります。現在日本の賣笑婦見たやうな者が八九百人から千人近く行つて居ります。朝鮮人、臺灣人、どつちか分りませぬが、日本の息の掛つた者が行つて居ると云ふことで、大體のことはお分りになりませうが、それが一時に十二月の十八九日頃どつと押寄せて來ましたが、その頃までは荒れ果てた廣東市でありまして、家には人はゐないし、夜にはピストルの音が度々聞えてをりましたが、今日では明煌々たる廣東市になつたのであります。さて、これからどう云ふ風にして恢復して行くかと云ふことを一言申上げたいのでありますが、時間がありませぬからして此の點には觸れませぬ。

威信のある行動に出でよ

要するにこれは日本の決心の如何によつて決定する問題であります。日本が南支に根據地を持つ爲に廣東が必要であると云ふならば、そこをば占據することは出來ます。併しながらフラ〳〵してゐては、虻蜂取らずになる恐れがある。我當路者は始め蔣介石を相手としない、國民黨を相手にしないと云ふこともあつたし、また改めて來れば國民黨とでも手を握つて行かうと云ふことになりましたが、向ふも生きて居るし、生きた者をば敵にしてゐるのだから變つて行かなければならぬが、併し度々政策の方向が變つて行くと云ふことになりますと、外國の信用若くは日本の威信と云ふものに非常に影響して來るのではないかと思ひます。でありますからして此の聲明などは萬人が納得するものであつて、日本はあくまで是で行くと云ふやうな自信がついた時、さうして國民が總て聲明と共に行けると云ふやうな決心がついた時に、聲明を發して頂きたいと斯う思ふのであります。でなくて、それが度々變るやうなことであれば、我々ジヤーナリストとしては勿論のこと、是をば聞く人、支那の四億の民衆と云ふものは奇異の感じを持つではなからうかと危惧されるのであります。即ち四億大衆と云ふものは矢張り我々と一緒に、東洋の新秩序の爲に努力しなければならぬ人々である。蔣介石政

刑政第52巻第5号
矯正図書館

權を相手にしないでも支那の四億の民衆を敵にしては東洋の平和は出來ないのでありますから、それに日本は皆さん御承知の通り大きな敵を持つて居る、腹背に敵を受けて居るわけでありますが、それをば持つて居るならば支那の民衆の誤解を招くやうな、さうしてたよりないやうな行動は日本人として、日本の政府として斷じてしてはならぬものと思ふのであります。日本も大國であるから自信のある深い所の聲明をして頂きたいと思ふのであります。

珠江を中心として

そこで廣東のことも幾多言ふべきことがありますが、就中、珠江を中心にしてお話し申上げたいと思ひます。此の珠江については、日本の人でも揚子江や黄河のやうな大きな川だとは皆さんが考へてをられないやうだけれども、やはり非常に大きた川でありまして、廣い所は二里もあります。さうして周りが何里とある島が隨分澤山川の中にあります。又その川が各所に派生して或は雲南省に入り、或は貴州省に行つて居るのであります。此の川がある爲に此の廣東市と云ふものが西南の中心になつて居るものと私は考へるのであります。そこで此の珠江と云ふものの將來を考へなければならぬと思ふのでありますが、此の珠江を挾んで東へか、西へか、日本は何れに本據を決めるのがよいでありませうか。南支をば經營するならば珠江と云ふものを度外視しては考へられないのであります。さうして現在珠江には何千艘と云ふ汽船や小さい船がみな日の丸の旗を押立てゝ航行してをるのであります。水の色も揚子江程悪くはありませぬし、日本人に取つては景色も良いのであります。出入りの船も頻繁でありまして、廣東の奥のでいろいろ國際的關係が複雜してをりますが、現在日本は珠江の貿易權、水上權をば獨占して居るやうな形であります。獨占して居ると申しましても亞米利加の軍艦も廣東の沖に居りまするし、英吉利の軍艦も、獨逸の軍艦もみなをりますかうして、是等の所謂列國環視の下に於て廣東を經營すると云ふことは、容易のことではないと思ふのであります。丁度上海の經營と云ふものが幾ら經つても矢張り元のやうに租界問題とか稅關の問題とか云ふものを繰返して居るやうに、廣東も容易に決することが出來ない問題があるのであります。併し現在の所廣東に於きましては相當日本の勢力と云ふものが浸潤して居まして、治安維持會と云ふやうなものもありますが、丁度それが出來る時は私も列席して其の會の成り立ちを承知して居りますが、此の會の成り立ちに何等言ふことはありませぬが、此の會が大になりましたならば、廣東の奥の人々が歸つて來ると云ふ目安がつくものと私は思ひます。歸つて來れば必ず汪兆銘も行動に出ると云ふやうなことを皆信じてをるのでありますが、現在はまだ河内に蟄居して居ると云ふやうな狀態であ

ります。しかし、さう云ふやうな民衆の期待のある人をば政府の中心に持つて來ると云ふことについては非常な困難があると思ひます。中支や北支にも政權が出來て居りますが、それに對して南京政府と同じやうな信用を民衆にもたせると云ふことは、實際の效能を彼等に見せなければならぬと思ひます。卽ち彼等に安んじて農業が出來るやうに、その土地に歸つて來るやうにしてやらなければならぬと思ひます。それが北支に於きましても、中支に於きましても充分に行つてゐないのであります。殊に都市の南京だとか、北京だとか、廣東の市内だとか云ふものは先づ治安は保たれて居りまするが、市街地を一里か二里離れました場合、鐵道の沿線から一里離れました場合、彼等一般民衆は何處に稅金を納めて居るかと言ひますと、それは國民政府若くは中國共產黨に納めて居るのであります。我が息のかかつた臨時政府に稅金を納める民衆と云ふものは遺憾ながら現在のところ多くはないのであります。であるから將來はよつぽど考へなければならぬと思ひます。

支那が持久戰と云ふものをやつて居るならば、日本はもつと超持久戰をやらなければならぬと私は思ふのです。日本人は飽いて居るやうでありまして、自分の子供、兄弟は死んだり傷いたりするし、併し民族として一旦始めた以上は、其の目的を遂行する爲に徹底的にやらなければならぬと思ひます。これは民族が飛躍する段階に於て避けがたいものでありますから。支那では孔祥熙でも誰でもかう云ふことを言つて居ります。卽ち日本の金の十分の一の金かあれば大きな戰爭が出來るのであるから、支那は何時迄も頑張つて居ればやつて行ける、だから結局日本は負けると云ふやうなことを言つてゐますが、それをインテリ階級も信じてをります。中冉政權となると軍費が出來ないとか、外國に借款してゐる金の利息を拂ふことが出來ないとか云ふやうなことで頭を痛めるのでありますが、地方々々に分散してをる政權ではさう金も入らないからいつまでもやつて行けるから、そこに勢力が這入つて行けばなかなか侮るべからざるものだと思ひます。

それに對してどう云ふやうな考が日本人にあるか、日本の政府當局はどう思つて居るか、これは考へなければならぬことだと思ひます。初めから蔣介石政權は相手にするやうなことを言つてはいけない筈である。彼等を徹底的に膺懲しなければならぬと思ふのです。膺懲するならは現在の日本人の氣持ではいけないと思ふ。もう少し支那の實體をはつきり分らなければならぬと思ふのです。さうして共產黨と云ふものがやはり問題になると思ひますが、たとへば日本の勢力下の所に行きますと、その村の門の所とか人家の入口などに大きな鐵棒を持つて赤鬼が

刑政第52巻第5号
矯正図書館

良民を打ひしぐ繪圖が貼出してあります。しかし赤鬼がいろいろなことをやつて居る、さう云ふやうな赤鬼の居る所に向ふの農民が若し呑氣にくらして居るならば、其の赤鬼と云ふやうなものをば貼出してみせたところで彼等には何も分りはしないと思ふ。この點に大きな工風が入ると思ふのです。

それで私が香港に一昨年の十一月參りました時に映畫館に行つて見ますと、國民黨の蔣介石が出たりする時には起立したり、脫帽を致しますが、其の外の要人が出た時は帽子も取りませぬし、敬禮も致しませぬ。ところが朱德、毛澤東などが現はれますと拍手する。つまり、尊敬はしないけれども興味の中心になつて居るのです。蔣介石は國の元首と云ふ地位にあるから之には尊敬をする。興味はないけれども尊敬するが、一方のは尊敬はしないが興味があるといふわけだと思ひます。今度の事變で北京を逃れた大學生は皆西安に行つて居る。それ等大學生は國民黨半分、共產黨半分と云ふことになつて居りますが、西安に行くと共產黨一色と云ふ狀態になつてしまひます。

さう云ふやうな風に變化して居りますからして、日本が宣傳をやるにしてもそこを考へなければならぬと思ひます。共產黨の地域を擴大してやらぬのが日本人の肝心に考へなければならぬことだと思ふ。日本は獨逸、伊太利と防共と云ふことで一致して居る。所が反對に共產黨の勢力が事變以來却つて浸潤して來てをる、それをば考へてみなければならぬと思ひます。

斯う云ふやうな民族の問題は私は國民が一致しなければならぬものと思ひます。日本人は生命を賭して當らなければならぬときであり、これには我國のあらゆる階級が一致してかからねばならぬことだと思ふのです。民族を離ればなれにいけない

刑政第52巻第5号
矯正図書館

とをやらなければならぬ。支那の軍政部長の陳誠、此の人は今年の三月、四月から全國民をば、所謂蔣介石政權の威力の及ぶ地域に於て、戰爭に從事してをる兵隊並みの生活に引下げなければならぬと云つて居る。日本も或る程度に引き下げなければならぬと思ひます。

まあさう云ふやうな風に陳誠あたりは一つの目標を以て、さうして自分の信念を以てやつてをります。でありますから自分から矢張り苦しんで居る。さうして香港や上海で生活をしてゐる人達は民族の爲にも、支那の國の爲にも何にもならぬ、さう云ふ人間を相手にしても仕樣がないと云つてをります。日本も聖戰に出て居る人達の生活を中心にして研究して貰ひたい。日本にゐる人には駐支軍の兵隊がどう云ふやうな生活をして居るか、中支の支那人がどう云ふやうな狀態に置かれて居るかと云ふことを見て頂きたい。しかして戰地のこと、或は支那のことを描いた文學者もいろいろありますが、現在の文學作品と云ふものは綜合的に各生活に觸れて居ないのでありますから、綜合的に觸れたものを皆さん各方面から讀んで研究して頂きたいと思ふのであります。北支に於きましても共產黨の今日の抗日に對する色々の計畫と云ふものは相當のものでありますからして所謂日本の內閣なり其の他の機關が凡ゆる國民の能力を擧げさしめるやう努力して貰ひたい。今迄にどう云ふことをしたから擧げ得ないとか云つたりして、過去のことを以て決定すると云ふことは宜しくないことである。日本が民族として結成しなければならぬ時は、其の人の過去のことをば言はずしてやらなければならぬと思ふのです。是は日本の民族を思ひ、國家を思ふ人の本當にすべきことであります。でありますから北支、中支、南支に於ける仕事を見て見まするとと、さう云ふやうな永久的の考へでやつて居ると云ふことが少ないのではないかと思はれるのであります。

それから支那の人々は始終生命をかけてやつてをります。たとへば山西省あたりに於きましても晝は日本の鐵道の壞された奴を日給六十錢貰つて直してをる、ところが夜になるとそれを破壞してをる。運河も破壞してをる、さう云ふことを敵側が使嗾をして破壞させるのです。さうして夜が明ければ今度はまた賃金を貰つて直す、さう云ふやうなことを繰返して居るやうな狀態であります。結局作つたり、壞はしたり、是は鐵道に關する、一部分的な話でありますが、皆さう云ふやうな風に今日、明日の仕事をして居ると云ふやうな風に私から見れば見られますが、兎に角日本は計畫を樹てゝ長期戰をやつて居ります。長期戰でありますから戰鬪の時間も、平和の時間も長いわけでありますが、平和の時期によく處するものが大國民なり、大民族になり

得るのであります。そこの所をば恬として考へて居られないならば私は大間違ではないかと思ひます。

西洋人も澤山行つて居りますが、殊に宣教師が邊陬の地にてよく活動してゐます。日本の坊さん達も諸所方々に見受けます。現に廣東地方あたりでも治安維持會の出來る日も、日蓮宗のお題目をやる人が來てをりました、夜も太皷を叩いてドン〳〵やるのを見ました。併しながら軍と共に這入り軍の後について這入つた坊主連中がそれが日本民族に何を寄與致すでせうか。西洋の宣教師は鐵道のない所に這入り込み、匪族の中に這入り込む。日本の宗教家は日本軍のをる所にどうかして達すると云ふことを考へる。併しながら西洋の宗教家の支那で捕へられた人を見ると、其の泥坊を感化することを考へて居る。是だけの差異があるのであります。歐米人はさう云ふやうな所で一生を暮らす。日本人は一生を暮らさぬ。そして淫賣婦を澤山連れて行つたり、暴利を貪つて居る商人が多いのであります。英國が上海を占領する時は阿片問題と云ふ人道上許すべからざる問題を提げて取りました。やり方が悪いが其の努力を仕上げたことを考へる時に、何處まで行つても日本人はバラック式で兵隊と共に來り、兵隊と共に引く、西比利亞出征の時もさうであります。

私は軍隊をたよらないでも自分の信じて居る宗教のため、貿易のためと云ふ、此の根本の魂が植ゑつけられぬ限り、日本人は矢張り此のバラックの文明に安んじ、さうして今見たいなことを繰返さなければならないだらうと思ひます。戰爭を始めた以上は有終の效果を收めるまでは我々は飽くまでやらなければならぬと思ふのです。日本の上層知識階級と云ふものが一身上の榮枯に汲々としてきではない、モット民族の爲に考へなければならぬときと思ひます。現在の日本の民族のやつて居る仕事を考へなければならぬと思ふのです。

現在蔣介石は凡ゆる者から註文を持込まれます。共產黨は國民黨を兄さんのやうにして周恩來も毛澤東も蔣介石に膝を屈して居る。その蔣介石が共產黨の代表者が膝を屈したが爲に國民黨から離れて來ると云ふことを考へました時に、日本の當面する問題はもつと大きく、もつと永久的なものになるであらうと云ふことを考へなければならぬと思ひます。蔣介石が英國や米國について助力を得て居りまするならば、此の戰爭も早く切上げられますが、現在の共產勞力と感々提携すると云ふことになれば、我々は長期抗戰と云ふものをもつと〳〵深く掘下げ、超長期戰と云ふことを覺悟しなければならぬだらうと思ひます。

さう云ふやうな具體的のことにつきましては皆さんにお話したい、私がお話すると云ふよりは皆さんの前に問題を出して、皆さんに民族の爲め、國家の爲に考へて頂きたいのですが、是以上時間を持たないのが殘念であります。自分が申したいと思つて居りましたことは三つばかりまだ殘つてをりますが、是で以て今日はお許しを願ひたいと思ひます。（完）

矯正図書館

第三十一回刑務官練習所開所式

第三十一回刑務官練習所開所式は、三月一日午前十一時から刑務協會第一講堂において擧行されたが秋山練習所長を始めとして、正木大審院檢事、森山、齋藤、佐藤各課長、芥川衞生官、安達、河邊、清原、大竹、堀内各書記官、日沖、吉田各事務官、吉田、椎名、谷内、伊江、東各刑務所長、並に森口典獄補、伊藤刑務協會主事等參列、伊藤主事の開會の挨拶ありて、一同起立の上國歌奉唱、宮城遙拜を行ひ、次で秋山練習所長より練習生に對し左の訓示があり、同十一時半閉會した。

訓示

本日玆に第三十一回刑務官練習所の開所式を行ふに際り本職は其の所長として練習生各位に對する希望の一端を披瀝し度いと思ひます。

今回諸君が選ばれて當練習所に入所せられましたことは諸君自身の名譽であるばかりでなく、各出身刑務所の榮譽であります。此の點明は諸君も既に熟讀玩味せられたことと思ひますからその内容は詳しく申しませぬが、皇國の官吏たる者の踐むべき道は既に官吏服務規律に規定せられて居るところでありまして、官吏たる者は之を參々服膺すれば足りるのでありますが、現下の時局に即應する爲には之に滿足せず更に一段と其の緊張心を必要としたるが故でありまして、皇國官吏の職務遂行が凡て皇道精神を基調とし聖戰の目的達成に集約せらるべきであるとの國家的信念に基き刷新が要望せらるるに至つたのに他ならないのであります。

當練習所としましても夙に此の點に留意し前回の練習生に對して聊か教習方法の改善を試みましたが今回更に根本的に顯現を要請したる結果であり過日平沼首相の更道刷新の聲明を見るに至つたのであります。此の聲明は諸君も既に熟讀玩味せられたことと思ひますからその内容は詳しく申しませぬが、皇國の官吏たる者の踐むべき道は既に官吏服務規律に規定せられて居るところでありまして、官吏たる者は之を參々服膺すれば足りるのでありますが、現下の時局に即應する爲には之に滿足せず更に一段と其の緊張心を必要としたるが故でありまして、皇國官吏の職務遂行が凡て皇道精神を基調とし聖戰の目的達成に集約せらるべきであるとの國家的信念に基き刷新が要望せらるるに至つたのに他ならないのであります。

當練習所としましても夙に此の點に留意し前回の練習生に對して聊か教習方法の改善を試みましたが今回更に根本的に

之が方針を樹て刑務官の指導精神の確立を目的に第一に訓育、第二に學術、第三に實務として各位に對する刑務官としての人格的訓練教育に重點を置き、仍て以て智見を錬磨し德性を涵養し紀律節制を重んじ、殊に皇道を尚び公義に循ふ優秀刑務官の養成を目標としたのであります。乍併此の事は如何に組織を改めましても之に應ずる者の心構へに熱意が無かつたならば其の效果は決して擧らないのでありまして、その成否は一に諸君の心構如何に繋るのであります。

更に刑務官たる者の職務を考へますと他の一般官吏のそれと異り受刑者の戒護教化等の大責務を有し、其の方法が特殊且複雜多岐に亙るものがあり遽に秤を以て其の成果を測定し得ざる至難の職務でありますのみならず、執務上極めて些細なことでも微妙なる關係を以て受刑者に反映するものが多々あることを想到致します時に各位の練習所に於ける緊張と努力は寧ろ其の實務に從事する時よりも嚴格であらねばならぬ場合があらうと思ふのであります。

加之御承知の如く支那事變勃發以來諸君の先輩僚友にして戰線に立ちたる者は○名を突破し、其の中には尊くも護國の英靈となられたもの或は不幸傷付いて今尚療養の病座に在るものも鮮くないのでありますが、其の大多數は今尚戰線に在りて日夜困苦欠乏に耐へ乍ら頑敵掃蕩に身命を捧げ皇國の大業に輔翼し奉つて居るのであります。又諸君の出身刑務所に於ては多數の名譽ある應召者を出したる爲に平素の勤務が倍加せられ日々圓滑なる職務を遂行するに極めて困難なる條件下に在るに拘らず、敢て諸君を當練習所に送つた所以のものは實に銃後に於ける刑務官教養問題を重視したる結果に依るものでありますから、各位が當所で受けらるる四ヶ月間の修養は愈々其の責任が重化せられ其の間に放縱弛緩の心が微塵も有つてはならないのであります。

希くは諸君は當練習所を一の修行道場と心得、諸君の全力を玆に傾注せられて將來有爲の刑務官たるべき人格識見の素地を多分に體得せられ以て行刑界の待望に反せざらむことを期せられ度いのであります。

以上簡單ながら所懷の一端を述べて開所式の訓示と致す次第であります。

司法保護事業法

（昭和十四年三月二十九日公布法律第四十二號）

斯業の制度化を叫んでこゝに二十年、倦まず撓まず議會を動かし、遂にこゝに實を結ぶ迄の保護事業家の忍耐と熱誠は見上げたものである。こゝにその全文を掲げる。

第一條 本法ニ於テ司法保護事業トハ左ニ掲グル者ノ保護ヲ爲ス事業及右事業ニ關シ指導、聯絡又ハ助成ヲ爲ス事業ヲ謂フ

一 訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セズトセラレタル者

二 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者

三 刑ノ執行停止中ノ者

四 刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者

五 假出獄中ノ者

六 刑ノ執行ヲ終リタル者

七 少年法ニ依リ保護處分ヲ受ケタル者

第二條 前條ノ保護ニ於テハ本人ガ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止シ之ヲシテ進ンデ臣民ノ本分ヲ恪守セシムル爲性格ノ陶冶生業ノ助成其ノ他適當ノ處置ヲ以テ本人ヲ輔導スルモノトス

保護ノ種類及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 司法保護事業ヲ經營セントスル者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第四條 主務大臣ハ司法保護事業ヲ經營スル者ニ對シ監督上必要アル場合ニ於テハ其ノ事業ニ關スル報告ヲ徴シ、實況ヲ調査シ又ハ事業ノ經營ニ關シ指示ヲ爲スコトヲ得

第五條 主務大臣ハ司法保護事業ヲ經營スル者ニ對シ司法保護事業ニ關スル事項ノ調査ヲ委囑スルコトヲ得

第六條 主務大臣ハ司法保護事業ヲ經營スル者其ノ事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル爲寄附金ヲ募集セントスルトキハ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者（其ノ承繼者ヲ含ム）ハ其ノ收支ヲ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ニ報告スベシ

前項ニ掲グル者其寄附金又ハ之ニ依リテ得タル財産ヲ處分セントスルトキハ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ノ許可ヲ受クベシ

第七條 司法保護事業ヲ經營スル者本法ニ違反シ、公益ヲ害スルノ虞アリ又ハ著シク不當ノ行爲アリタルトキハ主務大臣ハ司法保護事業委員會ノ意見ヲ聽キ其ノ者ニ對シ第三條ノ認可ヲ取消シ又ハ事業ノ經營ヲ制限スルコトヲ得

司法保護事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 政府ハ司法保護事業ヲ經營スル者ニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ奬勵金ヲ交付スルコトヲ得

第九條 道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ司法保護事業ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ使用セシムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 第一條ニ掲グル者ノ保護ヲ爲サシムル爲別ニ司法保護委員ヲ置ク

司法保護事業法

大臣ハ司法保護事業委員會ノ意見ヲ聽キ其ノ者ニ對シ第三條ノ認可ヲ取消シ又ハ事業ノ經營ヲ制限スルコトヲ得司法保護事業ヲ經營スル者ガ法人ナル場合ニ於テ理事其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ著シク不當ノ行爲アリタルトキ亦同ジ

司法保護事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 司法保護事業ヲ經營スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ寄附金ヲ募集シタルトキ

二 第六條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚僞ノ報告ヲ爲シタルトキ

三 第六條第三項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズ又ハ其ノ許可ニ反シテ寄附金又ハ之ニ依リ得タル財産ヲ處分シタルトキ

四 第七條ノ規定ニ依ル取消又ハ制限ニ違反シ司法保護事業ヲ經營シタルトキ

第十二條 司法保護事業ヲ經營スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十三條 司法保護事業ヲ經營スル者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ司法保護事業ヲ經營スル者ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ屆出ヲ爲シタルモノハ第三條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第六條第一項ノ規定ハ司法保護事業ヲ經營スル者ニシテ本法施行前寄附金ノ募集ニ付行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ對シテハ其ノ許可ニ基キ本法施行ノ際現ニ募集中ノ寄附金ニ付之ヲ適用セズ

刑政第52巻第5号
矯正図書館



刑務所便り

第三區第十三回武道會概況

靜岡刑務所

去る三月五日の第一日曜日を卜して、中部日本第三區の第十三回武道會を靜岡刑務所に於て開催した。此の日天氣晴朗、春漸く綻ばんとして眞に大會にふさはしい日であつた。

刑務協會々長代理吉田事務官は澁谷書記帶同にて臨席、西尚金澤、大場長野兩支部長を始め、各支部よりは幹部職員、武道教師、その他靜岡市内の縣廳、裁判所、檢事局からの來賓百數十名を迎へた。

午前八時犇き渡る大太鼓を合圖に、全員神前に整列、國歌齊唱、皇軍將士の武運長久祈願、戰歿將士の英靈に對し一分間默禱後、靜岡支部長の開會の挨拶あつて前年の優勝者三重（劍道）岡崎（柔道）の代表より優勝旗返還の式あり、次いで壯烈なる試合の幕は切つて落された。午前十一時五十分晝食のため休憩、午後一時再開、西田、塚田兩氏に依る柔道投の型、次いで大長、園山兩氏の劍道の型終つて試合續行。各選士とも意氣發剌、善戰苦鬪見事なる出來榮えであつた。結果は劍道部金澤、靜岡共に十九點、靜岡の棄權で金澤一位、第三位は十八點の名古屋。又柔道は靜岡が二十五點で優勝、二十三點の新潟第二位、岐阜十六點で第三位。

次に個人優勝は、劍道靜岡の高橋、同山中二君の決戰となり遂に山中君勝名乘りを上げ、柔道も同じく靜岡同志霜井、竹下兩君の爭ひとなり霜井三段の爭覇なる。

午後三時四十五分試合終了、靜岡支部長並びに吉田事務官の挨拶あつて大會を終る。

各選士とも燃ゆるが如き鬪志の中に禮讓あり日本武士道の體得者として恥ぢざるものがあつた。

國民精神發揚週間を期し建國體操會實施

横濱刑務所

本年二月上旬より中旬に亙り全國に施行せられたる、國民精神發揚週間の意義ある企畫を永く記念すると共に、一つには建國精神を強調し、二つには體位向上に資せんとする抱負と意圖の下に、東所長の創意に依り此程所内に建國體操會が生れ其の榮えある發會式を同週間第一日に擧行し爾來續行多大の効果を收めつゝある。

毎朝點檢終了後、構内廣場に全職員集

合、建國精神を象徴せる金鵄のマークの染め出されたユニホームに白帽の凛々しい姿、滿目蕭條たる中に、この純白の華と咲いた一團の緊張ぶりこそ、東亞新秩序建設に應へんとする國民の總親和總努力の發露である。先づ　皇居遙拜、皇軍將兵への武運長久祈願、戰歿者英靈への默禱、次いで東所長を壇上に迎へ敬虔なる朝禮（時に訓話あり）をすまし體操の實演に移る。由來建國體操は古武道の型より案出せられたものであるが洵に突く、打つ、切る等雄渾極まりなき動作が組合はされ前操後操及終操の三つの部分から成つてゐる。

元氣潑剌たる小モ看守長指揮の下に

一、分會旗（建國體操會旗）に敬禮、
二、建國體操前奏歌を嵩高らかに合唱して氣構へと熱意を喚び起し、
三、一、二、の掛聲勇ましく前操後操終操をのして行き、
四、續いてレコードの旋律に合せて再び前操後操終操を繰返す頃には、漸く全群は輕い興奮にわき上る、
五、最後に建國體操讃歌を合唱する各自の双頰には、滿足と幸福の微笑が浮んでゐる、
六、分會旗に敬禮、解散、

やがてレコードの奏でる愛國行進曲を、最近は愛馬進軍歌を口吟びながらそれ〴〵の持場へと歩武堂々大行進は展開されて行く、そこには生き甲斐ある人生を感ずるは固より、今日の行刑に要請せらるゝ、明朗、仁愛、洞察、審美―から した精神の育まれるを思ふ時、本體操會が實に心身の鍛錬に役立つばかりでなく實に無限の價値を創造しつゝあるを知るのである。

尚特筆すべきは、去る二月十六日芥川衞生官殿の御來臨を忝ふし本體操會全般に亙り御査閲を受け懇ろなる御講評を賜り多幸なる前途を祝福下されしことで、一同深く感激し志氣頓に振ひ立つたことである。

（一四、二、二〇）

三月職務研究會

川越少年刑務所

此の試みも漸く軌道に乘つて來て、各方面のいろ〳〵の御厚意がしみ〴〵と感謝せられるのであつた。見學した日清紡の如きは特に此の日の爲に操業日を繰替へて下さつた程であり、清澤先生のお話は午前から午後に亙つて感銘深いものがあつたのである。

順序（午前七時三十分開始）

一、遙拜　二、帶劍職員の點檢、禮式、操練　三、建國體操（全職員）
四、各課代表十分間演說　五、評論家清澤洌氏講話　六、晝食　七、清澤洌氏講演　八、見學（日清紡績株式會社川越工場）

（終了午後五時）

宮城刑務所の職員歌制定

宮城刑務所

刑政第52巻第5号
矯正図書館

宮城刑務所では、豫て詩壇の耆宿たる鄉土出身の熱血詩人土井晩翠氏作、宮城刑務所職員歌の作曲方を、陸軍戸山學校軍樂隊に依頼してあつたが、この程いよいよ之が出來上がり、同隊より送り屆けられて來たので、玆に新しき生命の躍動する「職員歌」の誕生を見ることになつた。

歌、曲共に流石に斯道の權威者の手になりしものだけに、充分に新時代の行刑人の意氣と覺悟を示すに足り、これこそ今日大難局に直面せる、祖國日本の輝ける興隆發展に協力せんとする行刑報國の大行進の叫びとなつて、一段と其の士氣を鼓舞すること大なるものあるを期待せられて居る。

之れが歌詞は左の通りである。

（曲譜略）

宮城刑務所員歌　　土井晩翠作

一、囹圄（レイギョ）の暗に泣く人も
　同じく共に國の民
　罪は厭（イト）へど人惜しみ
　救護の腕をさしのぶる
　聖職高し刑務官

二、懺悔の思窓の中
　心むしばむ同胞を
　導き行かむわが思念
　劒は腰に帶ぶれども
　憐憫いかで忘れめや

三、歌に名高き宮城野や
　萩の盛りは昔にて
　人も浮世も移り行く
　移りて善に立ち返る
　希望は永く世に絶えず

四、心廣瀨の水清き
　岸邊に近しわが公署
　庭に名高き臥龍梅
　春の光ににほふ時
　彼と我とに香を傳ふ

司法省令

（第七號）（官報三・一二三）

大正十一年司法省令第二十五號中左ノ通改正ス

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年三月二十三日

司法大臣　鹽野季彦

看守「七千二百十七人」ヲ「七千二百八十七人」ニ改ム

〔參照〕

大年十一年十月十四日司法省令第二十五號ハ保健技師、保健技手、藥劑師、教誨師、教師、作業技師、作業技手及看守ノ定員ノ件ナリ



切抜帖より

大森淺草寺住職や お相撲さんが司法保護に力瘤

事變下銃後の人的資源を確保しようと、司法省の劃期的試みとして、今年の正月元旦から實施した司法保護委員制度は、既に北海道を初め、全國三十九府縣で八千餘名の保護委員を囑託し、相前後して夫々活動を開始してゐるが、帝都に於ても司法保護常務委員會會長中野東京地方裁判所檢事正と、副會長谷内東京拘置所長が區長や警察署長の上申に基き、社會各階層から適任者を詮衡中、約千五百名の人選を終り、去る三月十四日九段の軍人會館で司法保護委員囑託辭令交付式が行はれた。

委員の人選には大いに苦心が拂はれ、宗教方面から大森淺草寺貫主、愛國婦人會會長本野久子女史、學界からは矢吹慶輝文學博士、政界では元代議士胎中楠右衞門、實業界から は前大同電力增田社長、古河合名佐佐木專務、主催者側（？）の法曹會からは元法相小原直、元檢事總長光行次郎、元東京控訴院長皆川治廣の御歷々、變り種では相撲協會元横綱常ノ花の藤島取締、元淸瀨川の伊勢ヶ濱檢査役等も委員に囑託された。

——法律新聞三、一二三——

小田原少年刑務所に於ける體位向上

長期建設、東亞新秩序調整に卽應するためには先づ國民の體力增進が先決問題であることは云ふまでもない。此の點に鑑み我が小田原少年刑務所では國家有爲の靑少年が一時の迷夢に惑はされて國法に觸れ、受刑の身になつたとはいへ、飜然として前非を悔い、時局の重大性を認識し、日本精神に覺醒しつゝあるの秋に當つて、その精神訓練と共に、蒼顏瘦軀を頑健潑剌たる體軀に改造して以て、この非常時に一人でも多く國家に役立たせようとの念願から、日夜規律訓練協同生活の下に、總力動員して一人の落伍者もなからしむべく、軍事教練と運動競技とを每々實施してゐるが、殊に每朝のラヂオ體操には全く身の固圍にあることを忘れしめるものがある。

此のやうた狀況が、偶々愛宕山の江木アナウンサーの耳に入り、氏の正義觀と情熱とは正しいラヂオ體操が、彼等靑少年の更生には必ずや有效適切であらうとの好意に依り、去る三月七日春まだ淺い霖雨を衝いて、態々小田原少年刑務所へ實地指導に赴いたのであつた。氏の披瀝せる所懷と抱負とは彼等に尠からぬ感銘を與へた。その一端

は彼等が親戚故舊への音信に依つて充分に窺知することが出來るのである。

同所ではさきに愛國行進曲の正しい歌ひ方を、或は建國體操の指導を、實社會の有志者より受け、今又ラヂオ體操の實地指導を仰いで動もすれば別世界的存在であると思はれ勝な少年行刑をして、社會的水準に迄高上し、明朗化して正しい社會人たらしめることに努力しつゝあるのである。これに依つて現時局の要求する前述の目的が幾分なりとも達成せられることを希つて精進してゐる。

——法律新聞三、二八——

陸軍墓地へ額く
記念日の受刑者

戰勝の春を迎へる陸軍記念日、此處秋田市川尻町の一角秋田刑務所内に、犯せる罪の償ひに服役中の受刑者たちも、聖戰下總動員體制に心を合せ、その代表二名は上田所長、濱田教務課長に引率され、花束を持ち陸軍墓地に參拜、敬虔なる感謝の禮拜をなして歸所、正午から全受刑者が同所内の敎誨堂に集つて皇軍の武運長久並に戰歿英靈への心からなる默禱を捧げ、此の日の行事を終つた。なほ當日は時局認識を深める軍人の講演を計畫してゐたが、都合により延期して來る十二日秋田聯隊區司令部より板橋中佐を招き、同所に於て全受刑者への講演を行ふことになつた。

——秋田魁新報三、一一——

その名靖國に薫る
異彩六人の英靈

興亞の華と散つた英靈のうちに、かつての多摩少年院出身の忠勇な勇士が六人もあり、何れも金鵄勳章を授けられ、しかも今回の臨時大祭に靖國神社に合祀されるといふ光榮に、行刑當局始め關係者は痛く感動してゐる。

府下八王寺の國立多摩少年院は、世間で〝不良〟といはれる少年を收容して、嚴格な規律のもとに情操、學術、實科全般の敎育を施し立派な社會人として再生させようとしてゐるのだが、今事變に際して多くは兩親もない或は片親だけの薄倖な少年たちが、雄々しくも祖國のために立上り、或は戰線の華と散り、傷つき、または銃後の務めに懸命になつてゐる眞劍な態度には涙を誘ふものがある。目下在院生は百五十二名に及ぶが、何れも軍人になることによつて「日本人」に還る自信を得て現役志願をするものが多く、昨年は八名、今年は廿名も現役として第一線に立つてゐる。戰線に立つても赫々たる武勳を樹て、前記の如き名譽の英靈を初め戰傷を負つて現に陸軍病院に療養中の勇士も數名に及んでゐる。

祖國の非常時が薄倖な少年達に更生の拍車をかけるこの「明るい變調」に小川院長以下職員はいづれも感激して語る。

「私どもは重要な人的資源開拓の立場から將來は當院出身者が無條件で社會の信用を得るやうに努力してゐます」

——讀賣四、七——

海外異聞錄

◇阿片吸飲のコクトオにお灸

フランスの文士ジヤン・コクトオの新戲曲「恐るべき兩親」百回連續公演の祝ひ日に、當の作者はツウロンの裁判所でひどく膏を絞られた。といふのは先頃コクトオがツウロンの友人宅で阿片吸飲の眞最中に捕まつてのお咎めなのだが、今度は穩かには納まらぬ雲行である。彼の怪著「阿片」を讀むまでもなく、コクトオの阿片愛飲は周知の事實で「罌粟の忍耐よ！」一と度味つた者は又試みたくなる、阿片は待つ事を知つてゐる……」などと書いて十年にもなるが、實は魔藥吸飲の件では既に前科一犯……とまではならなかつたがきついお灸を頂戴した身分なのである。

そこで今度は、氏を輕罰に處する事は惡習を助長させるに等しいと檢事の峻烈な攻なのであるが、之に對して「阿片は疾うに止めてはゐたが、今度は醫學的に必要を感じて……」などと、流石の恐るべき青年も今度の辯明には精彩を缺くこと夥しい。

◇ラシーヌ三百年祭と
裁判所のお芝居

フランス演劇の古典の完璧と云はれるラシーヌの誕生三百年祭を出來るだけ盛大に催したい希望から、パリの一文藝誌が廣く名案を募つたところ、その名案の一つに文豪の「訴訟人」をパリの裁判所で演じたらと、ジヤン・アジヤベエルが案を立てた。これは思ひつきと「パリ祭」の委員達も賛成、一新聞社も後援の勞を執る意向であり、裁判所でも小屋貸しをするにさしたる困難は無ささうだと漏らしてもゐる。既に實地の檢討、舞臺面の數字的計算に取掛つてゐるから、裁判所でお芝居の奇現象が實現するかも知れない。

一方、コクトオはラヂオ放送で文豪の「ブリタニキュウス」でネロの役を買つて、ラシーヌに敬意を表したいと、つひ先頃阿片吸飲でお灸を喰つたのもケロリとして、相變らず毛色の變つた元氣を見せてゐる。

◇子供のない夫婦に懲
罰稅のドイツ

國力の伸展は人口增殖にありとナチス・ドイツでは「産めよ殖せよ」の多産奬勵に大童の活躍で本年二月獨身の男女に對し一律に獨身稅を課したが、今度は子供のない夫婦に對し國策線に協力しないとの見地から、四十パーセントの收入稅を四月一日以降賦課することになつた。この懲罰的收入稅に引つかゝる夫婦は約百五十萬夫婦に及ぶといはれ、子供の少い上流階級には早くも恐慌を來してゐる。

◇カリフオルニヤ大學に
「家庭爭議講座」

カリフオルニア大學は今度奇拔な

「家庭講座」を設けた。——曰く「家庭爭議講座」この新講座では結婚は何故失敗するかといふ問題をはじめ、家庭の平和を攪亂する各種の原因を科學的（？）に研究しようといふのだからなか〳〵振つてゐる。部長にはウーナ・セイトといふドクトル・フイロソフイが就任して學生の朗かな且つ眞劍な人氣を呼んでゐるとのことである。

◇法廷で威張るチユードル王

「英國王朝の正統子孫なり」と自稱する男が離婚訴訟にひつかゝつてロンドン兒をひどく喜ばせてゐる。この自稱王はアントニー・W・ホールといふ者で、日頃から「アントニー・チユードル王」と自稱して「自分こそはヘンリー七世以來チユードル王朝第十代目の男系の子孫であり、世が世なら自分こそは當然英國王位に卽くべき者だ」と觸れ歩いてゐたものだ。ところで最近エーテル・ホール夫人から家庭を顧みぬとの理由で離婚訴訟を提起された。本人大いに閙るかと思ひのほか、依然法廷でも「アントニー・チユードル王」の威嚴を示して「余の方こそ妻に對して同樣の理由を以て反訴したい、チユードル王家の一員となつた妻はもつと余を尊敬すべきである」と威張つてゐる。

◇バーンズ詩集と警官の特別警戒

スコットランドの國民詩人として有名なロバート・バーンズの誕生百八十年の記念祭が先頃ニューヨークから數哩を隔てたニュージヤーシイ州の一小都市で行はれた。これには一七八六年に出版されたバーンズ詩集の初版本がニューヨークのモルガン圖書館から出品されたが、この詩集は時價數萬ドルの貴重書であるため、圖書館を出ると共に、三萬ドルの保險がかけられたばかりでなく、その薄つぺらな一小詩集を護衞するために、特別仕立ての裝甲自動車に武裝した警官が數名同乘し、また出品中も夜は警察の金庫中に保管せられたといふ警戒ぶりで、記念祭そのものよりも、却つてこの方が一般人の注意を惹いたとのことである。

◇盜まれた金時計が二十八年目で元の持主へ

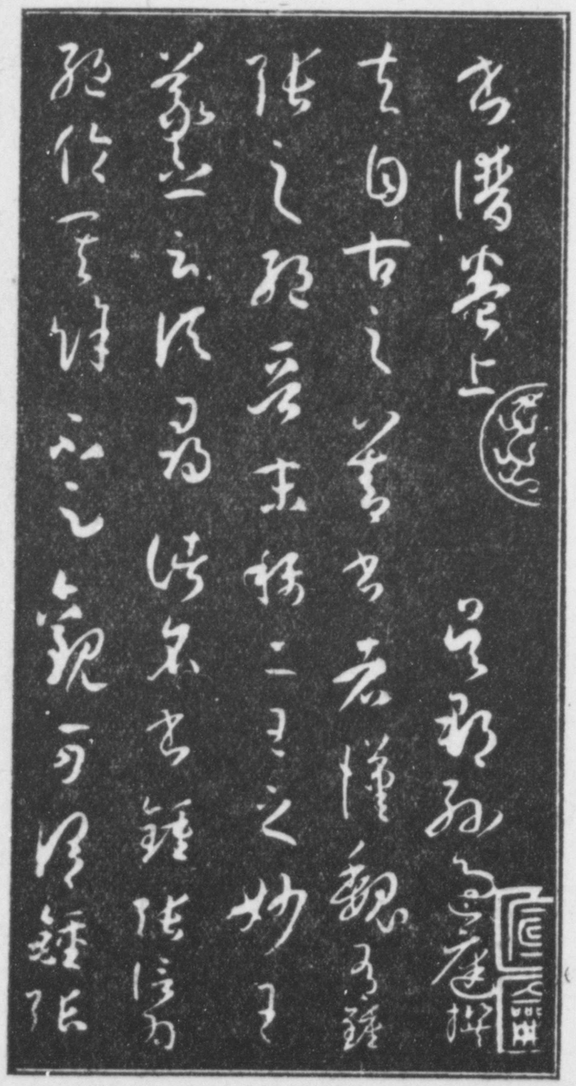
今から二十八年前に盜まれた金時計が最近になつて不思議なことに元の持主に歸つて來た。ニューヨーク市のスラター夫人の所へ最近差出人不明の小箱が送り屆けられたので、何かと思つて開けて見ると、夫人が今から二十八年前の一九一〇年にニューヨーク市で開かれた圖書研究會の司會者をしてゐた間に紛失した高價な金時計が、昔のまゝの姿で納まつてゐた。一寸狐につまゝれたやうな氣持で取敢ず時計が壞れてゐるかどうか調べてみたところ、紛失した當時と少しも變りなく正確に動いてゐるのに二度ビツクリ。そこで差出人は一體盜んだ當人なのか、當人とすれば二十八年後になつて何故急に心境の變化を起して返す氣になつたのか、夫人は時計をつくづく眺めながらいまだに腑に落ちないやうな面持でゐるとのことである。

書道の變遷（十九）

孫過庭

孫過庭は唐の垂拱の時、中宗時代の人である、字は虔禮、富陽の人、右衞胄曹參軍たり。博雅にして文章に秀づ、草書は二王に憲章して用筆工なり、嘗て書論を著はせり、卽ち書譜これである。

書譜　孫過庭の書譜は、古來王羲之の十七帖とともに、草書の經典として最も有名である、凡そ書を學ぶものにして孫過庭の書譜を學ばざるものはあるまい。この書譜は草譜として妙なることはいふまでもなく、書法書論を詳述したる、經典であれば、その書風を學ぶばかりでなく、その說をも熟讀玩味すべきものである。草書を學ぶものにとつては、恰も儒學に於ける、論語、孟子の如く書道入門の最高模範といつても過言でない。



書譜には、薛紹彭本、安麓村本、眞蹟本等がある、薛紹彭本は宋の元祐年間に刻されたもので元祐本とも云ふ、筆致敦

得意則歡

厚にして頗る高く、日本では貴名松翁から日下部鳴鶴翁に歸し今は三井家に秘藏されてゐるといふ。鳴鶴先生は、この薛紹彭本を澈實されて實によく研究されたとのことである。

書譜の研究者としては、現代書道界に於ける權威者である、吾が師吉田苞竹先生がある、苞竹先生の書譜研究は實に徹底してゐる。若年の頃盛んに書譜を臨書され、書譜の法帖三冊もボロボロになる迄臨書なされ遂に使用に堪へなくなるまでに研究に用ひたとの事である。この一端だけでも如何に研究に熱心であつたかは他は推して知るべきである、恐らく書譜の研究者としては鳴鶴先生以上であらう。先生の草書の根底は全くこの薛紹本書譜にありと云つても過言でない。

安麓村本は、孫退谷本或は天津本とも稱せられ精刻無比のものとされてゐる。眞蹟本は宣帝の寶庫から出で世に公にされたものである、この眞蹟本なるものが果して孫過庭の眞蹟であるか否かについては今日猶研究の餘地が多分に殘されてゐる。

要するに、書譜は草書研究の寶典である、草書家にとつては一度は必ず參ぜねばならぬ殿堂である。しかし乍ら初學入門者にとつては眞蹟本より、薛紹彭本か安麓村本かの刻本より入る方が安易であるやうに思はれる。

草書千字文　孫過庭の草書千字文は古來有名である、これは書譜よりは大分面目を異にしてゐるものである、結構自然、筆力また豪快、しかも澁味を含み、奇趣橫溢妙盡ざるものがある、書譜と共に一度は必ず學ぶべきものと思ふ。

今の司法次官岩村通世閣下は、この孫過庭の草書千字文を好んで居られるやうである。弘法大師以後に於ける日本の書聖と仰がれる貫名菘翁も好んで臨書せられたものが今日まで殘つてゐる。

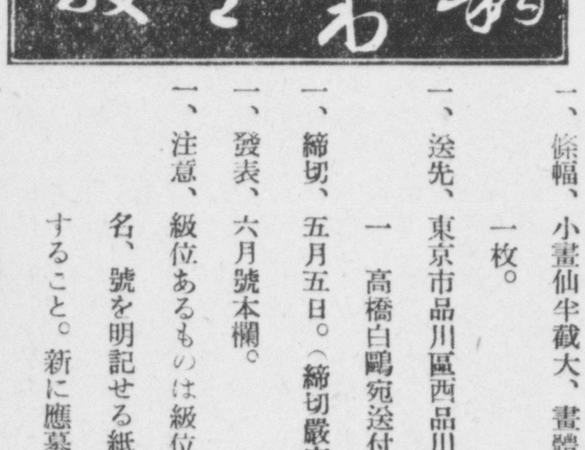
『凸版揭載は安麓村本書譜並に草書千字文』

『書譜卷上　吳郡孫過庭撰

夫自レ古之善レ書者。漢魏有二鍾張之絕一。晉末稱二二王之妙一。王羲之曰。頃尋二諸名書一。鍾張信爲二絕倫一。其餘不レ足レ觀可レ謂鍾張』云沒而羲獻繼レ之。

『千字文』

榮重二華夏一。海鹹河淡。鱗潛羽翔。龍師火帝。鳥官人皇。始制二文字一。乃服二衣裳一。推レ位讓レ國。有虞陶唐。弔レ民伐レ罪。周發殷湯。



第五回競書募集

一、課題、四月號揭載の課題揮毫のこと
　一人一枚。
一、隨意、古碑帖臨書、又は自運何れにても可一人一枚。
一、條幅、小畫仙半截大、畫體隨意一人一枚。
一、送先、東京市品川區西品川三ノ八三
　一　高橋白鷗宛送付のこと。
一、締切、五月五日。（締切嚴守）
一、發表、六月號本欄。
一、注意、級位あるものは級位、所屬氏名、號を明記せる紙片を貼付すること。新に應募するものは級位に新と記すること。

刑政第52巻第5号

矯正図書館

刑政詩壇

毎月募集

〆切　毎月五日限
用紙　随意
姓名雅號併記ノコト

竹雨士屋久泰選

放翁の詩

次韻周輔道中二首

山靈喜我馬蹄聲。正用二此時一秋雨晴。日淡風斜江上路。蘆花也似二柳花輕一。

周輔といふ人が作つた道中吟二首に次韻せる詩の一である。秋雨が偶然に晴れたのは、山靈が詩人放翁の山中に遊んだを喜んだためである。折しも日は淡く風は斜にして、秋晴の天氣が春の如く、蘆花片々として恰も柳花の風に吹かれて輕く飛んでゐるやうであると。よく眼前の景を捕へて、清新輕俊の趣に富んでゐる。清の王漁洋の詩に、好是日斜風定後。半江紅樹賣二鱸魚一。がある。同一風致、妙伯仲の間にありといふべきである。

高秋亭

三日山中醉復醒。徑歸回首愧二山靈一。從レ今惜二取觀レ書眼一。長看二天西萬疊青一。

蜀中の高秋亭にあつて作つた詩である。徑はたゞちにと同じ。三日山中に醒醉して高秋亭に歸り、眼を拭うて萬疊の青山に對して心目豁然たるを覺えた。日々書を讀んで眼を疲らすよりも、この青々したる山を見て暮す方がよほどましであると。蜀地峻峰の奇を讚美して妙である。「愧」は輕い意味に用ゐてをり、「取」も助辭で只惜しむといふ位に見てさしつかへない。

白玉山春望　白玉　井上泰完　旅順

春光滿地競芳妍。遠近青山澹似烟。白玉山頭花萬樹。英魂髣髴下從天。

觸目生哀。徂徊不盡。

春江　愛日　南松太郎　朝鮮

江上春風吹不寒。看花訪柳溯晴瀾。好在中流駐棹看。苦辛不用探源去。

詩有理趣。耐人咀嚼。

曲水雅遊圖

絳桃花下鼓清絃。翠柳洲邊槳畫船。古重三夜醉芳筵。一詠一觴春不盡。

以對句起。姿態橫生。

梅窓詩夢

疎影橫斜月作隣。清香入檻一枝新。讓哉高士林君復。夢繞孤山往昔春。

不必貪奇。自然工雅。

客舍梅花

微月映窓疎影新。幽懷憶到故山春。暗香如水衣襟淨。我作主人梅作賓。

措辭輕妙。饒有逸趣。

月下夜遊

窈窕名園夜趣加。紅燈點點粲于霞。伴得嬋妍解語花。誰家年少春遊好。

晩籠籠林天欲昏。賞花人尙酌殘樽。閒却山頭月一痕。電燈四映明如晝。

字字妍麗。絕好嬉春詞。

金山鯛

讚海周魚天下鳴。古來聲價重連城。要汲春潮手一烹。漁期恰是櫻花節。

波上憂然跳有聲。朱鱗閃耀水中明。玉膾金齏豈擅名。隋皇當日知斯美。

二首佳構。不易軒輊。

寺樓月夜醉中戲作三首

素壁徐升天宇間。連峰積雪蒼茫間。樓臺是處可レ見レ月。無二此巉巉羣玉山一。

寺樓にて酒を酌み、月夜の寒山を眺めて作つた詩の一である。素壁は月を指す。羣玉山は仙山、西王母の居るところ、穆天子傳に、天子西嵎崙山に登り西王母を見る。王母曰く、癸巳羣玉の上に至らんとある。雪の積つた眞白な連山を羣玉山に擬したのである。醉後寺樓の欄干に倚つて眺むれば、寒月は蒼る蒼る天上にのぼり、連峰の積雪は蒼茫の中に白く光つてゐる。巉巉と聳え立つ羣玉山は、蜀地ならでは見る能はざるところ眞に絕景であるとの意である。一氣渾成、奇趣橫逸といふべきであら5。

この詩は、普通絕句の平仄とは異つてゐる。即ち拗體と稱さるゝ詩型に屬し、二四不同、二六相通の法則に合つてゐないのである。この平仄の要點は、古詩調にして近體の平仄を避くるところにある。即ち起承結の三句は第五字目に平字を用ゐ、轉句の五字目は仄にするのが法とされてゐる。單に平仄のみならず、詩の有つ聲調も古詩風であらねばならぬのである。拗體絕句の標本とされてゐるのは彼の李白が山中答人作、問余何意棲碧山。笑而不答心自閒。桃花流水杳然去。別有天地非人間。である。李白には短古風の七言絕句が外にも隨分ある。廬山五老峰、庭前晩開花などもその例である。

刑政第52巻第5号　　矯正図書館

選歌しつつ（二十三）

大翼

巻十五には部立をせず天平年間に新羅へ遣はされた使臣たちが故國と別れるに臨んで歌うたもの、海路に故郷を思うて詠んだ歌をはじめ、古歌、挽歌、羈旅の歌などを取りまぜて百四十八首、それに中臣朝臣宅守が勅に依つて越前國に流罪となつた時、別れて行く狭野茅上娘子との間に別離の情を詠み交はした贈答の歌六十三首が收めてある。狭野茅上娘子は萬葉集の女流の中でも傑れた作家の一人である。

君が行く道の長手を繰りたたね焼き
ほろぼさむ天の火もがも

毎月募集
刑政歌壇
當季雜詠　締切　毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

小升大ろ子選

一　青森

心よわくなりたまひにし父上を夜半に目覺めておもひけるかも　浦上三浦子路

二

欠伸して涙がいでぬ春の日の射しそふ窓にうつらうつらゐて　函館松田思秋

三

子を一人亡くしてからの子に甘き父とはなりて老いまさりけり

佳作

○　山形野村銀嶺

みちのくの深雪に埋れし草も木も今日の春日によみがへるらし　八王子西海弘秋

○

春雨に靜かに明くる朝の町地響立てて戰車過ぎ行く　咸興岡元百合子

○

遠山の雪はきらきらに光れども邑の柳は煙りそめけり　山形銀嶺

○

戰捷の彌生二の日や我が內親王の御生れ告ぐる市のサイレン

といふやうな歌を見ると女人としての情熱のはげしさに打たれるのである。宅守もまた別れを悲しんで次のやうな歌を詠んでゐる。

茜さす晝は物思ひぬばたまの夜はすがらに哭のみし泣かゆ

「すがらに」といふのは「夜もすがら」と同じで、一晩中をいふのである。

巻十六もまた部を立てない。全巻を有由縁歌並に雜歌として、古來の傳說とか草話とかにのこされたる事實を種に詠まれた歌や、また可笑味を含んだ戯歌などを收めて居る。難解の歌もあるが、味はうと面白い。

佛つくる赭土足らずば水たまる池田のあそが鼻の上を掘れ
石磨に我れ物申す夏痩せに良しといふ物ぞ鰻取食せ。

○　宮崎眞砂

春淺く愛宕の山に櫻咲き青田つらなる赤江灘見ゆ

○　咸興岡元舜水

北鮮も水や溫みし裏川に小魚追ふ子等の聲喧しましも

○　青森一

はなやかにいろどられたる日もなくてわが若き日は過ぎてゆくらし

映畫〝地熱〟お香代子

○

穗にいでて芒なびかふ丘の上にはろけき人をおもひなげくも

同じく喜作を

喜作汝が土をし鑽へ土に生くるよろこびをかたるその言ぞよし

○　横濱井上蒼蕾

茅立ちする柳映して濠水の青くぞ澄める春の眞晝間

○　遼陽志田稠黃

趣味の友初めて會ひて十年の知己の如くに打ちとけにけり

○　京都沖津漣

黃昏れし野邊をはるけく行く人を古代の人とふと思ひ見る

○　東拘横山生

遠警に應ず

覗し影足音しみる遠警に春いまださむき大空の月

○　神戸こばやし

友去りて

心なくほろりと落つる木蓮の花にかもにて友の去りにし

厩出しの句など

花蓑

早梅の空紺青を深めしや　聖志

早梅が咲いてゐる、その上には紺青の空がひろがつてゐる、その美しさをぢつと見入つてゐると思ひなしか早梅の上空が格別に紺青を深めて息づいてゐるやうに見える、といふのです、作者はそこに自然の意思を讀み取つてゐるのです、「深めしや」にその深い感動が出てゐます。

牛の産遅るゝまゝに厩出し　巴潮

厩出しといふのは冬籠りをさせてあつた牛馬を春になると引出して野山に放つことであるがこの事は歳時記によると雪國に行はれる風習らしいけれどもこの作者の中國あたりにも同じ風習があるものと見える、この句は牛の産が遅れた爲に牛はそのまゝにして置いて先づ馬だけを厩から出したといふのである。

もの芽出づ繩圍ひしませうか　邦雪

庭先に初めて物の芽の出たのを見付けてこれをかばつてやりたい心持から取敢へず繩圍ひでもして置かうかと心に思つたことを句にしたもので「しませうか」は作者の

蛇穴を出でて古墳のほとりなり　鋼路
入學の子等手をつなぎ門を出づ　船山
濕しぶき折々かゝるつゝじかな　同
一歩出づ卽ちものゝ芽をふみぬ　名古屋　いばら
みちのくの布團冷たき泊りかな　同
春蘭を掘る手に雨のほつ〳〵と　同
蛤やいよ〳〵風のぬるみ來ぬ　松江　川津　道暗
雲雀みな落ちて貯水池月の浮く　同
燕に戸口をあけて野仕事へ　同
囀に日ざし明るき書院かな　同
別れ來し人思ふなり暮の春　名古屋　野崎　梅香
步兵第二十二聯隊の濠の梅　同
隧道を拔けて讃岐の春の海　松山　堀内一層樓
雉子啼くや晝尙暗き澤の森　同
　　水戸　田澤　麗月

毎月募集　刑政俳壇　題當季隨意　〆切毎月五日限　用紙官私製葉書

獨り言です、物芽に對する親しみの心が出てゐます。

これを假りに「物芽出づ先づ繩圍ひして置きぬ」として兩句を比較して見るならば自ら情熱の異るものゝあることが分りませう。

昃れば乾く音やみ海苔障子　榮晴

海苔障子に日が當つてゐるときは幽かな音を立てゝ乾いてゆく、日が昃ればその音がやまる、といふことを敍したものです、海苔の乾く音を句にしたものは是迄にも度度見て居るけれどもこの句の如く乾く音の止む場合を敍したものは恐らくこの作がはじめてゞせう、作者の深い觀察の賜ものです。

爆彈の跡に一刷毛春の雪　六山

城門に爆彈の跡が殘つてゐてそこに春の雪が一刷毛なすりつけたやうに解け殘つてゐる、春の雪が一としきり降りつゞいて巓て晴れ上つたあとの情景です。一刷毛がうまいです。

さし上ぐる兒に初幟はためけり　香蔭

初幟の祝ひで子供よりも親の方が有頂天でせう、幼ない子供を喜ばせようと兩手に高くさし上げて幟を見せる、幟にも心あるものゝ如く見て下さいと言はんばかりに威勢のいゝ風音を立てゝはた〳〵とはためくと云ふのです。

物の芽に氣まゝ歩きの足とめて　百女

道端に物の芽が出てゐると、そんなもの

籾俵浸す小沼や蛙の子　名古屋　長崎　萋子
春月の夜々を重ねて明日は門司　同　同
我胸もふくらむ思ひ春の風　廣島　ひろし
春靄や松影さやにかゝりつゝ　同　志田　穉黃
筍や垣根の外の蕗の中　遼陽　同
まろ〳〵と重なり合うて春の山　同
磯に立つ海女の瞳や水溫む　岡山　北口　道夫
春雨や島の若菜ももえのびて　名古屋　笹本　繁正
春の夜のとけゆく心おのづから　京都　藤田　昭雄
高脚の踊異國の春祭　新京　日向　正時
雪晴れて並木にかゝる月のあり　北海道　渡邊　長八
沈丁の匂ひて今日は佛の日　東京　小雲雀
屋上に凧あげてゐる童あり　山形　野村　銀嶺
春の雁干潟の砂に波のあと　失名
金屏に映ゆる紙燭や雛祭　長田　雀人
ぬか雨にぬれて海棠つや〳〵し　宮城　高子
春雨の彼方にけぶり暮るゝ町　旅順　一木　惠照
桃の花搖籃の吊手はくゝるまじ　富山　竹枝
花の下日外見たる人に逢ひ　鹿兒島　今屋　笹舟
つぶらなる眼瞠りし雛かな　同　久木田健治
大佛のお堂の蔭や殘り花　奈良　秋田みのる
老櫻の今年も咲いて粗なる　滋賀　山田　茂丸
洗ひ干す領置のものや初夏の風　千葉　貝塚　入朔

にも足をとめて見たりして氣まゝにそこらを歩いてゐるといふのであつてのんびりした春の心持が出てゐます。

春の水さゝやき人はほゝゑめり　つう女

春の水がさゝやくやうに喜びの聲をあげてゐる、道行く人は何かしら喜ばしげなほほゑみを浮べてゐる、自然と人と共に春を喜ぶ心持が象徴的に描き出されてゐます。

雪嶺の日を得つゝ空まさをなる　臥月

雪嶺の頂に旭がさし始めて段々茜色に染まつてゆく、空は眼さむるばかりに眞つ青です、實に清淨な感じです、日を得つゝと敘したところが巧みです。

夕暮の障子を染めし野燒かな　賀名生

段々日が暮れて來ると野燒の火が次第に火色を鮮明にして來る、その火の影が赤々とうす明りの殘つてゐる夕暮の障子に映つてゐる光景です、野燒の火が夕暮の障子を染めたといふところに色彩的特殊の美しさがあります。

いやな日やぶらんこ雨にぬれてゐる　嘉障

この作者はまだ小學校に通つてゐる少年ださうです、今日は雨ふりで少年に取つてはいやな日に違ひありません、ぶらんこに乘つて遊びたいのですがそれも出來ません、そのぶらんこは淋しさうに雨にぬれてぶら下つてゐるといふのです、僞はらない少年の心持が出てゐます。

山腹の小庭の春や跳板鐵　朝鮮刑練　青田　馬陵

花映り晴着の人の映る水　千葉　石川　秀峯

山のごとかゝれる艦や月朧　大阪　北騎

鯉舟雨の淀川潜ぎのぼる　堺　岩崎　北童

畑打に軍事郵便屆きけり　函館　松田　思秋

名古屋　谷口　好子

雪の峯遠く見渡す天主閣　新潟　本間　曉雨

船影の水面に和む花曇　千葉　賞谷　沙汀

草萠ゆる日和或る日の藏修理　同　千田　洲

乙鳥や吾子中學へ上りたる　須賀屋風來

朝風に鉢ヒヤシンスあはれなる　同　靖　關

行く雲のいとゆるやかに春の空　德島　深田　五角

踏青や目に展け來る瀨戸の海　滋賀　小森苔生子

芽柳のかすみそめたる昨日今日　廣島　宮城　みどり

岑蘭の立ち芽に春の雪がふる　山形　村山　翠水

春の雪傘たゝむ手に流れたり　府中　吉田　千秋

薰風や汐ふくれ來る大鳴門　神奈川　皆木　好城

見に來たる小田原城趾花吹雪　京城　高口　六騎

水貝の舌にとけゆく微醉かな　德島　野口　友千

春風や野原に出でて詩を吟ず　名古屋　松井　廉

歸還兵迎ふる驛に花便り　岐阜　高木　孤月

別莊の留守してあれば椿落つ　小菅　鏡　女生

手毬唄母呼んで來て加はりぬ　浦和　根本　白河

石鹼玉牛の歩みのあと先に　小田原　英龍

昭和十四年版

特價提供・期限五月卅一日

岩波六法全書

事項索引・參照條文附

法學博士　末川博　編著

特價　一・八〇（定價二・〇〇）上製横革裝

價　二・〇〇（定價二・三〇）特製總革裝

送料書留十五錢

袖珍型一五九〇頁

岩波六法全書の特色とその眞價とは既に久しく學界・法曹界・實務界において確認され來つてゐる。卽ち參照條文の明確適正・事項索引の完備・內容の豐富・編輯の周到と校正の嚴正・價格の低廉等卓越せる諸特徵は、年と共に極めて良心的に擴充發揮せられて、本書をして常に最新且つ最良の六法全書たらしめ、その聲價を愈〻高めつつある。しかも**本年版においては國家總動員法・農地調整法・產金法・商店法・社會事業法・外國爲替管理法・輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律・暴利取締令・物品販賣價格取締規則・國民職業能力申告令**等の如き最近の法令を網羅したほか、**商業組合法その他の組合法・辨理士法・行刑累進處遇令・假釋放審查規程**など日常必須の法令を追補したもの少くない。また**破產法及び和議法の參照條文を全面的に改訂した。**そのため頁數は增加して千六百頁に及ぶに至つたけれども、價格はなほ至廉を期してゐる。本六法全書が劃期的の意味を以て世に出て以來まさに十年。その間逐年高まり來つた江湖の信賴と聲援とに些か酬いんとする所以である。あらゆる生活部門において法令の知識の要求せられること今日の如く切實なるはない。敢て一般人士の座右に本六法全書をお奬めする。

東京一ツ橋　岩波書店　振替東京二六二四〇

矯正図書館

刑政家必讀の寶典·刑政文庫

近刊豫告

牢獄祕錄

法學博士 尾佐竹猛著

刑政家及犯罪研究家の見逃すべからざる好參考書出づ！

―此の書は德川時代に於ける牢獄の事柄を記錄したもので、發行年月日は詳でないが德川中世のものと思ふ。內容は牢舍の構造、牢內法度、獄吏、牢內巡視、入牢方法、牢內役人、囚人取扱ひ等に關し細大漏らすところなく秘事に屬することまでも揭げてゐる。

當時ならばかゝることは絕對に發表することを得ないし、若し發表する者があつたならば、忽ち重刑に處せらるゝのである。さういふ種々の事實を書き集めたのであるから、寫本にして當局に傳はつたのが卽ち此の牢獄祕錄なのである。世に得難きものであるだけ、我々は之に依つて昔の牢獄の眞相を知ることを得るのである。―― 之は著者が卷頭に述べたる一節であるが、正に本書こそは、舊時代の牢獄制度を語る唯一無二の文獻として永く後世に珍重せらるべきものである。大方諸賢の熱讀を祈つて止まない。

刊行 刑政文庫第三卷 ポケット形百廿餘頁 定價金拾錢 送料金三錢

既刊

刑政文庫第一卷 **ジョン・ハワード傳** ビローズ博士述 定價金貳拾錢 送料金參錢

刑政文庫第二卷 **刑罰と犯罪** パウル・ボーリツク博士著 東邦產譯 定價金參拾錢 送料金六錢

近刊豫告

監獄事情 ジョン・ハワード原著

刑事訴訟法 大竹武七郎著

刑法總論 大竹武七郎著

刑法各論 大竹武七郎著

ソヴイエット刑法 刑事訴訟法改善勞働法 江家義男譯

佛蘭西監獄制度 中尾文策著

行刑衞生 芥川信著

橫濱市中區笹下町七三一 橫濱刑務所內

發行所 刑務協會橫濱支部

電話 長者町3―一五九一番 振替口座 橫濱五九八番

法學協會雜誌

第五十七卷 第三號

三月一日發行

有斐閣

論說

支那に於ける刑罰體系の變遷(一)……法學博士 仁井田陞

―特に自由刑の發達―

自動車事故に關するフランスの民事責任法(二)……東京帝國大學助手 野田良之

新刊紹介

中田薰著『法制史論集·第二卷物權法』……東京帝國大學助教授 石井良助

新刊短評

學界消息

民法學雜誌論文の回顧……東京帝國大學助教授 川島武宜

―昭和十三年下半期―

判例研究

民事訴訟法判例批評(一九九)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治

行政法判例研究(一一)……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉

刑事判例研究錄(三)……刑事判例研究會

民事法判例研究錄(昭和十三年度·一〇)……民事法判例研究會

正義

論說

時局と辯護士……島田武夫

鈴木於用氏の「民法第三百九十七條論」を讀みて卑見を述ぶ……土屋潔

權利の實行と詐欺罪の成立に關する判例の研究……宮本正美

時評

人事調停法成る――司法大臣の懸賞論文募集――英傑出でよ――國民精神總動員――軍需景氣――凡非凡――宗教團體法案――チエツコ併合――英佛、フランコ政權承認

戰塵錄

中支の思ひ出(二)……橋本武人

資料

帝國辯護士會誌

昭和十四年四月號

定價 金五拾錢

郵稅 一錢五厘

東京市麹町區霞ヶ關一ノ一

帝國辯護士會發行

電話二二五五番 振替口座

銀座四三八〇番 東京七二三九〇番

對馬藩の祿制……阿比留兼吉

續法曹瑣談(一六)……山崎佐

判例研究

人事法判例研究(十)……福山昇

記事

第一東京辯護士會定時總會記事

文苑

判例要旨

雜報

會令

新法令

第七十四回帝國議會通過諸法律

刑政第52巻第5号
矯正図書館

法曹會雜誌

第十七卷第四號
昭和十四年四月一日發行
定價金五十錢

司法省構內
法曹會
振替口座
東京一五六七〇

○豫審廢すべからず(一)……東京控訴院長 垂水克己
○統制經濟に關する諸法令違反罪の處罰の基調……東京區裁判所檢事 關之
○株主總會決議無效の訴(四)……函館地方裁判所判事 野間繁
○人事調停法案の提出に際して……司法省民事局長 大森洪太
○司法權の獨立公正の問題を遶つて(下)……前廣島控訴院檢事長 竹内佐太郎
○名判官物語(四十六)……前司法大臣 小山松吉
○阿部正弘(その四)
○支那の排日教育に就て(一)……東京控訴院判事 篠原治朗
○司法大臣懸賞論文「肇國の精神と法律」(三等一席入賞)(承前) 村井藤十郎
○法曹會決議
○司法省訓令通牒回答
○大審院判例要旨
○新法令
○雜報

法學論叢

昭和十四年四月四日發行
第四十卷第四號
壹冊金五十錢
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

論說・資料

フリードリッヒ大王と刑法(一)……佐伯千仞
近世裁判に於ける「引合」及訴訟當事者……小早川欣吾
獨逸に於ける公用收用制度の變遷(二)……渡邊宗太郎

批評と紹介

獨逸有限責任會社委員會第一回報告書……大橋光雄
スツカルト、ネーセ『黨と國家』……長濱政壽

判例研究

〔民事法〕和解契約の效力……石田文次郎
株主總會の繼續會……大隅健一郎
北海道棧港事務所長と國家代表權——船舶の衝突と曳船列一體の原則……大橋光雄

雜

編輯後記

○櫻は滿開、春は酣、鑪て、新綠の香いよいよ深からんとして、戰勝第三の新年度を迎へることとなつた。司法部内の會同は、既に、豫定されてゐるだけでも、二十回以上を數へることが出來る。司法官試補指導に關する實務家會同が、そのトップを切り、刑務所長會同の日も今や目睫の間に迫つた。局長就任後第一回のものであるだけに、一層眞摯にして、熱烈なる討議が展開せらるることであらう。幸に行刑の進展に、一大目覺ましき効顯が持ち來たされんことを念願して已まぬ。

○戰時經濟政策の强化を計るため物資の使用制限及び禁止は相當廣範圍に亙つて行はれることは、最早疑の餘地はない。從つて、作業に於けろ受註關係や材料調辨に付て、幾多の困難が發生することを覺悟せねばならぬ。行刑に失業を許さないことは法律の命ずる所である。須らく作業經營に、新しき工夫と、熱烈なる努力とを拂ひ、難局打開に邁進せねばならぬ。今や、東京を中心に、北は樺太、南は九州の端に至る迄、大規模の下に、二十二個所の開墾事業が實施せられて居る。目下出役總人員二千六百九十名の多數に昇つてゐる。以て意を强くするに足る。

○明年ローマに於て開催せらるる筈の、國際刑事及行刑委員會大會に上程せらるる議題のプログラムを見るに、『近代行刑制度に於て放作業一を採用するの可否、心身陶冶に資すると共に、經濟的、社會的效果を高むるには之を如何に組織すべきか』の問題が其の第二部の第一に提案されてある。茲に解放作業と言ふは、所謂移動刑務所に行はるる開墾事業や農業のことであらう。收容者の心身陶冶に役立ち、且つ經濟的であり、社會的效果があるかは、既に本誌三月號の卷頭言に其の片鱗が述べられてある。現下軍需品作業の受註減少や、民需品の壓縮に基づく、作業力の餘剩は、須らく、斯の如き方面に振り向け、行刑奉公の誠を盡すべきである。

○趣味欄の締切期日が早くなつて、毎月五日迄に變つた關係上、其の後に、御送付を願つた玉稿は、一月號に廻し、掲載することになつた。御諒恕をこふ次第である。

四月十三日　YK生

定價		廣告料	
一冊（稅共）	金三十錢	一等一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓八十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓六十錢	普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十四年四月一日印刷納本
昭和十四年五月一日發行
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人 大河内恭三郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京一五〇五九番

矯正図書館